

地球温暖化対策計画（案）

令和 3 年 ● 月 ● 日

目 次

はじめに	1
第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向	11
第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向	11
1. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組	11
2. 世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	12
第2節 地球温暖化対策の基本的考え方	12
1. 環境・経済・社会の統合的向上	12
2. 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー	13
3. <u>全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化</u> <u>パリ協定への対応</u>	14
4. 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献	14
5. <u>パリ協定への対応</u> <u>全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化</u>	15
6. 評価・見直しプロセス(PDCA)の重視	15
第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標	16
第1節 我が国の温室効果ガス削減目標	16
第2節 我が国の温室効果ガスの排出状況	16
第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標	19
1. 温室効果ガス	19
(1) エネルギ一起源二酸化炭素	19
(2) 非エネルギー一起源二酸化炭素	20
(3) メタン	20
(4) 一酸化二窒素	20
(5) 代替フロン等4ガス	21
2. 温室効果ガス吸収源	21
3. 二国間クレジット制度(JCM)	22
第4節 個々の対策に係る目標	22
第5節 計画期間	22
第3章 目標達成のための対策・施策	23
第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割	23
1. 「国」の基本的役割	23
(1) 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進	23
(2) 率先した取組の実施	23
(3) 国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ	24
(4) 地球温暖化対策に関する国際協力の推進	24
(5) 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視	24
2. 「地方公共団体」の基本的役割	25

(1) 地域の自然的・社会的条件に応じた施策の推進	25
(2) 自らの事務及び事業に関する措置	25
(3) 特に都道府県に期待される事項	26
3. 「事業者」の基本的役割	26
(1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施	26
(2) 社会的存在であることを踏まえた取組	26
(3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減	27
4. 「国民」の基本的役割	27
(1) 国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減	27
(2) 地球温暖化防止活動への参加	27
第2節 地球温暖化対策・施策	29
1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策	29
(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策	29
① エネルギー起源二酸化炭素	29
A. 産業部門（製造事業者等）の取組	30
(a) 産業界における自主的取組の推進	30
(b) 企業経営等における脱炭素化の促進	34
(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	34
(d) 業種間連携省エネルギーの取組促進	36
(e) 電化・燃料転換	37
(f) 徹底的なエネルギー管理の実施	37
(g) 中小企業の排出削減対策の推進	37
(h) 工場・事業場でのロールモデルの創出	38
B. 業務その他部門の取組	38
(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）	38
(b) 建築物の省エネルギー化	38
(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	39
(d) デジタル機器・産業のグリーン化	40
(e) 徹底的なエネルギー管理の実施	40
(f) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進	41
(g) 中小企業の排出削減対策の推進（再掲）	41
(h) 工場・事業場でのロールモデルの創出（再掲）	41
(i) エネルギーの地産地消、面的利用の促進	41
(j) <u>脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）</u> <u>その他の対策・施策</u>	42
(k) <u>公的機関における取組（後掲）</u> <u>脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）</u>	42
(l) <u>その他の対策・施策</u> <u>公的機関における取組（後掲）</u>	42
C. 家庭部門の取組	44
(a) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）	44
(b) 住宅の省エネルギー化	44
(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	45
(d) 徹底的なエネルギー管理の実施	46
(e) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）	46
(f) その他の対策・施策	47
D. 運輸部門の取組	47
(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）	47
(b) 自動車単体対策	47
(c) 道路交通流対策	48

(d) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）	49
(e) 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	49
(f) 公共交通機関及び自転車の利用促進	49
(g) 鉄道、船舶、航空機の対策	50
(h) 脱炭素物流の推進	51
(i) <u>電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）</u> <u>その他の対策・施策</u>	54
(j) <u>その他の対策・施策電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）</u>	54
E. エネルギー転換部門の取組	55
(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）	55
(b) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	55
(c) 再生可能エネルギーの最大限の導入	58
(d) 石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進	60
② 非エネルギー起源二酸化炭素	60
③ メタン	61
④ 一酸化二窒素	62
⑤ 代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)	63
(2) 温室効果ガス吸收源対策・施策	67
① 森林吸収源対策	67
② 農地土壤炭素吸収源対策	70
③ 都市緑化等の推進	70
④ ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組	71
2. 分野横断的な施策	72
(1) 目標達成のための分野横断的な施策	72
(a) J-クレジット制度の活性化	72
(b) 二国間クレジット制度 (JCM)	73
(c) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）	74
(d) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成	74
(2) その他の関連する分野横断的な施策	76
(a) 水素社会の実現	76
(b) 温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組	77
(c) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	77
(d) 事業活動における環境への配慮の促進	78
(e) 成長に資するカーボンプライシング	79
(f) 税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用	81
(g) サステナブルファイナンスの推進	81
3. 基盤的施策	83
(1) 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備	83
(2) 地球温暖化対策技術開発と社会実装	84
(3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化	85
第3節 公的機関における取組	88
第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項	92
1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行	92
2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進	92
3. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進	96
4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携	96

第5節 特に排出量の多い事業者に期待される事項	98
第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換	99
第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）	
〔フ〕	104
1. 脱炭素先行地域づくり	104
2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）	105
3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策	106
第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進	111
1. パリ協定に関する対応	111
2. 我が国の貢献による海外における削減	111
(1) 相手国の政策・制度構築	112
(2) 二国間クレジット制度（JCM）（再掲）	112
(3) 国際ルール作りの主導	112
(4) 都市の取組の推進	113
(5) 二酸化炭素排出削減に貢献するエネルギーインフラの海外展開	113
(6) グリーン冷媒技術・製品等の国際展開	114
(7) 農林水産分野における気候変動対策の国際展開	114
(8) 公的資金の効果的な活用と民間資金の動員拡大	115
(9) 森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応	115
3. 世界各国及び国際機関との協調的施策	116
第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために	118
第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理	
1. 進捗管理方法	118
2. 定量的評価・見直し方法の概略	119
(1) 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標に関する評価方法	119
① 温室効果ガス排出量の目標に関する評価方法	119
A. エネルギー起源二酸化炭素の排出量見通し	119
B. 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量見通し	120
C. 代替フロン等4ガスの排出量見通し	120
② 吸收源の活用の評価方法	120
(2) JCM及びその他の国際貢献に関する評価方法	121
(3) 温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する対策の評価方法	121
第2節 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法	122
1. 国民・各主体の取組の評価方法	122
2. 研究開発及び技術開発の評価方法	122
第3節 推進体制の整備	123

- 別表1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧
- 別表2 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧
- 別表3 メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策の一覧
- 別表4 代替フロン等4ガスに関する対策・施策の一覧
- 別表5 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧
- 別表6 横断的施策

※地球温暖化対策において、西暦表示が多用されているものについては、年号の表記を西暦で行っている。

はじめに

地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき策定するものである。

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない、喫緊の課題である。持続可能な開発目標（SDGs）達成を始めとした地球規模課題への対応として、様々な社会変革を進めていく必要がある中で、特に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルへの貢献を図ることは国家間競争の中核となる様相が顕在化してきている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。他、我が国においても平均気温の上昇¹、大雨、台風等による被害²、農作物³や生態系への影響⁴等が観測されている。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている⁵。また、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると言われている。こうした認識は、2050年頃に社会の中心を担う将来世代からも表明されているところである⁶。また、将来世代からは、地域・性別・世代を超えて、気候正義に基づいたシ

¹ 1898年の統計開始から2020年における上昇率は、100年当たり1.26°Cである。（気象庁「日本の年平均気温偏差の経年変化（1898~2020年）」）

² 気候変動影響評価報告書（総説）（令和2年12月環境省公表）

³ 同上

⁴ 同上

⁵ 同上

⁶ 令和3年2月26日 中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合（第3回）ヒアリング

1 ステムチェンジが必要との意見もあった⁷。

2 企業や金融機関においても、パリ協定を契機に、ESG金融の動きなどとあ
3 いまって、脱炭素化を企業経営に取り込む動き（脱炭素経営）が世界的に進
4 展している。また、脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取
5 引先を選別する動きも加速している。自然災害による被害の激甚化など、気
6 候変動問題が企業の持続可能性を脅かすリスクになりつつある⁸中、脱炭素
7 化によって、リスクを回避するとともに機会の獲得を目指す動きが企業経営
8 の潮流となっており、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、
9 産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながっていく
10 という「経済と環境の好循環」を実現していく必要がある。

11 さらに、気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景に「2050年
12 までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼロカーボン
13 シティは、気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景に加速度的
14 に増加しており、2019年9月時点ではわずか4自治体であったが、2021年7
15 月時点においては420自治体となっており、表明自治体の人口を足し合わせ
16 ると、1億1000万人を超え、加速度的に増加した。

17 地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対
18 して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準で大気中の温室効果ガ
19 スの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。

20 「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼ
21 ボンシティは、気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景
22 に加速度的に増加しており、2019年9月時点ではわずか4自治体であったが、
23 2021年7月時点においては420自治体となっており、表明自治体の人口を足
24 し合わせると、1億1000万人を超えた。

25 企業や金融機関においても、パリ協定を契機に、ESG金融の動きなどとあ
26 いまって、脱炭素化を企業経営に取り込む動き（脱炭素経営）が世界的に進
27 展している。自然災害による被害の激甚化など、気候変動問題が企業の持続
28 可能性を脅かすリスクになりつつある中、脱炭素化によって、リスクを回避
29 するとともに機会の獲得を目指す動きが企業経営の潮流となっている。

⁷ 令和3年2月26日 中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会
産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合（第3回）ヒアリング

⁸ 気候変動影響評価報告書（総説）（令和2年12月環境省公表）

1 気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪であり、政府においては、
2 地球温暖化対策推進法及び本計画並びに気候変動適応法（平成30年法律第50
3 号）及び同法に基づく気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）を基
4 盤に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推
5 進していく。

6 | 7 （IPCC報告からの科学的知見）

8 | 9 気候変動問題を議論する際には、科学的知見の集約整理が必要不可欠であ
10 る。このことから、気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報
11 の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用するため、
12 世界気象機関（WMO）及び国際連合環境計画（UNEP）により気候変動に関
13 する政府間パネル（IPCC）が1988年に設立されている。IPCCは、2013年か
14 ら2014年にかけて、第5次評価報告書（AR5）を公表した。2021年から2022年
15 にかけて、第6次評価報告書が公表される予定である。

16 AR5では、以下の内容が示された⁹。

- 17 ● 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950年代以降、観測さ
18 れた変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。大
19 気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。
- 20 ● 人為起源の温室効果ガスの排出が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の
21 支配的な原因であった可能性が極めて高い。
- 22 ● ここ数十年、気候変動は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間シス
23 テムに影響を与えていた。
- 24 ● 1950年頃以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観測されてきた。
25 これらの変化の中には人為的影響と関連付けられるものもあり、その中には
26 極端な低温の減少、極端な高温の増加、極端に高い潮位の増加及び多くの
27 地域における強い降水現象の回数の増加が含まれる。
- 28 ● 温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要
29 素に長期にわたる変化をもたらす。これにより、人々や生態系にとって深

⁹ IPCC, The Summary for Policymakers (SPM) of the Working Group I contribution to the IPCC Fifth Assessment Report (WGI AR5) (2013年)、IPCC, The Summary for Policymakers (SPM) for the IPCC Fifth Assessment Report Synthesis (2014年)

刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まる。気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、適応¹⁰と併せて実施することで、気候変動のリスクの抑制が可能となるだろう。

- 21世紀終盤及びその後の世界平均の地表面の温暖化の大部分は二酸化炭素の累積排出量によって決められる。
- 1850～1900年平均と比較した今世紀末（2081～2100年）における世界平均地上気温の変化は、排出を抑制する追加的努力のないシナリオでは2°Cを上回って上昇する可能性が高く、厳しい緩和シナリオでは2°Cを超える可能性は低い。
- 工業化以前と比べて温暖化を2°C未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数ある。21世紀にわたって2°C未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が2050年までに2010年と比べて40%から70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下になるという特徴がある。
- 2030年まで追加的緩和が遅れると、21世紀にわたり工業化以前と比べて気温上昇を2°C未満に抑制することに関連する課題がかなり増えることになる。その遅れによって、2030年から2050年にかけて、かなり速い速度で排出を削減し、この期間に低炭素エネルギーをより急速に拡大し、長期にわたって二酸化炭素除去（CDR）技術¹¹に大きく依存し、より大きな経済的影响が過渡的かつ長期に及ぶことが必要になる。
- 適応及び緩和は、気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略である。今後数十年間の大幅な排出削減は、21世紀とそれ以降の気候リスクを低減し、効果的に適応する見通しを高め、長期的な緩和費用と課題を減らし、持続可能な開発のための気候にレジリエントな（強靭な）経

¹⁰ IPCC 第5次評価報告書第2作業部会報告書Box SPM.2においては、適応は「現実の又は予想される気候及びその影響に対する調整の過程。人間システムにおいて、適応は危害を和らげ又は回避し、もしくは有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある。」とされている。

¹¹ 二酸化炭素除去（Carbon Dioxide Removal (CDR)）技術とは、(1) 樹木や土壤等の既存の自然の作用の向上による炭素吸収量の増大や、(2) 化学作用を用いて二酸化炭素を除去することによる、二酸化炭素を大気中から直接除去する一連の技術である。

1 路に貢献することができる。

- 2 ● 多くの適応及び緩和の選択肢は気候変動への対処に役立ち得るが、単一の
3 選択肢だけでは十分ではなく、これらの効果的な実施は、全ての規模での
4 政策と協力次第であり、他の社会的目標に適応や緩和がリンクされた統合
5 的対応を通じて強化され得る。

6

7 2018年10月には、IPCC1.5°C特別報告書（正式名称「1.5°Cの地球温暖化：
8 気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への
9 努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5°Cの地球温暖化による影響及
10 び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報
11 告書」）が公表された。これは、パリ協定が採択された、気候変動に関する国
12 際連合枠組条約（以下「国連気候変動枠組条約」という。）第21回締約国会議
13 （COP21）において、1.5°Cの温暖化に関する科学的知見の不足が指摘された
14 ことから、IPCCに対し、1.5°Cの気温上昇に着目して、2°Cの気温上昇との影
15 韻の違いや、気温上昇を1.5°Cに抑える排出経路等について取りまとめた特別
16 報告書を準備するよう招請されたことを踏まえて作成されたものである。

17 同報告書では、以下の内容が示された¹²。

- 18 ● 世界の平均気温が2017年時点と比較して約1°C上昇し、現在の
19 度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5°Cに達
20 する可能性が高い。
- 21 ● 現在と1.5°C上昇との間、及び1.5°Cと2°C上昇との間には、生じる影響に有
22 意な違いがある。
- 23 ● 将来の平均気温上昇が1.5°Cを大きく超えないようにするために、2050年
24 前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっている。これを達成する
25 には、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む。）及び産業
26 システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（トランジション）が必要で
27 ある。
- 28 ● 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えていた。

¹² IPCC, Special Report: Global Warming of 1.5 °C Summary for Policymakers (2018年)、IPCC, Global Warming of 1.5°C Presentation to the wrap-up of the Talanoa Dialogue preparatory phase (2018年) なお、同資料は、IPCC事務局がCOP24においてSR1.5の内容を簡潔に説明するために作成したものである。

- 1 ● 地球温暖化を2°C又はそれ以上ではなく1.5°Cに抑制することには、明らかな
2 便益がある。
- 3 ● 地球温暖化を1.5°Cに抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅
4 等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成し得る。
- 5

1 (2020年までの目標・対策に関する国際的な対応と我が国の取組)

2
3 気候変動に対処するため、国連気候変動枠組条約が1992年5月に採択され、
4 1994年に発効した。我が国は1992年6月の国際連合環境開発会議において署
5 名、1993年5月に締結した。また、国連気候変動枠組条約の究極的な目的を
6 達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効
7 果ガス排出量の削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が、
8 1997年12月に京都で開催されたCOP3において採択された。我が国は、2002
9 年に京都議定書を締結し、第一約束期間（2008～2012年度）における温室効
10 果ガス排出量を、基準年（原則1990年）比で6%削減する約束を遵守すべく、
11 地球温暖化対策推進法に基づいて京都議定書目標達成計画（平成20年3月28
12 日閣議決定）を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じてきた。こ
13 の結果、第一約束期間中の5か年平均の総排出量は12億7,800万t-CO₂（基準年
14 比1.4%増）¹³、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基
15 準年比8.7%減となり、我が国は京都議定書の目標である基準年比6%減を達
16 成した。

17
18 京都議定書第一約束期間後（2013年以降）2020年までの温室効果ガス排出
19 削減目標については、2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催され
20 たCOP15、2010年11月から12月までメキシコ・カンクンで開催されたCOP16
21 と継続して議論された。COP16では、工業化以前からの全球平均気温上昇を
22 2°C未満に抑えるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要性を認識
23 し、附属書I国（先進国）の削減目標及び非附属書I国（途上国）の削減行動
24 に留意すること等を定めたカンクン合意が採択された。先進国と途上国両方
25 の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置付けられることとなり、我が国の
26 目指す公平かつ実効性のある枠組みの実現に近づく一方、法的拘束力がある
27 ものではないこと、先進国、途上国の対応の差異が明確なことなどの課題が
28 残った。

29 2011年11月から12月まで南アフリカ・ダーバンで開催されたCOP17では、

¹³ 2012年度温室効果ガス排出量（確定値）（2014年4月15日公表）に基づく。ただし、森林吸収量について、5か年の合計が我が国に設定されている算入上限値（5か年で2億3,830万t-CO₂）を上回ったため、算入上限値の年平均値を算入した。

1 全ての締約国に適用される2020年以降の法的枠組みを2015年までに採択す
2 ることが決定された。また、2013年以降の京都議定書第二約束期間に関して
3 は、参加しないとの我が国の立場を反映した上で、第二約束期間の設定につ
4 いて決定した。

5

6 我が国の2020年度の削減目標については、1990年度比25%減としていたと
7 ころ、2011年3月の東日本大震災などの我が国が直面した状況の変化を受け
8 て目標の見直しを行い、原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策
9 及びエネルギー・ミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温
10 室効果ガス排出量の削減効果を含めずして設定した現時点での目標として、
11 2005年度比で3.8%減とすることとし、2013年11月に国連気候変動枠組条約
12 事務局に登録した。

13

14 (2020年以降の国際枠組みの構築に向けた対応と自国が決定する貢献案の提
15 出)

16

17 COP17における合意に基づき、全ての締約国に適用される2020年以降の新
18 たな法的枠組みについて、2015年のCOP21での採択を目指した交渉が進めら
19 れてきた。2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19では、
20 全ての国に対し、COP21に十分先立って（準備できる国は2015年第1四半期
21 までに）2020年以降の自国が決定する貢献案（Intended Nationally
22 Determined Contribution。以下「INDC」という。なお、当該締約国がその他の
23 決定を行わない限り、自国が決定する貢献（NDC）となる。）を示すこと
24 が招請された。

25 我が国のINDCは、2015年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部に
26 おいて、2030年度の削減目標を2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%
27 減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付けで国連気候変動枠組条約事
28 務局に提出した。

29 2015年11月から12月までフランス・パリで開催されたCOP21では、全ての国
30 が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が
31 行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。

32 パリ協定においては、

33 ● 世界共通の長期目標として2°C目標の設定、世界の平均気温の上昇を工業

化以前よりも1.5°C高い水準までのものに抑える努力を継続すること

- 主要排出国を含む全ての国が気候変動に対する世界全体での対応に向けたNDCを5年ごとに提出・更新すること
- 各国はNDCの目的を達成するため緩和に関する国内措置を遂行すること
- 各国の次のNDCはその時点のNDCを超える前進を示すこと
- 共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- 二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を含む市場メカニズムの活用、森林などの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化の重要性
- 途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み等の実施と支援
- 世界全体の適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金の提供を行うこと
- イノベーションの重要性
- 5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み

等が規定された。

(パリ協定の発効と実施方針に関する交渉等)

パリ協定は採択の翌年2016年10月に締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を越えるとの発効要件を満たし同年11月4日に発効し、我が国は同年11月8日にパリ協定を締結した。

2018年12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたCOP24では、パリ協定の精神にのっとり、先進国と途上国との間で取組に差異を設けるべきという二分論によることなく、全ての国に共通して適用される実施指針が採択された。同実施指針には、緩和（2020年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度）、資金支援の見通しや実績に関する報告方法等について規定された。

一方で、パリ協定第6条（市場メカニズム等）については、2019年12月にスペイン・マドリードで開催されたCOP25でも合意に至らず、引き続き検討がなされている。2020年は11月に英国・グラスゴーでCOP26の開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年に延期を余儀

1 なくされた。

2 2020年は、パリ協定の下で、2030年を目標年とするNDCの通報又は更新が
3 求められた重要な年であり、我が国も2020年3月にNDCを提出し、INDCで
4 示した削減目標の水準にとどまることなく、中期・長期の画面で温室効果ガ
5 ガスの更なる削減努力の追求をしていくこと等を表明した。

6

7 (日米気候パートナーシップ、G7コーンウォール・サミット等)

8

9 2021年4月16日、日米首脳会談において、日米で世界の脱炭素化をリード
10 していくことを確認し、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、途上国の
11 脱炭素移行の各分野での協力を一層強化していくために、「野心、脱炭素化及
12 びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げた。

13 2021年5月20日及び21日にはG7気候・環境大臣会合が開催された。これは、
14 「気候」を冠する初めてのG7環境大臣会合であり、G7メンバーが、2050年カ
15 ーボンニュートラル及びこれと整合し、大幅に強化された2030年目標にコミ
16 ットし、全ての国、特に他の主要な排出国に対し、NDCを強化するよう要請
17 した。

18 2021年6月11日から13日にかけて英国・コーンウォールにて開催されたG7
19 コーンウォール・サミットでは、遅くとも2050年までにネット・ゼロ目標を
20 達成するための努力にコミットし、各国がその目標に沿って引き上げた2030
21 年目標にコミットすることを確認した。また、国内電力システムを2030年代
22 に最大限脱炭素化すること、国際的な炭素密度の高い化石燃料エネルギーに
23 対する政府による新規の直接支援を、限られた例外を除き、可能な限り早期
24 にフェーズアウトすること、国内的に、NDC及びネット・ゼロのコミットメ
25 ントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの
26 移行を更に加速させる技術や政策を急速に拡大すること、排出削減対策が講
27 じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の2021
28 年末までの終了に今コミットすることについて一致した。さらに、先進国全
29 体による2021年から2025年までの年間1,000億ドルの気候資金動員目標の達
30 成を再確認することとし、G7としてこの期間の我々の全体的な国際的公的氣
31 候資金を増加及び改善させることにコミットした。

32

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

1. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組

パリ協定は、世界の平均気温の上昇を 2°C より 十分 下回るものに抑えること、 1.5°C に抑える努力を継続すること等を目的とし、この目的を達成するよう、世界の排出のピークができる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すとされている。

IPCC 1.5°C 特別報告書に記載されているように、 1.5°C と 2°C 上昇との間には生じる影響に有意な違いがあることを認識し、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも 1.5°C に抑えるための努力を追求することが世界的に急務である。

我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし大きな成長につながるという考え方の下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下 同法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律 を「改正地球温暖化対策推進法」という。）によりこの目標を法定化した。これにより、中期目標の達成に留まらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させる。

さらに、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギー・再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める。食料・農林水産業においては、「みどりの食料システム

1 戰略」（令和3年5月12日農林水産省決定）に基づき、イノベーションにより
2 生産力向上と持続性の両立の実現を目指す。また、「国土交通グリーンチャレ
3 ンジ」（令和3年7月6日国土交通省決定）に基づき、国土・都市・地域空間
4 における分野横断的な脱炭素化等の取組を着実に実行する。さらに、脱炭素に
5 必要な循環経済（サーキュラーエコノミー）への戦略的な移行や自然を活用し
6 た解決策（NbS¹⁴）の取組を進め、新産業や雇用を創出する。

7 我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を、絶え間なく続けていく。
8 2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は、決して容易な
9 ものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位
10 置づけ、持続可能で強靭な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠で
11 ある。目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。
12

13 2. 世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

14 我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮する。今後も、
15これまで築いてきた信頼関係を基礎として、相手国との協働に基づく協力を拡大す
16るとともに、我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構
17築等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国
18際展開を促進し、世界の排出削減に最大限貢献する。

21 第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

23 1. 環境・経済・社会の統合的向上

24 地球温暖化対策の推進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域
25が抱える問題の解決、そしてSDGsの達成にもつながるよう、地域資源、技術革
26新、創意工夫をいかし、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策
27の推進を図る。

29 具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然と
30の共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネ

¹⁴ 自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）。健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。

1 ルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化
2 や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革、3R（廃棄物等の発生抑
3 制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）
4 をはじめとするサーキュラーエコノミーや自然生態系による炭素吸収・蓄積と
5 いう生態系サービスの長期的な発揮を含む自然共生社会への移行、脱炭素に向
6 けた攻めの業態転換及びそれに伴う失業なき労働移動の支援等を大胆に実行す
7 る。「労働力の公正な移行」はパリ協定において必要不可欠と規定されており、
8 働きがいのある人間らしい雇用や労働生産性の向上とともに実現していくこと
9 が重要である。また、我が国には地域に根差した企業が多数存在していること
10 から、労働力に加え、地域経済、地場企業の移行を一体的に検討する必要があ
11 る。

12 環境・経済・社会の統合的向上という方向性を国民、国、地方公共団体、事
13 業者等の全ての主体で共有し、協力してこの具体化に向け実際に行動していく
14 ことが非常に重要である。

15 2. 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー

17 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症は、生物多様性の損失
18 や気候変動等の地球環境の変化にも深く関係していると言われており、今後の
19 人間活動や自然との共生の在り方の再考を私たちに突き付けている。G7コーン
20 ウォール・サミットでは、「気候変動及び生物多様性の損失という前例のない
21 相互依存の危機が、人類、繁栄、安全保障及び自然に対し存亡に係る脅威を与
22 えている」との認識が共有された。地球の持続可能性に向けて動き出し、気候
23 変動を更に緩和・適応させ、生物多様性の損失と環境劣化を食い止め、回復さ
24 せるために、緊急かつ具体的な行動が必要である。

26 世界では、新型コロナウイルス感染拡大後の経済復興について、気候変動対
27 策の野心を高め、持続可能な経済社会の実現に向けたグリーンリカバリーの取
28 組が進められている。新型コロナウイルス感染症という新たな危機により、世
29 界の政治経済の枠組みは大きく変化しており、気候変動・エネルギー対策もこ
30 の変化への対応と一体的に推進する必要がある。私たちは時代の大きな転換点
31 に立っているという認識の下、新型コロナウイルス感染拡大前の社会に戻るの
32 ではなく、持続可能で強靭な社会システムへの変革を実現することが求められ

1 ている。2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、「脱炭素社会」、「循環
2 経済」、「分散型社会」への「3つの移行」を加速させ、持続可能で強靭な経
3 濟社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていく。

4

5 3. 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

6

7 地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わり、
8 また、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、国民、国、地方公共団体、
9 事業者等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要である。

10 このため、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見、一人一人が何をすべき
11 かについての情報、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報等を、なるべく目
12 に見える形で積極的に提供・共有し、また、それらを伝え、実践する人材の育
13 成と活動の展開を行い、国民各界各層における意識の変革と行動変容につなげ
14 る。パリ協定への対応

15 ~~パリ協定の目標達成に向け、パリ協定に規定された目標の5年ごとの提出・
16 更新のサイタル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビューへの
17 着実な対応を行う。さらに、パリ協定の国際的な詳細なルールの構築に我が国
18 としても積極的に貢献していく。パリ協定の下での各国の取組状況の報告・レ
19 ビューについても着実に対応する。~~

20

21 4. 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献

22

23 気候変動という地球規模の課題に立ち向かい、脱炭素社会を実現するためには、
24 従来の延長線上ではない、イノベーションを起こさなければならない。脱炭素社会
25 を実現していく上では、「イノベーション=技術革新」という単一的な見方を是正
26 し、最先端の技術を創出するイノベーションと併せて、今ある優れた技術の普及も
27 含め、技術の社会実装に向けた「実用化・普及のためのイノベーション」を推進する
28 ことが不可欠である。その観点から、性能や効率も重要だが、ユーザーに選ばれなけ
29 ればせっかくの性能も発揮できないため、ニーズ側や未来社会像から発想するイノ
30 ベーションも重要である。

31 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）、
32

1 「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦
2 略推進会議決定）等に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化
3 していく。加えて、JCM等を通じて、優れた脱炭素技術等の普及や地球温暖化
4 緩和活動の実施を推進する。

5. パリ協定への対応

パリ協定の目標達成に向け、パリ協定に規定された目標の5年ごとの提出・
更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビューへの
着実な対応を行う。さらに、パリ協定の国際的な詳細なルールの構築に我が国
としても積極的に貢献していく。パリ協定の下での各国の取組状況の報告・レ
ビューについても着実に対応する。全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強
化

地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わり、
また、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、国民、国、地方公共団体、
事業者等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要である。

このため、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見、一人一人が何をすべきかについての情報、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報等を、なるべく
目に見える形で積極的に提供・共有し、また、それらを伝え、実践する人材の
育成と活動の展開を行い、国民各界各層における意識の変革と行動変容につな
げる。

6. 評価・見直しプロセス (PDCA) の重視

本計画の実効性を常に把握し確実にするため、本計画策定後、毎年、各対策
について政府が講じた施策の進捗状況等を、温室効果ガス別その他の区分ごと
の排出削減量、対策評価指標、関連指標等（以下「対策評価指標等」という。）
を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に本計画を見直す。

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

第1節 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

第2節 我が国の温室効果ガスの排出状況

我が国は図1に示すとおり、2014年以来、6年連続で温室効果ガスを削減しており、2019年度¹⁵の温室効果ガス総排出量¹⁶は、12億1,200万t-CO₂（二酸化炭素（CO₂）換算¹⁷。以下同じ。）である。2013年度の総排出量（14億800万トン）と比べて14.0%減となっている。

2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネルギー等）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの導入拡大、原子力発電所の再稼働等）に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少等が挙げられる。

我が国における二酸化炭素排出量（電気・熱配分後）の部門別の推移を図1¹⁸、2019年度の部門別内訳を図2¹⁹に示す。部門別に見ると、産業部門、運輸部門、商業・サービス・事業所等の業務その他部門及び家庭部門からの排出量は全て減少傾向にある（2019年度比2013年度比17.0%減（産業部門）、同8.2%減（運輸部門）、同18.8%減（業務その他部門）、同23.3%減（家庭部門））。

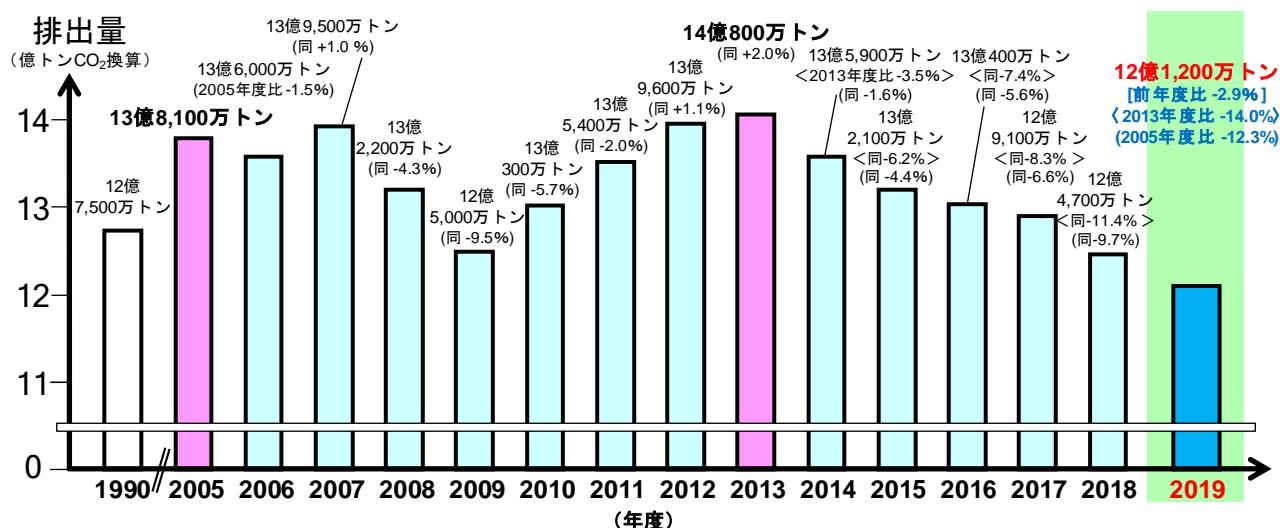
¹⁵ HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては曆年値。

¹⁶ 本計画における、温室効果ガス排出量の実績は、2019年度確報値（2021年4月13日公表）。

¹⁷ 二酸化炭素換算：各温室効果ガスの排出量に各ガスの地球温暖化係数を乗じ、それらを合算した。

1

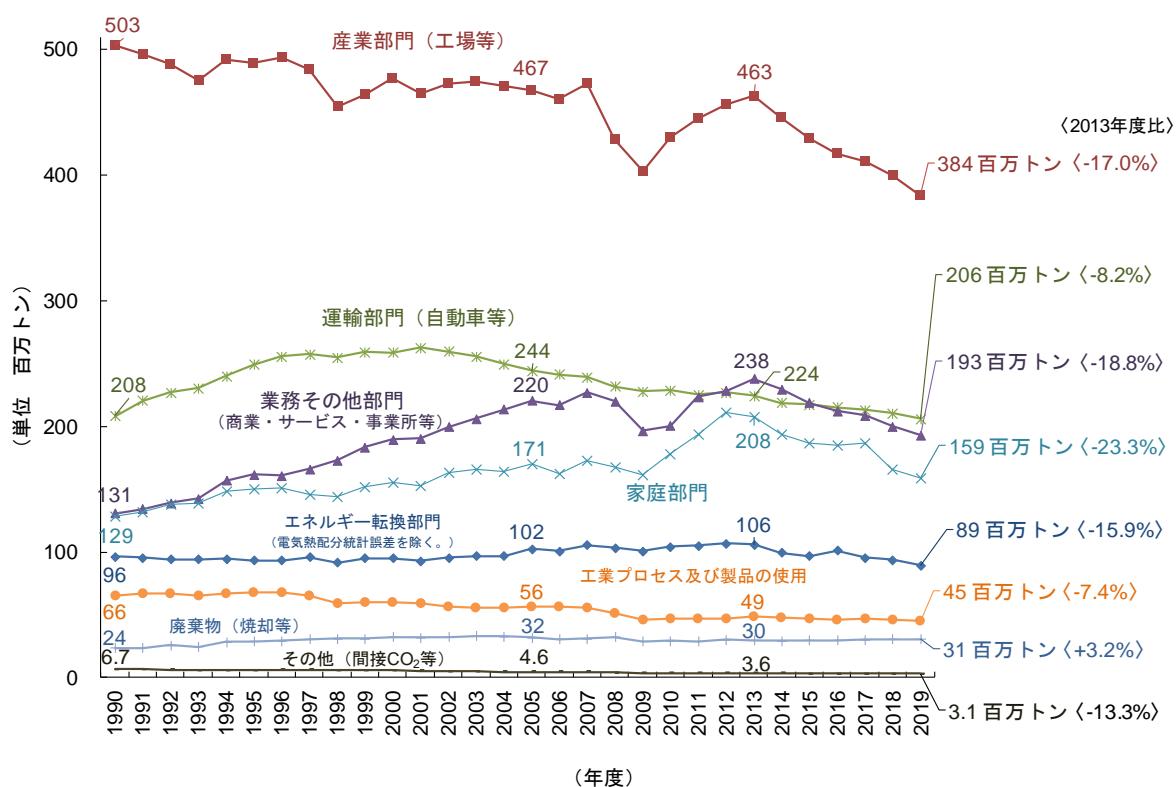
図1 我が国の温室効果ガス排出量の推移



2

3

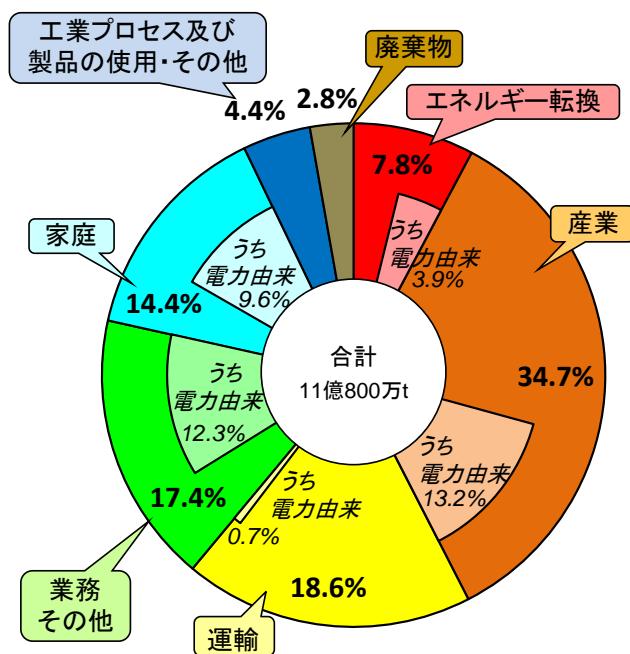
4

図1-2 我が国における二酸化炭素排出量（電気・熱配分後）の部門別の推移
(括弧内の数字は各部門の2019年度排出量の2013年度排出量からの増減率)

6

1

図2-3 我が国の部門別の二酸化炭素排出量（2019年度）



2

第3節 溫室効果ガス別その他の区分ごとの目標

2030年度における温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を以下のように設定する。

1. 温室効果ガス

二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふつ化硫黄 (SF_6) 及び三ふつ化窒素 (NF_3) を削減の対象とし、温室効果ガス別に以下のとおり2030年度における排出削減に関する目標を設定する。

(1) エネルギー起源二酸化炭素

我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については、統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及びエネルギー転換部門の5部門に分けることができ、対策・施策の効果もこの部門ごとに見ることができる。これらの各部門における将来の排出量の見込みは表1のとおりである。表1においては、我が国が一定の経済成長を遂げつつ、エネルギーの供給側における対策が所期の成果を上げ、かつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成すると試算される目安を設定している。

エネルギー起源二酸化炭素については、2030年度において、2013年度比約45%減の水準（約680百万t- CO_2 ）にすることを目標とする。

数値については精査中のため、変動する可能性があります。

1 表1 エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度の 各部門の 排出量の目安
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029	約680
産業部門	463	384	約290
業務その他部門	238	193	約120
家庭部門	208	159	約70
運輸部門	224	206	約140
エネルギー転換部門 ¹⁸	106	89.3	約60

2 [単位：百万t-CO₂]

3

4 (2) 非エネルギー起源二酸化炭素

5

6 非エネルギー起源二酸化炭素については、2030年度において、2013年度比約
7 15%減の水準（約70百万t-CO₂）にすることを目標とする。

8

9 (3) メタン

10

11 メタンについては、2030年度において、2013年度比約11%減の水準（約26.7
12 百万t-CO₂）にすることを目標とする。

13

14 (4) 一酸化二窒素

15

16 一酸化二窒素については、2030年度において、2013年度比約17%減の水準（約
17 17.8百万t-CO₂）にすることを目標とする。

18 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

数値については精査中のため、変動する可能性があります。

1 表2 非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出量の目標

	2013年度 実績	2019 年度 実績	2030年度の 排出量の目標
非エネルギー起源 二酸化炭素	82.3	79.2	約70.0
メタン (CH ₄)	30.0	28.4	約26.7
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8	約17.8

2 [単位：百万t-CO₂]
3

4 (5) 代替フロン等4ガス

5
6 代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) については、2030年度にお
7 いて、2013年度比約44%減の水準(約21.8百万t-CO₂)にすることを目標とする。

8
9 数値については精査中のため、変動する可能性があります。

表3 代替フロン等4ガスの排出量の目標

	2013年 実績	2019年 実績	2030年の 排出量の目標
代替フロン等4ガス	39.1	55.4	約21.8
HFCs	32.1	49.7	約14.5
PFCs	3.3	3.4	約4.2
SF ₆	2.1	2.0	約2.7
NF ₃	1.6	0.26	約0.5

10 [単位：百万t-CO₂]
11

12 2. 温室効果ガス吸収源

13
14 数値については精査中のため、変動する可能性があります。
15

森林吸収源については、2030年度において、約38百万t-CO₂の吸収量の確保
を目標とする。

1 加えて、2030年度において、農地土壤炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進
2 により約9.7百万t-CO₂の吸収量の確保を目標とする。

3

4 3. 二国間クレジット制度 (JCM)

5

6 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の
7 普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢
8 献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを
9 構築・実施していく。これにより、官民連携で2030年度までの累積で、1億t-
10 CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。

11

12 **第4節 個々の対策に係る目標**

13

14 前節で設けた2030年度における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及
15 びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安を達成するため、具体的
16 な数字の裏付けのある個々の対策について、我が国全体における対策評価指標、
17 排出削減見込量、対策を推進するための国の施策、地方公共団体が実施するこ
18 とが期待される施策例等を規定することとし、各分野・区分ごとに表形式で示
19 す（別表1～6 参照）。

20 2030年度の対策評価指標は、温室効果ガス別の目標及びエネルギー起源二酸
21 化炭素の部門別の排出量の目安を達成するための個々の対策に係る目標として
22 定める。2030年度以外の対策評価指標は、2030年度に向けた進捗状況を確認す
23 るための目安として定める。

24 なお、対策による温室効果ガス排出削減見込量（二酸化炭素換算）については、
25 当該対策による効果以外の要因も併せて算出されるものであり、本計画策
26 定時点での算定の前提を明らかにすることにより、事後的な検証を可能とする
27 ものである。

28

29 **第5節 計画期間**

30

31 計画期間は、本計画の閣議決定日から2030年度末までとする。

32

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

地球温暖化対策の推進に関し、国は以下の基本的役割を担うこととし、地方公共団体、事業者及び国民は以下の役割を担うことが求められる。

各主体がこのような役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することにより、各主体の取組単独による効果を超えた相乗的な効果を発揮することが期待される。

1. 「国」の基本的役割

(1) 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進

国は、本計画の推進を通じて、我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施を担う。その際、温室効果ガスの排出の削減等のためには、都市構造や社会経済活動、生活様式の見直しが不可欠であることや、対策が遅れれば遅れるほど将来により大幅な削減をしなければならなくなること、東日本大震災及び原子力発電所事故等を契機とした近年のライフスタイルや意識の変化を踏まえる。また、国の各機関は、この全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価を含む多様な政策手法を動員して、対策を推進する。

政府の政策全体が脱炭素の実現に整合的なものとなるよう、政策や事業の立案と実施において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付けることが重要である。

さらに、国の各機関は、地球温暖化対策を主目的としない施策の実施や計画の策定に当たっても、本計画の基本的考え方方に沿って、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するように配慮することとする。

(2) 率先した取組の実施

国は、社会全体への普及促進を重視しつつ、自らがその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全のための措置を率先して

1 実施する。

2 (3) 国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ

3
4 国は、地球温暖化問題に関する知見の国民への提供、問題の解決につなげる
5 ための具体的行動等に関する情報を国民に伝え、国民各界各層の意識の改革、
6 行動変容を推進する。

7 国は、国民各界各層による地球温暖化防止対策に自主的に取り組む活動を促
8 進するため、本計画に即して国民各界各層への重層的、波状的な普及啓発・情
9 報提供を行う。普及啓発事業ごとに目標を設定し、PDCA（企画・実行・評価・
10 改善）サイクルを通してより効果的な地球温暖化防止活動の展開を図る。この
11 ため、関係府省庁が一丸となって、産業界、労働界、教育界、地方公共団体、
12 地球温暖化防止活動推進員、地域地球温暖化防止活動推進センター及び民間団
13 体その他の地球温暖化防止活動に取り組む多様な主体との連携及び協力を得て、
14 より効果的な国民への普及啓発を行う。また、国はこれらの取組により資する
15 よう、地球温暖化問題に関する科学的知見の充実及び共有に努める。

16 また、地球温暖化防止に関する認知度や取組度合いに関する適切な指標・目
17 標を設定し、PDCAサイクルを実施し、より効果的な普及啓発の展開を図る。
18

19 (4) 地球温暖化対策に関する国際協力の推進

20
21 気候変動問題の解決のためのあらゆる行動は、一国だけでなく国際的な協調
22 により効果的、効率的に進めていくことが極めて重要である。こうした考え方か
23 ら、我が国は、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減
24 につながる取組も積極的に推進していく。

25
26 (5) 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視

27
28 気候変動に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年）
29 において承認された「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」の後継
30 として地球観測に関する政府間会合（GEO）閣僚級会合（2015年11月、メキシ
31 コシティ）において承認された「GEO戦略計画2016-2025」及び「今後10年の
32 我が国 地球観測の実施方針のフォローアップ報告書」（令和2年8月28日科

1 学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会策定) 等を踏まえ、
2 温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視
3 体制を強化する。

4

5 2. 「地方公共団体」の基本的役割

6 (1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

7
8 地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量
9 の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネ
10 ルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づ
11 くりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図
12 ることを目指す。

13 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公
14 共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排
15 出の量の削減等を行うための施策及びその実施の目標に関する事項を定める計
16 画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。

17 また、その他の地方公共団体も、同様に、地方公共団体実行計画区域施策編を
18 策定し実施するよう努める。

19 さらに、地域の脱炭素化のための、改正地球温暖化対策推進法第2条第6項
20 に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプ
21 ロジェクト（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）が円滑に推進されるよ
22 う、地方公共団体実行計画区域施策編において、都道府県は促進区域設定に係
23 る環境配慮の基準を必要に応じ定めるとともに、市町村は地域脱炭素化促進事
24 業に関する事項を定め実施するよう努める。

25

26 (2) 自らの事務及び事業に関する措置

27
28 地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民
29 の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本
30 計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並
31 びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体
32 実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

1

2 (3) 特に都道府県に期待される事項

3

4 都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他
5 の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

6 また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市
7 町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう
8 努める。

9 さらに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域
10 設定に係る環境配慮の基準をできるだけ定めるとともに、その他の援助を行う
11 ように努める。

12

13 3. 「事業者」の基本的役割

14 (1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施

15

16 事業者は、法令を遵守した上で、創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照ら
17 して適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野において自主的かつ
18 積極的に実施する。中長期の削減目標を設定し、その実現に向けて、RE100¹⁹等
19 を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入・利用その他の自社の排出削減
20 やサプライチェーン全体の排出削減を計画的に進める。また、省CO₂型製品の
21 開発、3R+Renewableをはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行、他の
22 主体の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置についても推進
23 する。

24

25 (2) 社会的存在であることを踏まえた取組

26

27 社会の一員である事業者は、単独に又は共同して自主的に計画を策定し、実
28 施状況を点検する。また、従業員への環境教育を実施するとともに、労働組合
29 や消費者団体・地域団体等と連携した温室効果ガスの排出の量の削減や企業に
30 よる敷地内の緑化等による温室効果ガス吸収源対策等に取り組む。また、国及

¹⁹ 企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

1 び地方公共団体の施策に協力する。

2

3 (3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

4

5 事業者は、製品・サービスのサプライチェーン及びライフサイクルを通じ、
6 温室効果ガス排出量等の把握に努めるとともに、カーボン・オフセットを含め、
7 これらの環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図る。また、製品・
8 サービスによる温室効果ガス削減に関する情報を提供する。

9

10 4. 「国民」の基本的役割

11 (1) 国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減

12

13 温室効果ガスの排出は、社会システムやライフスタイルの在り方及び国民一
14 人一人の行動に大きく左右されることを認識し、国民は、自ら積極的に現在の
15 行動様式の変革や行動変容に取り組む。その際、私たち一人一人のライフスタ
16 イルを一層快適で利便性が高く、かつ持続可能なものに変革していくことが重
17 要である。

18 具体的には、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとと
19 もに、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」を
20 進め、健康面への配慮や快適性など豊かさのある省エネルギー性能の高い住宅・
21 建築物の選択や断熱リフォーム、省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え・
22 サービスの利用、再生可能エネルギー電力と電気自動車 (EV) / プラグインハ
23 イブリッド自動車 (PHEV) / 燃料電池自動車 (FCV) を活用する「ゼロカーボ
24 ン・ドライブ」の普及、エコドライブの実施、公共交通機関や自転車の利用促
25 進、自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入・利用、電力の排出
26 原単位の小さい電気の選択、多様で柔軟な働き方働き方改革にも資するクール
27 ビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組等により、脱炭素型ライフスタイ
28 ルへの転換を進める。

29

30 (2) 地球温暖化防止活動への参加

31

32 国民は、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、脱炭素型ライフス

1 タイルへの転換（COOL CHOICE）、3R+Renewableをはじめとするサーキュ
2 ラーエコノミーへの移行の推進、森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地
3 球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど、各主
4 体との連携した取組を実施する。

5

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

表4 エネルギー起源二酸化炭素に関する部門別対策・施策の全体像

産業部門(製造事業者等)の取組	業務その他部門の取組	家庭部門の取組	運輸部門の取組	エネルギー転換部門の取組
<ul style="list-style-type: none">◆産業界における自主的取組の推進<ul style="list-style-type: none">○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証◆企業経営等における脱炭素化の促進<ul style="list-style-type: none">◆省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進<ul style="list-style-type: none">○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(農業機械・漁業分野)○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(鉄鋼業)○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(化学工業)○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(パルプ・紙・紙加工品製造業)○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(建設施工・特殊自動車使用分野)◆電化・燃料転換<ul style="list-style-type: none">○燃料転換の推進◆徹底的なエネルギー管理の実施<ul style="list-style-type: none">○FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施◆中小企業の排出削減対策の推進◆工場・事業場でのロールモデルの創出	<ul style="list-style-type: none">◆工場・事業場でのロールモデルの創出◆エネルギーの面的利用の拡大<ul style="list-style-type: none">○エネルギーの地産地消、面的利用の促進◆その他対策・施策<ul style="list-style-type: none">○ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入(水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等)○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入(下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進)○廃棄物処理における取組◆脱炭素型ライフスタイルへの転換<ul style="list-style-type: none">○脱炭素型ライフスタイルへの転換◆公的機関における取組	<ul style="list-style-type: none">◆脱炭素型ライフスタイルへの転換<ul style="list-style-type: none">○脱炭素型ライフスタイルへの転換◆徹底的なエネルギー管理の実施<ul style="list-style-type: none">○HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施◆電気・熱・移動のセクターカップリングの促進◆その他の対策・施策	<ul style="list-style-type: none">◆公共交通機関及び自転車の利用促進(自転車の利用促進)◆鉄道、船、航空機の対策<ul style="list-style-type: none">○鉄道分野の脱炭素化○船舶分野の脱炭素化○航空分野の脱炭素化◆脱炭素物流の推進<ul style="list-style-type: none">○トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進(トラック輸送の効率化)○トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進(共同輸配送の推進)○海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進(海上輸送)○海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進(鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進)○物流施設の脱炭素化の推進○港湾における取組(港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減)○港湾における取組(港湾における総合的な脱炭素化)◆その他対策・施策<ul style="list-style-type: none">○地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用◆電気・熱・移動のセクターカップリングの促進	<ul style="list-style-type: none">◆再生可能エネルギー熱等】<ul style="list-style-type: none">○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギーの導入○廃棄物処理における取組【地域内の再生可能エネルギー由来の電気・熱や未利用熱の最大限の活用】<ul style="list-style-type: none">○エネルギーの地産地消、面的利用の促進◆石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進<ul style="list-style-type: none">○省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(石油製品製造分野)

1 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

2 A. 産業部門（製造事業者等）の取組

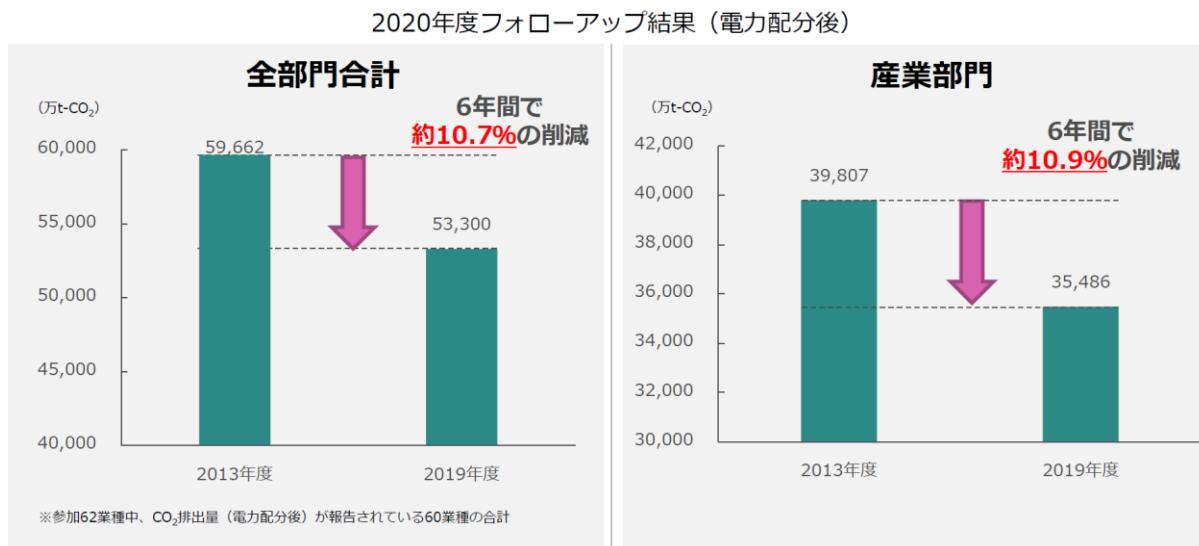
3
4 産業部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、3億8,400万t-CO₂であ
5 り、2013年度比で17.0%減少している。省エネルギーの推進、産業界の主体
6 的な温室効果ガス排出削減計画（以下これら個別業種単位の2012年度までの
7 計画を「自主行動計画」という。）や自主行動計画の後継である2013年度以
8 降の取組として産業界の各業種が策定する温室効果ガス排出削減計画（産業、
9 業務その他、運輸、エネルギー転換の各部門において、日本経済団体連合会
10 （以下「経団連」という。）加盟の個別業種や経団連に加盟していない個別
11 業種が策定する温室効果ガス排出削減計画のことを指す。以下これらの個別
12 業種単位の計画を「低炭素社会実行計画」²⁰という。）による取組が、これま
13 でのところ成果を上げてきているが、我が国の温室効果ガス排出量の約3割
14 を占める同部門の取組は今後とも重要である。このため、低炭素社会実行計
15 画をはじめとする対策の着実な推進を図るとともに、消費者・顧客を含めた
16 主体間の連携、国際貢献の推進、革新的技術の開発等により地球温暖化対策
17 に貢献していく。

18
19 (a) 産業界における自主的取組の推進

20
21 ○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証
22

²⁰ 2050年カーボンニュートラルの実現に対する世界の関心と期待がより一層高まる中、経団連は、その実現を今後目指すべき最も重要なゴールと新たに位置づけ、「経団連 低炭素社会実行計画」を「経団連 カーボンニュートラル行動計画」へ改める。

1 図3：低炭素社会実行行動計画参加業種・企業の排出総量の推移－2013～2019年度実績－



2 経団連をはじめとする産業界は、自主行動計画を策定して排出削減に取り組み、
3 これまで高い成果を上げてきた。低炭素社会実行計画により、多くの業種において
4 経済性を維持しながら順調に温室効果ガスが削減されているという実績（図3）を
5 踏まえ、本計画における削減目標の達成に向けて排出削減の着実な実施を図るため、
6 産業界における対策の中心的役割として引き続き事業者による自主的取組を進める
7 こととする。

8
9 産業部門の二酸化炭素排出量は、2013年度から2019年度にかけて約10.9%減少
10 しており、2020年3月のNDCにおける産業部門の2030年削減目標（6.5%）を上
11 回る実績である。

12 このような自主的手法は、透明性・信頼性・目標達成の蓋然性の向上という観点か
13 ら、一定程度政府による関与を必要としつつも、各主体がその創意工夫により優れ
14 た対策を選択できる、高い目標へ取り組む誘因があり得るといったメリットがあり、
15 今後も産業界がこれらのメリットをいかしながら温室効果ガスの排出を削減する努
16 力を進めていくことが極めて重要である。このため、低炭素社会実行計画の目標、内
17 容については、その自主性に委ねることによるメリットも踏まえつつ、社会的要請
18 に応えるため、産業界は以下の観点に留意して計画を策定・実施し、定期的な評価・
19 検証等を踏まえて隨時見直しを行うこととする。

20
21 ① 低炭素社会実行計画を策定していない業種においては、京都議定書目標達成計
22 画における自主行動計画に参加している業種はもとより、参加していない業種に

1 についても新規に策定するよう積極的に検討した結果、目標を策定した業種数は、
2 2013年度の87から、2018年度には114に増加。引き続き、中小企業も含めた業
3 界内カバー率の引上げに向けて努力する。

4

5 ② 低炭素社会実行計画における目標設定においては、温室効果ガスの排出削減の
6 観点から、経済的に利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）の
7 最大限の導入、積極的な省エネルギー努力等を基に二酸化炭素削減目標を策定し
8 ている。目標については、それが自ら行い得る最大限の目標水準であることを対
9 外的に説明する。設定された目標水準の厳しさや産業界の努力の程度を評価する
10 ことができるよう、我が国と各国とのエネルギー効率や二酸化炭素排出量の比較
11 が可能となるようなデータの収集に努めることが重要である。また、BATやベス
12 トプラクティスについては、あらかじめ明示することにより、目標水準の達成状
13 況だけでなく各業種においてなされた取組努力を評価することが可能になる。さ
14 らに、自主的目標を尊重しつつ、政府の2030年度目標との整合性や2050年のあ
15 るべき姿を見据えた2030年度目標設定、共通指標としての2013年度比の二酸化
16 炭素排出削減率の統一的な見せ方等、検討を進める。技術の発展等により新たな
17 BATの普及が可能となった場合には、柔軟に数値目標を引き上げるなど、不断の
18 見直しを行う。

19

20 ※ 目標指標は、各業種の主体的な判断によって、エネルギー消費原単位、エネ
21 ルギー消費量、二酸化炭素排出原単位、二酸化炭素排出量、BAU（Business
22 As Usual）からの削減量²¹のいずれかが主に選択されている。目標設定の在り
23 方については、政府の2030年度目標との整合性を含め、引き続き検討してい
24 くことが重要である。

25

26 ③ 低炭素社会実行計画では、実効性・透明性・信頼性を確保するため、これまで
27 同様PDCAサイクルを推進する。その際、2030年に向けた計画等については長期
28 の取組であることを踏まえ、2030年目標の業種間比較がしやすいように、前提
29 となる条件を明確化し、透明性を確保しながら、社会・産業の構造の変化や技術

²¹ 「BAUからの削減量」とは、追加対策がなされない場合、すなわちある年度の技術水準（原単位）が固定された場合の目標年度の想定排出量（BAU排出量）を基準として、BATの最大限の導入等により、目標とする二酸化炭素排出量等の削減量を達成するもの。

1 革新の進歩など様々な要因を考慮していく。

2

3 ④ ②で掲げた自らの排出削減目標（コミットメント）に加えて、脱炭素製品・サ
4 ビスの提供を通じて、関連業種とも連携しながら、サプライチェーン全体の二
5 酸化炭素排出量の削減に貢献する。さらに、地球温暖化防止に関する国民の意識
6 や知識の向上にも取り組む。

7

8 ⑤ 世界全体での地球温暖化対策への貢献の観点から、各業種は、脱炭素製品・サ
9 ビス等の海外展開等を通じた世界規模での排出削減、地球温暖化防止対策のた
10 めの意欲ある途上国への国際ルールに基づく技術・ノウハウの移転や、民間ベー
11 スの国際的な連携活動の強化等に積極的に取り組むとともに、各業種の事業分野
12 に応じた取組による削減貢献を示していく。

13

14 ⑥ 各業種は、2030年以降も見据えた中長期的視点で、2050年カーボンニュート
15 ラルの実現に向けた革新的技術の開発・実用化に積極的に取り組む。

16

17 ⑦ また、低炭素社会実行計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かり
18 ややすい情報発信を行うため、各業種において、信頼性の高いデータに基づく国際
19 比較等を行うとともに、積極的な対外発信を行う。

20

21 ⑧ 2050年カーボンニュートラルや2030年度の削減目標の進捗状況を踏まえて、
22 本計画の実効性・有効性を検証するとともに、業界が参画しやすいように、調査設
23 計の簡素化等に取り組む。

24

25 上記①～⑧の観点に基づき、政府は、各業種により策定された低炭素社会実
26 行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組につ
27 いて、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証及び低炭素社会実行計
28 画の進め方の検討を実施する。

29

30 また、産業界は、素材等の軽量化・高機能化、エネルギー効率の高い脱炭素
31 製品・サービスの開発・提供、モーダルシフト等を通じた物流の効率化、次世
32 代自動車や公共交通機関の利用促進等を通じて民生・運輸部門の省CO₂化に貢

1 献する。

2

3 **(b) 企業経営等における脱炭素化の促進**

4

5 パリ協定締結以降、ESG金融の拡大も背景に、気候変動対策を自社の経営上
6 の課題と捉え事業の脱炭素化を図る「脱炭素経営」に取り組む日本企業が増加
7 している。例えば、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD : Task Force
8 on Climate-related Financial Disclosures) 提言に賛同する日本企業の数や、SBT
9 (Science Based Targets)²²・RE100²³といった中長期の目標設定に取り組む日本
10 企業の数は、いずれも世界トップクラスである。

11 ESG金融をはじめ金融サイドの動向も踏まえつつ、脱炭素経営をより一層促
12 進するため、企業の情報開示や削減目標設定・計画策定等に関して、国が技術
13 的助言を行う。排出量の算定・削減に当たっては、サプライチェーン全体での
14 排出量の算定・削減を促進する。また、中小企業の脱炭素化に対する地域の支
15 援体制も強化する。さらに、製品・サービスのライフサイクルにおける温室効
16 果ガス排出量の見える化を促進することで、消費者からも脱炭素経営が評価さ
17 れる環境を整備する。

18

19 **(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進**

20

21 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エ
22 ネルギー法」という。）に基づき、エネルギー消費原単位の改善に向けたエネルギー管理の
23 徹底や省エネルギー設備・機器の導入促進を図る。

24 また、省エネ法に基づき提出される定期報告書を踏まえ、事業者の省エネルギー
25 状況を評価し、停滞事業者には集中的に指導・助言等を行い、優良事業者は公表して
26 称揚するなど、メリハリのある規制と支援策の実施により徹底した省エネルギーを
27 促進する。

28 さらに、業種・分野別に高い省エネルギー目標を定め、その達成を求める「ベンチ

²² パリ協定が求める水準（世界の気温上昇を産業革命前より 2°C を十分に下回る水準に抑え、また 1.5°C に抑えることを目指すもの）と整合した温室効果ガス排出削減目標の設定を企業に求めるイニシアティブ。

²³ 企業が自らの事業の使用電力を 100% 再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティヴ。

1 マーク制度」の対象分野の拡大や目標値の見直し等を行いつつ、事業者の更なる省
2 エネルギー取組を後押しする。

3

4 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）

5

6 産業部門において、空調、照明、給湯、工業炉、ボイラー、コーチェネレー
7 ション設備など幅広い業種で使用されている主要なエネルギー消費機器につい
8 て、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進する。

9

10 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（鉄鋼業）

11

12 最先端技術の導入として、電力需要設備、廃熱回収設備、発電設備及びコー
13 クス炉の更なる効率改善並びにコークス炉に投入する石炭の代替となる廃プラ
14 スチック等の利用拡大を図る。

15 また、既存技術のみならず、製鉄プロセスにおける大幅な省エネルギー及び
16 低炭素化のための革新的な技術開発を実施し、当該技術の2030年頃までの実用
17 化を目指す。

18

19 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（化学工業）

20

21 プロセスの特性等に応じ、排出エネルギーの回収、プロセスの合理化等を進
22 めるとともに、新たな革新的な省エネルギー技術の開発・導入を推進すること
23 で、省CO₂化に貢献する。

24

25 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（窯業・土石製品製造業）

26

27 熱エネルギー、電気エネルギーを高効率で利用できる設備の導入や廃棄物の
28 熱エネルギー代替としての利用を進めることで、セメント製造プロセスの省エ
29 ネルギー化を図る。また、先端プロセス技術の実用化・導入により、従来品と
30 同等の品質を確保しつつ、セメント及びガラス製造プロセスの省エネルギー化
31 を目指す。

32

33 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造
34 業）

35

36

1 古紙パルプ工程において、古紙と水の攪拌・古紙の離解を従来型よりも効率
2 的に進めるパルパーの導入を支援し、稼働エネルギー使用量の削減を目指す。

3

4 ○省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車使
5 用分野）

6

7 短期的には、燃費性能の優れた建設機械の普及を図ることにより、CO₂削減
8 を目指す。長期的には、カーボンニュートラルの実現に向け、軽油を燃料とし
9 た動力源を抜本的に見直した革新的建設機械（電気、水素、バイオマス等）の
10 認定制度を創設し、導入・普及を促進する。また地方公共団体の工事を施工し
11 ている中小建設業へのICT（Information and Communication Technology）施工
12 の普及など、i-Constructionの推進等により、技能労働者の減少等への対応に資
13 する施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進める。

14

15 ○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業
16 分野）

17

18 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策として、施設園芸における効率的かつ
19 低コストなエネルギー利用技術（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備
20 等）の開発やその普及を促進する。また、農業機械の省CO₂化、LED集魚灯や
21 省エネルギー型船外機等の導入を通じた効率改善など漁船における省エネルギー
22 化等を促進する。さらに、2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化
23 等に関する技術の確立を目指す。

24

25 (d) 業種間連携省エネルギーの取組促進

26 ○業種間連携省エネルギーの取組促進

27

28 工場で用途なく廃棄されている未利用熱の活用等、複数の工場・事業者がエネル
29 ギー融通等の連携を行うことで、更なる省エネルギーが可能となるため、省エネ法
30 に基づく連携省エネルギー計画制度等の活用や支援措置を通じ、こうした複数事業
31 者間の連携による省エネルギーの取組を促進する。

1 (e) 電化・燃料転換

2 ○燃料転換の推進

5 電源の脱炭素化の取組と併せて、最終エネルギー消費における電化は、適用に困
6 難が伴う分野や工程もあるものの、加熱や乾燥工程など産業プロセスでの化石燃料
7 消費を削減する可能性がある。プロセスの制御性を高めることにより、エネルギー
8 消費の低減だけでなく、少量多品種生産・自動化といった生産プロセスへの付加価
9 値の提供が期待される。さらに、電力を多く消費する生産工程を機動的に運用し需
10 要をシフトさせるデマンドレスポンスの実施も推進する。中温～低温の熱を軸に、
11 電化に向けた取組を深化させていく。

12 また、燃料転換の例としては、環境調和性に優れたボイラー、エネルギー効率に
13 優れた工業炉、熱電併給により高い省エネルギーを実現する天然ガスコーポレーテ
14 ーション、燃料電池、系統電力需給ピークを緩和するガス空調が挙げられる。電化
15 や水素化の難易度が高い産業用の高温の熱における燃料転換を推進する。

16 (f) 徹底的なエネルギー管理の実施

17 ○FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施

21 産業部門では、省エネ法によるエネルギー管理義務により、既にエネルギー
22 管理がある程度進んでいるが、IoT (Internet of Things) を活用した工場のエネ
23 ルギー管理システム (FEMS : Factory Energy Management System) 等の導入
24 促進により、エネルギー消費量を見える化し、客観的なデータに基づいた省エネ
25 ルギーの取組を促すことで、更なる省エネルギー・省CO₂を実現する。

26 (g) 中小企業の排出削減対策の推進

29 中小規模の事業者における省エネルギー・排出削減対策の強化のため、省エネ
30 ルギー意識向上のための広報、省エネルギー診断等によるエネルギー使用量
31 の削減、企業のエネルギー管理担当者に対するきめ細かな講習の実施、省エネ
32 ルギー対策のベストプラクティスの横展開等に取り組むとともに、原単位の改
33 善に着目しつつ、中小企業等の排出削減設備導入を支援する。

34 また、中小企業による省エネルギーの取組を地域においてきめ細かく支援す
35 るためのプラットフォームを地域の団体、金融機関、商工会議所及び自治体等

1 が連携して構築し、省エネルギーに取り組む中小企業の掘り起こしから運用改
2 善や設備投資等の取組のフォローアップまで幅広く支援する。

3

4 (h) 工場・事業場でのロールモデルの創出

5

6 工場・事業場において二酸化炭素削減余地を踏まえた意欲的な二酸化炭素削
7 減計画の策定、同計画に基づく先進設備の導入・電化・燃料転換・運用改善を
8 パッケージで行う取組を支援し、その優良事例を公表し、横展開を図る。

9

10 B. 業務その他部門の取組

11

12 業務その他部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、1億9,300万t-CO₂
13 であり、2013年度比で18.8%減少している。減少要因は、電力の二酸化炭素排
14 出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したことや、省エネルギー
15 等によりエネルギー消費原単位が改善し、エネルギー消費量が減少したこと等
16 による。一方、2030年度目標の達成に向け、同部門の排出量を2013年度比で約
17 5割削減する必要があり、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減
18 対策、省エネ法に基づく措置や低炭素社会実行計画に基づく対策の着実な推進
19 等を通じて排出削減を図る。

20 また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を
21 図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、
22 より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図
23 る。

24

25 (a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）

26

27 ○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲）

28

29 (b) 建築物の省エネルギー化

30

31 ○建築物の省エネルギー化

32

33 建築物の省エネルギー対策の強化を図るため、今後、早期に建築物のエネル
34 ギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ
35 法」という。） 建築物省エネ法における規制措置を強化する。具体的には、建

1 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建
2 築物省エネ法」という。)を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である
3 小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、
4 2030年の新築平均ZEB²⁴目標と整合的な誘導基準の引上げや、省エネ
5 エルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

6 あわせて、建築物に導入される機器・建材の性能向上と普及を図るため、機
7 器・建材トップランナー制度の強化を図る。この際、レジリエンス性を確保する
8 観点から、多様なエネルギー源を利用する機器が必要であることに留意しつ
9 つ、給湯器等の省エネルギー性能の向上を図っていく。

10 加えて、規制強化のみならず、公共建築物における率先した取組を図るほか、
11 ZEB、省エネルギー建材の実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。
12 さらに、既存建築物の改修・建替の支援や、省エネルギー性能に優れたリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、省エネルギー性能表示などの省エネルギー対策を総合的に促進する。

15 (c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

16 ○高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他部門）

20 個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を更に進めるとともに、高効率な省エネルギー機器の普及を促進する。

22 LED等の高効率照明について2030年までにストックで100%普及することを目指すため、2019年度に照明器具及び電球のトップランナー制度を改正し、白熱電球を新たにトップランナー制度の対象に追加した。引き続き、トップランナー基準の遵守を事業者に求めること等により、高効率照明の更なる普及を促す。また、ヒートポンプ式給湯器や潜熱回収型給湯器等のエネルギー効率の高い業務用給湯器の導入を促進する。

²⁴ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

1 さらに、冷凍空調機器について、冷媒管理技術の向上等によりエネルギー効
2 率の向上を図る。

3 また、先導的脱炭素化技術（LD-Tech）等による情報発信を行う。

4

5 ○トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（業務その他部門）

6

7 1998年度に省エネ法に基づくトップランナー制度が創設され、その後順次対
8 象機器を拡大し、2020年度時点ではエネルギー消費機器として29品目が対象機
9 器となっている。今後も更なる個別機器の効率向上を図るため、目標年度が到
10 達した対象機器の基準見直しに向けた検討等を行う。

11

12 (d) デジタル機器・産業のグリーン化

13

14 パワー半導体や次世代半導体の利活用については、超高効率の次世代パワー
15 半導体（GaN、SiC、Ga₂O₃等）の実用化に向けて、研究開発を支援するととも
16 に、導入促進のために、半導体サプライチェーンの必要な部分に設備投資支援
17 などを実施することで、2030年までには、省エネルギー50%以上の次世代パワ
18 わー半導体の実用化・普及拡大を進める。さらに、データセンターの省エネルギー
19 一化に向けた研究開発、実証や、ソフトウェア開発・処理の効率化によるシス
20 テム全体の省エネルギー化に向けた研究開発、実証を進めるとともに、省エネ
21 エルギー半導体の製造拡大のための設備投資支援、データセンターでの再生可能
22 エネルギー電力利活用の促進などにより、2030年までに全ての新設データセン
23 ターの30%以上の省エネルギー化、国内データセンターの使用電力の一部の再
24 生可能エネルギー化を目指す。こうした取組を着実に進めるとともに、電力消
25 費量が増大する電機・情報通信産業も含めた省エネルギー・省CO₂推進のため
26 の制度など、カーボンニュートラルに向け必要となる制度の検討を進める。

27

28 (e) 徹底的なエネルギー管理の実施

29

30 ○BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施

31

32 建築物全体での徹底した省エネルギー・省CO₂を促進するため、エネルギー
33 の使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援
34 を行うビルのエネルギー管理システム（BEMS：Building and Energy

1 Management System) を2030年までに約半数の建築物に導入する。また、BEMS
2 から得られるエネルギー消費データを利活用することにより、建築物における
3 より効率的なエネルギー管理を促進する。

4 さらに、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切
5 な運用改善等を行う「エコチューニング」を推進することにより、温室効果ガ
6 ガスの排出削減等を行う。

7 こうしたエネルギー消費の見える化や省エネルギー診断等の結果を踏まえ、
8 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果までを保
9 証するビジネス（ESCO：Energy Service Company）等を活用した省エネルギー
10 機器・設備の導入や、ダウンサイ징（機器・設備の最適化）を促進する。
11

(f) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進

14 太陽光発電は発電が可能な時間帯が集中すること等を考慮し、需要側で柔軟
15 性（デマンドサイドフレキシビリティ）を発揮する電気自動車（EV）等、ヒー
16 トポンプ式給湯器、燃料電池、バイオマス熱電併給システム等を地域の特性に
17 応じて導入するとともに、住宅・ビルのエネルギー管理システム（HEMS・BEMS）
18 やICTを用い、これらが、太陽光発電の発電量に合わせて需給調整に活用され
19 ること（電気・熱・移動のセクターカップリング）を促進する。

20 また、地域の再生可能エネルギーを活用しつつ、EVカーシェアリングやバッ
21 テリー交換式EV・バッテリーステーションの導入等を進めることで、地域レベ
22 ルでの需給調整機能の向上や地域交通の脱炭素化等を図る。
23

(g) 中小企業の排出削減対策の推進（再掲）

(h) 工場・事業場でのロールモデルの創出（再掲）

(i) エネルギーの地産地消、面的利用の促進

○エネルギーの地産地消、面的利用の促進

32 エネルギーの地産地消やエネルギーの面的利用は、効率的なエネルギー利用
33 や、地域活性化、災害時の停電等のリスクを低減させることにもつながること
34 から、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」

1 の観点からも望ましい。地域における再エネ等の分散型エネルギー資源の
2 活用に向けては、既存の系統線を活用した地域マイクログリッドの構築や自営
3 線や熱導管等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築等が期待され
4 ており、都市開発などの機会を捉え、これらの構築に当たっての計画策定や設
5 備・システム導入の支援等を行う。また、地域のレジリエンス強化や地域経済
6 の活性化に資する真の地産地消の推進に向けて、地域と共生し、地域の産業基
7 盤の構築等へ貢献する優良な事業者を顕彰し、その普及を促す。

8

9 (kj) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

10

11 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

12

13 (kl) 公的機関における取組（後掲）

14

15 (lj) その他の対策・施策

16

17 ○ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低脱炭素化

18

19 都市部を中心としたヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得ら
20 れた知見を活用し、総合的に「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都
21 市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」及び「熱中症を含む人の健康への
22 影響等を軽減する適応策」などのヒートアイランド関連施策を実施することにより、
23 热環境改善を通じた都市の低脱炭素化を推進する。

24 具体的には、エネルギー消費機器等の高効率化の促進、低炭素な建築物等の
25 普及促進、次世代自動車の技術開発・普及促進、交通流対策等の推進や未利用
26 エネルギー等の利用促進により、空調機器システムや自動車など人間活動から
27 排出される人工排熱の低減を図ることにより都市の省CO₂化を推進する。

28 また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防
29 止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公
30 庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地
31 や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善を図る。

32 さらに、都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道
33 を確保する等の観点から水と緑のネットワークの形成や「多自然川づくり」の
34 推進により、都市形態の改善を図る。

1 加えて、クールビズ・ウォームビズをはじめとする「COOL CHOICE」の推
2 進等によりライフスタイルの改善を促すとともに、冷暖房温度の適正化を実現
3 する。また、地方公共団体や事業者に対し、地域や街区、事業の特性に応じた
4 熱中症対策等の適応策の実施を促す。

5

6 ○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（水道事業における
7 省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等）

8 ○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（下水道における
9 省エネルギー・創エネルギー対策の推進）

10 上水道においては、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ
11 制御化などの省エネルギー設備の導入及び施設の広域化・統廃合・再配置によ
12 る省エネルギー化の推進や、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギ
13 一発電設備の導入を実施する。

14 また、長期的な取組として、上水道施設が電力の需給調整に貢献する可能性
15 を追求する。

16 下水道においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた施設
17 管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下
18 水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥由来の固
19 形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギー
20 の取組を推進する。

21

22 ○廃棄物処理における取組

23 温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableを推進するとともに、循
24 環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環法」という。）に
25 基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）の第5次循
26 環計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための
27 工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う。その上で、廃棄物処理施設に
28 おける廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等を更に進める。ま
29 た、廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ收
30 集車等の導入によりごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出
31 削減を推進する。

1 (各省連携施策の計画的な推進)

2

3 徹底した省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入、建築物の省エネ

4 ルギー化など業務その他部門における2030年度の削減目標をより確実に達成

5 するため、関係府省庁の連携を計画的に推進し、あらゆる分野における取組を

6 より効果的・効率的に実施する。

7

8 (k) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

9

10 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

11

12 (l) 公的機関における取組（後掲）

13

14 C. 家庭部門の取組

15

16 家庭部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、1億5,900万t-CO₂であり、

17 2013年度比で23.3%減少している。減少要因は、電力の二酸化炭素排出原単位

18 が改善したことや、省エネルギー等によりエネルギー消費原単位が改善し、エ

19 ネルギー消費量が減少したこと等による。一方、2030年度目標の達成に向け、

20 同部門の排出量を2013年度比で約66%削減する必要があり、住宅の省エネルギー

21 性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉

22 え、ライフスタイルを不斷に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー

23 対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促す。

24 また、家庭で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ること

25 により家庭部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、事業者にお

26 いては、より一層の機器のエネルギー効率の向上を図るとともに、機器の利用

27 に伴う二酸化炭素排出に関する国民への正確かつ適切な情報提供を推進する。

28

29 (a) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

30

31 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

32

33 (b) 住宅の省エネルギー化

34

35 ○住宅の省エネルギー化

1 住宅の省エネルギー対策の強化を図るため、今後、早期に建築物省エネ法に
2 おける規制措置を強化する。具体的には、建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅の省エネルギー基準への適合を2025年
3 度までに義務化するとともに、2030年の新築平均ZEH²⁵目標と整合的な誘導基
4 準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引
5 上げを遅くとも2030年度までに実施する。

6 あわせて、住宅に導入される機器・建材の性能向上と普及を図るため、機器・
7 建材トップランナー制度の強化を図る。この際、レジリエンス性を確保する観
8 点から、多様なエネルギー源を利用する機器が必要であることに留意しつつ、
9 給湯器等の省エネルギー性能の向上を図っていく。また、断熱性能の高い窓製
10 品の普及を図るため、窓製品の断熱性能を消費者に分かりやすく伝えることが
11 可能な性能表示制度の在り方を検討する。

12 加えて、規制強化のみならず、ZEHや省エネルギー建材の実証や更なる普及
13 拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅の改修・建替の支援、省
14 エネルギー性能に優れたリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、
15 住宅の省エネルギー性能に関する表示制度の導入などの省エネ対策を総合的に
16 促進する。

17 (c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

18 ○高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）

19 ○高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）

20 個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を
21 更に進めるとともに、高効率な省エネルギー機器の普及を促進する。

22 LED等の高効率照明について、2030年までにストックで100%普及すること
23 を目指すため、2019年度に照明器具及び電球のトップランナー制度を改正し、
24 蛍光ランプやLEDランプに加え、白熱電球を新たにトップランナー制度の対象
25 にした。また、ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器など給湯器について

²⁵ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：20%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①『ZEH』（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上100%未満削減）、③ZEH Oriented（再生可能エネルギー導入なし）と定義している。

1 もトップランナー基準を見直し、目標水準の引上げ等を行った。引き続き、ト
2 ップランナー基準の遵守を事業者に求めること等により、高効率照明やエネル
3 ギー効率の高い給湯設備の更なる普及を促す。

4 家庭用燃料電池（エネファーム）は、都市ガスやLPガスから水素を造り、空
5 気中の酸素と化学反応させることで発電を行うとともに、発電時に発生する熱
6 を有効に活用することで、最大90%以上の総合エネルギー効率を達成する分散
7 型エネルギーである。今後は純水素燃料電池も含め、更なる導入を目指す。

8 凈化槽については、浄化槽設置に係る支援における省エネルギー化への施策
9 誘導等により、先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の普及や省エネルギー性
10 能の高い中・大型浄化槽の導入を促進する。

11 また、LD-Tech等による情報発信を行う。

12 ○トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（家庭部門）

13 (d) 徹底的なエネルギー管理の実施

14 ○HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情 15 報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施

16 住宅全体での省エネルギー・省CO₂を促進するため、エネルギーの使用状況
17 を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す住宅のエネルギー
18 管理システム（HEMS：Home Energy Management System）及びスマートホ
19 ームデバイスが2030年までにほぼ普及することを目指すとともに、家庭における
20 電気の使用量が従来よりも詳細に計測でき、HEMSとの連携等により電力使
21 用量の見える化を促すスマートメーターの導入を進める。また、HEMSから得
22 られるエネルギー消費データを利活用することにより、住宅におけるより効率
23 的なエネルギー管理を促進する。加えて、省エネ法に基づき、エネルギー小売
24 事業者に対して、一般消費者の省エネルギーに資する情報の提供を求めるこ
25 を通じて、家庭における更なる省エネ取組を促していく。

26 こうした取組を通じたエネルギー消費の見える化の結果を踏まえESCO等を
27 活用した省エネルギー機器・設備の導入を促進する。

28 (e) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）

1 (f) その他の対策・施策

2 (各省連携施策の計画的な推進)

5 徹底した省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入、住宅の省エネルギー化など家庭部門における2030年度の削減目標をより確実に達成するため、
6 関係府省庁の連携を計画的に推進し、あらゆる分野における取組をより効果的・
7 効率的に実施する。

9 D. 運輸部門の取組

12 運輸部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、2億600万t-CO₂であり、
13 2013年度比で8.2%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸
14 送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものと
15 するため、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化
16 など、総合的な対策を推進する。

17 (a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）

20 ○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲）

22 (b) 自動車単体対策

24 ○次世代自動車の普及、燃費改善等

26 エネルギー効率に優れる次世代自動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車
27 （FCV）、~~プラグインハイブリッド自動車（PHEV）~~、ハイブリッド自動車（HV）
28 等）の普及拡大を推進する。そのため、現時点では導入初期段階にありコスト
29 が高いなどの課題を抱えているものについては、補助制度や税制上の優遇等の
30 支援措置等を行うなど、電動車・インフラの導入拡大、電池等の電動車関連技
31 術・サプライチェーン・バリューチェーンの強化等の包括的な措置を講ずる。
32 こうした取組により、2030年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車の割
33 合を5割～7割にすること、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車（電
34 気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、~~プラグインハイブリッド自動車
35 （PHEV）~~、~~ハイブリッド自動車（HV）~~）の割合を100%にすることを目指す。

1 また、EV充電施設の道路内配置の検討や走行中給電技術の研究支援を進める
2 他、EV充電施設が少ない地域の幹線道路等において、案内サインの整備を促進
3 するとともに、電動車に対して高速道路利用時のインセンティブを付与することにより、一般道路から高速道路への交通転換による排出ガスの削減や電動車
4 の普及促進を図る。

5 FCVの更なる導入拡大に向けて、水素ステーションの戦略的整備や大規模充
6 填能力を有するステーションの開発・導入に関する支援などを行う。また、ス
7 テーション関連コストの低減に向けた技術開発とともに、燃料電池車に関する
8 規制の一元化などをはじめとした規制の合理化を進める。

9 自動車の燃費規制については、トップランナー制度に基づく燃費基準の下、
10 これまで大幅な燃費の向上が図られており、2020年3月にはWell to Wheel評価
11 でEV、PHEVも対象とした、2030年度を目標年度とする乗用車の新たな燃費基
12 準を定めた。今後、カーボンニュートラルを目指していく中で、引き続き規制
13 的手法とインセンティブ措置を両輪として取り組んでいく必要があり、技術中
14 立的な燃費規制を活用し、あらゆる技術を組み合わせて、効果的にCO₂排出削
15 減を進めていく。

16 このため、自動車の製造事業者等に対し、新たな燃費基準の達成を通じた新
17 車の燃費向上を促していく。その際、勧告・公表の運用を見直すことにより、
18 燃費基準の遵守に向けた執行強化を検討する。さらに、税制上の措置優遇等に
19 ついては、必要な見直しを行いつつ、より一層の燃費改善を進める。また、自
20 動車部材の軽量化による燃費改善が期待できるセルロースナノファイバー、改
21 質リグニン等の技術開発・社会実装等を進める。

22 バイオ燃料は、植物や廃棄物等を原料とするカーボンニュートラルな燃料で
23 あり、引き続き、適切な供給に向けた取組を促進していく。

24

25 (c) 道路交通流対策

26

- 27 ○道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）
- 28 ○道路交通流対策（LED道路照明の整備促進）
- 29 ○道路交通流対策（高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化））
- 30 ○道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイ
31 ブリッド）化））
- 32 ○道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進））
- 33 ○道路交通流対策（自動走行の推進）

1 道路の整備に伴って、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があること
2 を認識しつつ、二酸化炭素の排出削減に資する環状道路等幹線道路ネットワー
3 クの強化、ETC2.0を活用したビッグデータ等の科学的な分析に基づく渋滞ボト
4 ルネック箇所へのピンポイント対策、ICT・AI等を活用した交通需要調整のた
5 めの料金施策を含めた面的な渋滞対策の導入検討などの取組の他、道路照明灯
6 の更なる省エネルギー化、高度化を図るとともに、LED道路照明の整備を推進
7 する。また、道路管理に必要な電力について太陽光発電等の再生可能エネルギー
8 の導入を推進するための検討を行い、全国展開を目指す。

9 信号機の集中制御化などの高度道路交通システム（ITS）の推進、プロファイ
10 ル化などの信号機の改良、信号灯器のLED化などの持続可能でグリーン化を推
11 進する交通安全施設等の整備、自動走行の推進、二酸化炭素の排出削減に資す
12 る道路交通流対策を推進する。

13

14 (d) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

15 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

16

17 (e) 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化

18 ○環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化

19 トラック・バス・タクシーなどの事業用自動車のエコドライブを促進するた
20 め、運送事業者等を対象に、エコドライブ管理システム（EMS：Eco-drive
21 Management System）の普及・促進を図る。また、関係4省庁のエコドライブ
22 普及連絡会を中心とした広報活動等により普及啓発を行う。

23 また、燃費の向上など一定の優れた環境取組を実施している運輸事業者を認
24 定する「グリーン経営認証制度」の普及を促進する。

25

26 (f) 公共交通機関及び自転車の利用促進

27 ○公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）

28 ○公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）

29 公共交通分野における脱炭素化とマイカーだけに頼ることなく移動しやすい

1 環境整備を図るため、まちづくりと連携しつつ、LRT（Light Rail Transit²⁶）・
2 BRT（Bus Rapid Transit²⁷）や電気自動車等の二酸化炭素排出の少ない輸送シ
3 ステムの導入を推進するとともに、地方公共団体における地域公共交通計画の
4 作成に対する支援、MaaS²⁸（Mobility as a Service）の社会実装やコンパクト・
5 プラス・ネットワークの推進、地域交通ネットワークの再編、バリアフリー化
6 の促進、駅前広場やバスタ等の交通結節点の官民連携整備等による多様な交通
7 モード間の接続（モーダルコネクト）の強化等を通じた公共交通サービスの更
8 なる利便性向上による利用促進を図る。

9 また、自転車の利用促進を図るため、安全確保施策と連携しつつ、地方公共
10 団体における自転車活用推進計画の策定に対する支援、自転車通行空間ネット
11 ワークの整備、駐輪場の整備、シェアサイクルの普及促進など、自転車の利用
12 環境の創出に向けた取組を推進する。

13 加えて、通勤交通マネジメントをはじめとする事業者の主体的な取組の促進、
14 日常生活における車の使い方をはじめとする国民の行動変容を促す取組の推進
15 により、自動車交通量の減少等を通じて環境負荷の低減を図る。政府において
16 も、引き続き、業務時の活動における公共交通機関の利用、自転車の積極的活
17 用を図る。

18 あわせて、マイカーだけに頼ることなく移動しやすい環境整備を図り、環境
19 的に持続可能な交通（EST：Environmentally Sustainable Transport）を目指す。
20

21 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策

22 ○鉄道分野の脱炭素化

23 鉄道部門においては、軽量タイプの車両やVVVF（Variable Voltage Variable
24 Frequency control）機器搭載車両²⁹などのエネルギー効率の良い車両や先進的
25 な省エネルギー機器等を導入してきたところであり、引き続きその導入を促進
26 する。また、水素を燃料とする燃料電池鉄道車両の開発を推進する。あわせて、
27

²⁶ 走行空間の改善、車両性能の向上等により、乗降の容易性、定時性、速達性、輸送力、快適性等の面
で優れた特徴を有する人と環境に優しい次世代型路面電車システム。

²⁷ 専用レーン等を活用したバス高速輸送システム。

²⁸ スマートフォンアプリ等を用い、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応し
て、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行う
サービス。

²⁹ 電気抵抗を使わずにモーターの回転数を効率良く制御する機構を搭載した車両。

1 鉄道・軌道施設を活用した太陽光発電の導入を推進する。

2

3 ○船舶分野の脱炭素化（省エネルギー・省CO₂に資する船舶の普及促進）

4

5 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省
6 CO₂排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含む
7 め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化
8 にも資する等を活用した船舶の技術開発・実証・導入促進、デジタル技術の活用に
9 よる内航近代化・運航効率化を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を
10 従来の目標である2028年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。

11

12 ○航空分野の脱炭素化

13

14 航空分野の脱炭素化に向けて、①機材・装備品等への新技術導入、②管制の
15 高度化による運航方式の改善、③持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable
16 aviation fuel）の導入促進、④空港施設・空港車両の二酸化炭素排出削減等の取
17 組を推進するとともに、空港を再生可能エネルギー拠点化する方策を検討・始
18 動し、官民連携の取組を推進する。

19

20 (h) 脱炭素物流の推進

21

22 ○トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（トラック輸送の効率化）

23 ○トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（共同輸配送の推進）

24

25 配送を依頼する荷主や配送を請け負う物流事業者等の連携により共同輸配送
26 等の取組を促進し、輸送効率・積載効率を改善することで、地球温暖化対策に
27 係る取組を推進し、物流体系全体のグリーン化を図る。

28 このため、省エネ法による荷主・輸送事業者のエネルギー管理を引き続き推
29 進する。また、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法
30 律第85号）に基づき、保管、荷捌き、流通加工を行う物流施設へのトラック営
31 業所の併設、トラック予約受付システムの導入などの輸送円滑化措置を講じ、
32 配送網を集約化・合理化するとともに、待機時間のないトラック輸送を行う事
33 業や、モーダルシフトの更なる推進、コンテナラウンドユース及び過疎地・都
34 市等における共同輸配送の取組促進に対する支援を行うことで物流の脱炭素化

1 を推進する。さらに、「グリーン物流パートナーシップ会議³⁰」において、荷主
2 企業と物流事業者等の関係者が連携して行うモーダルシフトやトラック輸送の
3 効率化等、物流分野における環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な
4 物流体系の構築に顕著な功績があった取組に対してその功績を表彰し、企業の
5 自主的な取組意欲を高めるとともに、グリーン物流の普及拡大を図る。荷主や
6 消費者等における物流サービスの脱炭素化ニーズの高まりにも対応し、地域内
7 輸配送の電動化、長距離輸送における燃料電池トラックの開発・普及など、電
8 動車活用の取組を推進する。加えて、荷主企業と物流事業者等の関係者の連携
9 を円滑化するため、両者が共通に活用できる物流分野の二酸化炭素排出量算定
10 のための統一的手法(ガイドライン)で、取組ごとの効果を客観的に評価する。

11 また、近年の電子商取引(EC)の急速な発展により、宅配便取扱個数も年々
12 増加する一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅率の上昇もあり、
13 再配達率は約10%に減少しているところである。今後、引き続き再配達の削減
14 を推進していく必要があるが、二酸化炭素排出量の増加やドライバー不足が深
15 刻化しているという観点の他、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い非接触・
16 非対面による受取方法の促進も必要であることから、宅配ボックスの活用や、
17 駅・コンビニ等における受取などの受取方法の多様化、置き配の普及や運用の
18 改善等、再配達の削減に向けた取組を推進していく。加えて、ドローンや自動
19 配送ロボット等を活用して配送効率化を推進し、特に過疎地域等ではドローン
20 物流の社会実装に向けた実証事業を実施するとともに、「ドローンを活用した
21 荷物等配送に関するガイドラインVer.2.0(2021年6月25日内閣官房、国土交通
22 省策定公表)」の普及を通じて環境負荷の少ない配送手段の活用可能性を検証
23 することで、近い将来の社会実装を確実なものとする。

24 また、ダブル連結トラックの普及促進等による物流の効率化を進めるととも
25 に、高速道路における民間施設への直結を含めたアクセス強化、ETC2.0を活用
26 した運行管理支援、特殊車両の新たな通行制度による通行手続の迅速化等によ
り効率化を推進する。

28

³⁰ 物流のグリーン化に向けた産業界の自主的な取組を促進するため、荷主企業、物流事業者、行政、そ
の他関係方面の会員企業・団体で構成される組織であり、経済産業省、国土交通省及び関係団体の協力
により運営される。

1 ○海運グリーン化総合対策、海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの
2 推進（海運グリーン化総合対策海上輸送へのモーダルシフトの推進）

3 ○海上輸送及び海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの
4 推進（鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進）

5 物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出
6 量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。

7 この一環として、受け皿たる内航海運の競争力を高めるため、複合一貫輸送
8 に対応した内貿ターミナルの整備による輸送コスト低減やサービス向上を進め
9 るとともに、エネルギー効率の良い内航船の普及・促進等を進める。さらに、
10 トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用
11 等による内航海運へのモーダルシフトを推進する。

12 同様に鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、ダイヤ設定の工夫、ブロ
13 ックトレイン・定温貨物列車などの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送
14 品質改善を図る。また、貨物駅の効率化・省力化及び安全性向上に資する新技
15 術の導入や災害時の代替輸送などに備えたコンテナホーム拡張等のBCPの充
16 実化、エコレールマークの推進等により貨物鉄道の利便性等の向上を図ること
17 で、モーダルシフトを推進する。

18 さらに、関係事業者の連携によるAI、IoT等のデジタル技術を活用した自動化
19 機器・システム等の導入を促進し、サプライチェーン全体の輸送効率化や省エ
20 ネルギー化を図る。

21 また、トラック輸送についても一層の効率化を推進する。このため、自家用
22 トラックから営業用トラックへの転換並びに大型CNGトラック等車両の大型
23 化及びトレーラー化を推進する。あわせて、輻輳輸送の解消、帰り荷の確保等
24 による積載効率の向上を図る。

25 ○物流施設の脱炭素化の推進

26 物流の中核となる営業倉庫などの施設において、太陽光発電設備等の再生可
27 能エネルギー設備及び無人フォークリフトや無人搬送車等、無人化・省人化に
28 資する機器を同時導入する事業を支援することにより、倉庫のゼロエネルギー
29 モデルの普及を促進する。あわせて、冷蔵冷凍倉庫における省エネルギー型自
30 然冷媒機器への転換により、物流施設の低脱炭素化を推進する。

- 1 ○港湾における取組（港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減）
2 ○港湾における取組（港湾における総合的な脱炭素化）

3
4 我が国の輸出入貨物の99.6%が経由する国際物流拠点であり、我が国の二酸
5 化炭素排出量の約6割³¹を占める発電、鉄鋼、化学工業等の産業の多くが立地す
6 る産業拠点である港湾において、カーボンニュートラルの実現に必要となる水
7 素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入を可能とする受入環境の整
8 備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出
9 を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート」を形成し、脱炭素社会
10 の実現への貢献を図る。

11 具体的には、デジタル物流システムの構築によるコンテナゲート前渋滞の緩
12 和、接岸中の船舶への陸上電力供給設備の導入促進、荷役機械等の燃料電池化、
13 災害時における必要な機能の維持や電力逼迫に対応する観点を含む自立型水素
14 等発電の導入、水素・アンモニア等燃料船への燃料供給体制の整備、洋上風力
15 や太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素吸収源であるブル
16 ーカーボン生態系（藻場・干潟等）の造成・再生・保全、藻場・干潟等を対象
17 としたブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の構築に向けた検討等の
18 取組を進める。

19 また、国際海上コンテナターミナルの整備、国際物流ターミナルの整備、複
20 合一貫輸送に対応した国内物流拠点の整備等を推進することにより、最寄り港
21 までの海上輸送を可能にし、トラック輸送に係る走行距離の短縮を図る。

22 さらに、省エネルギー設備等の導入支援、静脈物流に関する海運を活用した
23 モーダルシフト・輸送効率化の推進、二酸化炭素吸収に資する港湾緑地の整備、
24 港湾における二酸化炭素削減に向けた技術開発の検討等に取り組む。

25
26 (i) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）

27
28 (j+) その他の対策・施策

29
30 （各省連携施策の計画的な推進）

31³¹ エネルギー転換部門（発電所・製油所等）、鉄鋼及び化学工業（石油石炭製品を含む。）からのエネルギー起源二酸化炭素排出量（電気・熱配分前）の合計が、我が国の二酸化炭素排出量に占める割合（2019年度実績）。

1 ○地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用
2

3 各交通モードの脱炭素化、モーダルシフトの推進など運輸部門における2030
4 年度の削減目標をより確実に達成するため、関係府省庁の連携を計画的に推進
5 し、あらゆる分野における取組をより効果的・効率的に実施する。また、構造
6 改革特区制度による規制の特例措置等を活用した取組を推進する。

7 ~~(j) 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進（再掲）~~

8 E. エネルギー転換部門の取組
9

10 エネルギー転換部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、8,930万t-
11 CO₂（電気熱配分統計誤差を除く。）であり、2013年度比で15.9%減少して
12 いる（電気・熱配分後）。一方、電気・熱配分前の発電に伴う二酸化炭素排
13 出量は、我が国のエネルギー起源二酸化炭素排出量の約4割を占めている。

14 エネルギー基本計画（令和●年●月●日閣議決定）においては、安全性を
15 前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上によ
16 る低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ること
17 を基本的視点としており、これらを踏まえて策定された長期エネルギー需給
18 見通しの実現に向け、様々な政策措置を講じていく。

19 (a) 産業界における自主的取組の推進（再掲）
20

21 ○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲）
22

23 (b) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減
24

25 (電力分野の脱炭素化)
26

27 エネルギー政策の原則であるS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適
28 合）の考え方の下、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電
29 源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑
30 制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。立地規制の見直し、系統
31 制約の克服、EV等を含めた蓄電池やデマンドレスポンスの活用等による柔軟性
32 の確保や電力市場制度の大膽な改革を進める。

33 また、必要な送配電網・電源への投資を着実に実施し、コスト効率化や、分

1 散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。

2 原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、安全最優先の原発再稼
3 働を進めるとともに、実効性ある原子力規制や、道路整備等による避難経路の
4 確保等を含む原子力防災体制の構築を着実に推進する。安全性等に優れた炉の
5 追求など将来に向けた研究開発・人材育成等を推進する。

6 火力については、脱炭素社会の実現に向けて、パリ協定の長期目標と整合的
7 に、火力発電からのCO₂排出削減に取り組む。そのため、非効率な石炭火力の
8 フェードアウト等を進めることにより、安定供給の確保を大前提に、火力発電
9 への依存度を可能な限り引き下げていく。また、CCUS³²/カーボンリサイクル
10 を前提とした利用や水素・アンモニアによる発電を選択肢として最大限追求す
11 る。

12

13 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

14

15 平成27年2015年7月に、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組み及び
16 低炭素社会実行計画（当時の国のエネルギーミックス及びCO₂削減目標とも整合
17 する排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度を目標としている。）が発表され、また、
18 平成28年20162月には、電気事業低炭素社会協議会が発足し、個社の削減計画
19 を策定し、業界全体を含めてPDCAを行うなどの仕組みやルールが発表された。

20 こうした自主的な取組を促すため、省エネ法・エネルギー供給事業者による
21 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する
22 法律（平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。）に基づく政策的対
23 応を行うことにより、電力自由化の下で、電力業界全体の取組の実効性を確保
24 していく。

25 具体的には、以下の事項を含め、国のCO₂削減目標及びエネルギーミックス
26 に整合するよう実効性ある対策に取り組むとともに、今後の電力分野の地球温
27 暖化対策について継続的に検討していく。

28

29 <自主的枠組みについて>

30 ・国のCO₂削減目標及びエネルギーミックスに整合する排出係数目標の見直

³² 二酸化炭素の回収・有効利用・貯留 (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) の略。火力発電所や工場等からの排気ガスや大気中に含まれるCO₂を分離・回収し、資源として鉱物、化学品、燃料の製造などに有効利用する、又は地下の安定した地層の中に貯留する技術。

しや、電力業界全体の取組の実効性・透明性の向上を促すとともに、掲げた目標の達成に真摯に取り組むことを促す。

- ・国の審議会（産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループ）においても電力業界の自主的枠組みにおける取組等をフォローアップする。

＜政策的対応＞

- ・省エネ法に基づき、発電事業者に、新設の発電設備について、発電設備単位で、発電効率の基準を満たすことを求める。また、既設の発電設備について、発電事業者単位で、発電実績の効率の基準を満たすことを求める。

- ・さらに、2030年に向け非効率石炭火力のフェードアウトを着実に実施するために、石炭火力発電設備を保有する発電事業者について、最新鋭のUSC（超々臨界）並みの発電効率（事業者単位）をベンチマーク目標において求めることとする。その際、水素・アンモニア等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認めることで、脱炭素化に向けた技術導入の促進につなげていく。

- ・高度化法に基づき、小売電気事業者に、販売する電力のうち、非化石電源が占める割合を基準以上とすることを求める。

- ・さらに、2030年以降を見据えて、CCSについては、「エネルギー基本計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）等を踏まえて取り組む。

発電設備の導入に当たっては、競争を通じて、常に脱炭素化の実現に資する発電技術の進歩を促し、発電事業における我が国の技術優位を維持・向上させることが、国際競争力の向上と世界の脱炭素化につながる。この考え方方に立ち、今後の発電技術の開発動向も勘案して、BATの採用を促す。

以上の対応に取り組むことで電力業界全体の実効性・透明性を確保する。また、電力業界の排出係数目標が見直され、当該目標を確実に達成していくために、これらの取組が継続的に実効を上げているか、その進捗状況を評価する。

電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を評価し、見直された排出係数目標の達成ができないと判断される場合には、安定供給を大前提に、施策の強化等について検討する。

1 (c) 再生可能エネルギーの最大限の導入

2 ○再生可能エネルギーの最大限の導入

3 【再生可能エネルギー発電】

4
5 再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、
6 その導入拡大はエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要不可欠であり、ま
7 た、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ
8 多様で、重要な国産エネルギー源である。S+3Eの考え方の下、再生可能エネル
9 ギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら
10 最大限の導入を促す。具体的には、以下のとおり取り組む。

11
12 (FIT制度等の適切な運用・見直し)

13
14 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成
15 23年法律第108号）に基づくFIT制度は、長期間にわたり、再エネを固定価格で
16 買い取り、投資インセンティブを高めて再生可能エネルギーを普及拡大させる
17 ことにより、再生可能エネルギーのコスト低減を図る措置である。今後、入札
18 制の活用や中長期的な価格目標の設定等を通じて、発電事業者のコスト低減の
19 取組を促進する。また、2022年度以降は発電事業者が他の電源と同様に卸電力
20 取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格を踏まえて算定される一定のプレ
21 ミアムを受け取るFIP制度を導入し、電力需給の状況や市場価格に応じた電気
22 の取引を促し、再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めることとした。

23 引き続き、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限導入を進め
24 るため、FIT制度及びFIP制度の適切な運用を行うとともに、必要に応じて同制
25 度の適切な見直しを行う。

26
27 (導入拡大・長期安定的発電に向けた事業環境整備等)

28
29 再生可能エネルギー電気を最大限導入し地域や社会の理解を得つつ長期安定
30 的な利用を実現するため、系統整備や系統運用ルールの整備、発電設備の高効
31 率化・低コスト化や系統運用の高度化等に向けた技術開発、必要に応じた関連
32 規制の合理化、地域との共生のための事業規律の強化などの事業環境整備を行

う。

(需要家や地域における再生可能エネルギーの拡大等)

庁舎への太陽光発電の導入等の公共部門での率先実行を図るとともに、工場・事業場や住宅・建築物等への太陽光発電の導入を促進する。あわせて、こうした需要家への円滑な導入に向け、PPAモデル³³等の周知・普及に向けた取組を行う。また、地球温暖化対策推進法等を活用し、円滑な地域合意形成を図りつつ、環境保全に配慮され、地域のレジリエンスの向上などに役立つ地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギーの導入を促進する。

さらに、環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省庁、地方公共団体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組むほか、地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化を進める。また、発電利用されていない既存ダムへの発電設備の設置や、最新の気象予測技術を活用したダムの運用改善に関する実現可能性の検証等、未利用水力エネルギーの活用を推進する。

【再生可能エネルギー熱等】

地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、廃棄物処理に伴う廃熱等の未利用熱の利用を、経済性や地域の特性に応じて進めていくとともに、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料、水素を始めとする脱炭素燃料等の利用も重要である。再生可能エネルギー熱等の供給設備の導入支援を図るとともに、様々な熱エネルギーを地域において有効活

³³ PPA (Power Purchase Agreement：電力販売契約) モデル：発電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式。ここでは、事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。

○上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等）（再掲）

○廃棄物処理における取組（再掲）

【地域内の再生可能エネルギー由来の電気・熱や未利用熱の最大限の活用】

○エネルギーの地産地消、面的利用の促進（再掲）

(d) 石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進

○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（石油製品製造分野）

石油精製業者による石油製品製造分野における低炭素社会実行計画に基づく、①熱の有効利用、②高度制御・高効率機器の導入、③動力系の運転改善、④プロセスの大規模な改良・高度化等を実施することによるBAUから原油換算100万kL分のエネルギー削減の達成への取組を促進する。

② 非エネルギー起源二酸化炭素

我が国における2019年度の非エネルギー起源二酸化炭素排出量は、7,920万t-CO₂であり、2013年度比で3.8%減少している。これまで、生産工程で二酸化炭素排出のより少ない混合セメントの利用拡大や、廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再使用・再生利用の推進、原材料やバイオマスエネルギー源として再生産可能で環境への負荷が小さい木材の有効利用、バイオマスプラストックの利用促進等を実施してきた。今後、これらの対策について、以下のとおり推進又は強化することで非エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を図る。

○混合セメントの利用拡大

セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第

1 100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づく率先利用の推進により、国
2 等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る等、混合セメントの
3 利用を促進する。

4

5 ○バイオマスプラスチック類の普及

6

7 「バイオプラスチック導入ロードマップ」(令和3年1月環境省、経済産業
8 省、農林水産省及び文部科学省策定)に基づき、より持続可能性が高まること
9 を前提に、バイオマスを原料とするプラスチックの利用を促進することを通じ
10 て、石油を原料とするプラスチックを代替することにより、廃プラスチックの
11 焼却に伴う二酸化炭素排出量(廃プラスチック中の石油起源の炭素に由来する
12 二酸化炭素)の排出を削減する。

13

14 ○廃棄物焼却量の削減

15

16 循環法に基づく循環計画に定める目標、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
17 (昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく廃棄物減量化
18 目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の
19 策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の
20 今後の策定に向けて具体的検討を行うことにより、石油を原料とする廃プラス
21 チック・廃油などの廃棄物の焼却量を削減する。具体的には、市町村の分別収
22 集の徹底及びごみ有料化の導入、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する
23 法律や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等に
24 より、廃棄物の発生を抑制し、また、再生利用を推進し、廃プラスチック・廃
25 油などの廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。

26

27 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換(後掲)

28

29

③ メタン

30

31 我が国における2019年度のメタンの排出量は、2,840万t-CO₂であり、2013年
32 度比で5.4%減少している。これまで、廃棄物の3Rの推進や全連続式焼却炉の導
33 入の促進等による廃棄物焼却施設における燃焼の高度化、ほ場の管理の改善、
34 家畜排せつ物処理方法の改善等を実施してきた。今後も、これらの対策を進め

1 ることでメタンの排出削減を図る。

2

3 ○農地土壤に関連する温室効果ガス排出削減対策（水田メタン排出削減）

4

5 稲作（水田）に伴い発生するメタンについて、水稻作の水管理としてメタン
6 発生量が低減する「中干し期間の延長」を地域の実情を踏まえて普及すること
7 等により、排出量の削減を図る。

8

9 ○廃棄物最終処分量の削減

10

11 循環法に基づく循環計画に定める目標や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化
12 目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の策
13 定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今
14 後の策定に向けて具体的検討を行う。具体的には、市町村の処理方法の見直し
15 及び分別収集の徹底、処理体制の強化等により、生ごみなどの有機性廃棄物の
16 直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。

17

18 ○廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

19

20 廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することにより、
21 嫌気性埋立構造と比べて、埋め立てられた生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解に
22 よるメタン排出量を削減する。

23

24 ④ 一酸化二窒素

25

26 我が国における2019年度の一酸化二窒素の排出量は、1,980万t-CO₂であり、
27 2013年度比で7.5%減少している。これまで、工業過程での排出削減対策、全連
28 続式焼却炉の導入の推進等による廃棄物・下水汚泥等の焼却施設における燃焼
29 の高度化等を進めてきた。今後も、これらの対策を進めることで一酸化二窒素
30 の排出削減を図る。

31

32 ○農地土壤に関連する温室効果ガス排出削減対策（施肥に伴う一酸化二窒素削
33 減）

34

35 施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分施、緩効性肥

1 料の利用により、排出量の削減を図る。

2

3 ○下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等

4

5 下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や、一酸化二窒素の排出の少ない
6 焼却炉及び下水汚泥固形燃料化施設の普及により、焼却に伴う一酸化二窒素の
7 排出を削減する。

8

9 (一般廃棄物焼却量の削減等)

10

11 循環法に基づく循環計画に定める目標や、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量
12 化目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の
13 策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の
14 今後の策定に向けて具体的検討を行うことにより、一般廃棄物焼却施設における
15 廃棄物の焼却量を削減するとともに、ごみ処理の広域化等による全連続式焼
16 却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加に
17 より、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を進めることにより、廃棄物
18 焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。

19

20 ⑤ 代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)

21

22 我が国における2019年の代替フロン等4ガスの排出量は、5,540万t-CO₂であり、2013年比で41.7%増加している。特に、HFCsについては、冷凍空調機器の
23 冷媒用途を中心に、CFCs、HCFCsからHFCsへの転換が進行していることから、
24 排出量が増加傾向で推移してきた。HFCsの排出の約9割は冷凍空調機器の冷
25 媒用途によるものであり、機器の使用時におけるHFCsの漏えい及び廃棄時未
26 回収が排出量に大きく寄与している。

27 | **世界的な**HFCsの使用・排出量**の世界的な**增加を受け、2016年に「オゾン層
28 を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の対象物質にHFCsを加える
29 改正（キガリ改正）が採択された。キガリ改正に基づくHFCsの生産量・消費量
30 の削減義務を履行するため、我が国は2018年に、特定物質等の規制等によるオ
31 ゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）を改正し、HFCsの製造及び
32 輸入を規制する等の措置を講じた。キガリ改正の義務を着実に履行することで、
33

1 HFCsの生産量・消費量を段階的に削減し、2036年には基準量比（2011～2013
2 年の平均値+HCFCsの基準値の15%）の15%まで削減する。また、
3 ~~キガリ改正の着実な履行に加えて、HFCsの更なる排出抑制を図る達成する~~
4 ためには、ノンフロンやGWP³⁴地球温暖化係数の低い物質といった代替ガス
5 （グリーン冷媒）の開発・普及もが重要である。

6 また、我が国は、フロン類・製品の製造から製品の使用・廃棄、フロン類の
7 破壊・再生に至るまでのフロン類のライフサイクル全体にわたる対策をフロン
8 類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下
9 「フロン排出抑制法」という。）において構築しており、2019年にはいる。~~き~~
10 ~~ちに~~、機器廃棄時のフロン類の確実な回収を行う仕組みを追加する内容の同法
11 の改正を2019年に行った。冷凍空調機器の冷媒等については、市中ストックの
12 転換に時間がかかるため、フロン排出抑制法の適切な運用等による、早急な対
13 応が必要である。

14 ~~また~~加えて、廃家庭用エアコンについては、特定家庭用機器再商品化法（平
15 成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、フロン類
16 の回収等が推進されているところであるが、廃家庭用エアコンの回収率は他の
17 対象製品よりも低いため、普及啓発等の回収率向上対策により、今後の回収率
18 の向上が見込まれる。

19 フロン類の排出抑制に向けた経済的手法の導入については、効果が考えられ
20 る一方で課題があることも踏まえ、引き続き検討を行う。

21
22 ○代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）
23

24 ~~低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるために、~~
25 ~~ガスマーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、取り扱うフロン類~~
26 ~~の低GWP化³⁵や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取~~
27 ~~組を促す。~~

28 ~~キガリ改正を受け、フロン排出抑制法に基づき、国が策定したフロン類の使~~

³⁴ GWP（地球温暖化係数）：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの。

³⁵ GWP（地球温暖化係数）：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの。

用見通しを踏まえガスメーカー等に対して、製造等をするフロン類の量の計画的な低減を求める。

(フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進)

フロン類による環境負荷を低減させるために、ガスメーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促す。

キガリ改正を受け、フロン排出抑制法に基づき国が策定したフロン類の使用見通しを踏まえ、ガスメーカー等に対して、製造等をするフロン類の量の計画的な低減を求める。

冷凍空調機器全般及びそれ以外のフロン類使用製品等について、これから導入される機器等が、今後一定期間使用され続けることを考慮し、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も織り込みつつ、加速的かつ着実にノンフロン・低GWP化を後押しするため、以下の措置を講ずる。

① 製品等ごとの実態を十分踏まえつつ、~~フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を進めるため~~、フロン排出抑制法に基づき、製品の適切な区分ごとに、製造・輸入業者に対して、一定の目標年度における基準値達成を求める指定製品制度の積極的な運用により、~~フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を進めるを図る~~。

② フロン類による温室効果に対する認識を高め、ノンフロン・低GWP製品の導入を啓発するよう、ユーザーや消費者にも分かりやすいフロン類使用製品等への表示の充実を図る。

③ 制度面の対応に加えて、製品メーカーや製品ユーザーを後押しする技術開発・技術導入施策や、省エネルギー型自然冷媒機器普及促進のための施策、新しい代替冷媒に対応した機器設置・メンテナンス人材等の育成及び業者の質の確保、普及啓発といった施策を併せて実施する。

(業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止)

フロン排出抑制法に基づき、機器の点検等を定めた管理の判断基準の遵守、フロン類算定漏えい量報告・公表制度の運用、適切な充填の遵守促進を通じ、都道

1 府県とも連携しつつ、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい
2 防止を推進する。また、技術革新により適用可能となったIoT・デジタル技術を
3 機器点検等へと積極的に取り入れることを検討する。

4 さらに、冷凍空調機器の使用時漏えい防止には、製品メーカーや機器ユーザ
5 一だけでなく機器のメンテナンスを行う設備業者の取組も重要であり、冷媒漏
6 えいの早期発見に向けた機器の維持・管理の技術水準の向上、冷凍空調機器の
7 管理の実務を担う知見を有する者の確保、養成等の取組を推進する。

8

9 (冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理)

10

11 フロン排出抑制法、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律
12 第87号）、家電リサイクル法の確実な施行を通じ、冷凍空調機器からのフロン
13 類の回収・適正処理を推進する。

14 特に、冷凍空調機器からのHFCsの排出量の約7割を占める業務用冷凍空調
15 機器（カーエアコンを除く。）については、フロン排出抑制法に基づき、機器
16 廃棄者、解体業者、廃棄物・リサイクル業者、フロン類充填回収業者等が相互
17 に確認できる仕組みを徹底し、都道府県とも連携しつつ、回収率の向上を引き
18 続き推進する。

19 また、冷凍空調機器からのフロン類の回収に当たり、一台当たり回収率を向
20 上させるための技術実証を進め、更なる回収率向上を図る。

21

22 (廃家庭用エアコンからのフロン類の回収・適正処理)

23

24 加えて、廃家庭用エアコンに含まれるフロン類については、家電リサイクル
25 法の確実な施行、普及啓発等により、廃家庭用エアコンの回収率の向上を推進
26 し、それによるフロン類の回収・適正処理を推進する。

27

28 (産業界の自主的な取組の推進)

29

30 産業界の自主行動計画等におけるフロン類等対策について評価・検証を行う
31 とともに、排出抑制に資する設備導入補助など事業者の排出抑制取組を支援す
32 る措置を講ずる。

1 経済的手法の導入については、効果が考えられる一方で課題があることも踏
2 まえ、引き続き検討する。

3

4 (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

5

6 森林等の吸収源活動対策による2019年度の排出・吸収量は4,590万t-CO₂の吸
7 収（このうち、森林吸収源対策による吸収量は4,290万t-CO₂。農地管理・牧草
8 地管理・都市緑化等の推進による吸収量は300万t-CO₂。）である。これは、2013
9 年度の温室効果ガス総排出量（14億800万t-CO₂）の3.3%に相当する。

10

11 ① 森林吸収源対策

12

13 我が国の国土の約7割を占める森林は、国土の保全や水源の涵養などの役割
14 を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収
15 源として地球温暖化の防止に貢献している。また、木材は、森林が吸収した炭
16 素を長期的に貯蔵することに加えて、製造時等のエネルギー消費が比較的少な
17 い資材であるとともに、エネルギー利用により化石燃料を代替することから、
18 二酸化炭素の排出削減にも寄与する。

19 今後、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）に示された森林の有
20 する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達
21 成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森
22 林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成（森
23 林吸収量の目標は約38百万t-CO₂（2013年度総排出量比約2.7%））や、2050年
24 カーボンニュートラルの実現への貢献を目指す。このため、適切な間伐の実施
25 等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立
26 を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺
27 盛な若い森林を確実に造成していくこととし、分野横断的な施策も含め、地方
28 公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、以下
29 の施策に総合的に取り組む。

30

31 ○森林吸収源対策

32

33 （健全な森林の整備）

34

- 1 ア 適切な間伐や主伐後の再造林の実施、育成複層林施業、長伐期施業等による
2 多様な森林整備の推進
- 3 イ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に
4 基づく市町村の取組の一層の推進等による追加的な間伐や再造林等の推進
- 5 ウ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林経営管理制度や森林
6 環境譲与税も活用した、公的主体による森林整備等の推進
- 7 エ 林道と森林作業道が適切に組み合わされるとともに、自然環境の保全にも
8 配慮した路網の整備
- 9 オ 自然条件等に応じた伐採と広葉樹の導入等による針広混交林化等の推
10 進
- 11 カ ドローンや林業機械を活用した苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度
12 植栽、エリートツリーや大苗等の活用による下刈り回数の削減などを通じ
13 た、造林の省力化と低コスト化等による再造林の推進
- 14 キ 成長等に優れたエリートツリー等の種苗の効率的な開発及び生産拡大、野
15 生鳥獣による被害の対策等
- 16 ク 伐採・造林届出制度等の適正な運用による再造林等の確保
- 17 ケ 奥地水源林等における未立木地や造林未済地の解消、荒廃した里山林等の
18 再生

19 (保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進)

- 20 ア 保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的配備、国有林野の保護
21 林制度等による適切な保全管理、NPO等と連携した自然植生の保全・回復
22 対策の推進
- 23 イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的
24 な推進
- 25 ウ 森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策の推進
- 26 エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の規制の適正な運用、保
27 全管理の強化

28 (効率的かつ安定的な林業経営の育成)

- 29 ア 森林所有者・境界の明確化や、森林施業の集約化、長期施業受委託の推進、

- 森林経営管理制度による経営管理権の設定、森林組合系統による森林経営事業等の促進、森林経営計画の作成等による、長期にわたる持続的な林業経営の確保
- イ 造林コストの低減や、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化等による「新しい林業」の展開
- ウ レーザ測量等を活用した森林資源情報の整備、所有者情報を含めた森林関連情報の共有・高度利用、ICTを活用した木材の生産流通管理の効率化等の推進
- エ 路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入や効果的な運用、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月農林水産省策定）に基づく取組の推進
- オ 森林・林業の担い手を育成確保する取組の推進

(国民参加の森林づくり等の推進)

- ア 全国植樹祭などの全国規模の緑化行事等を通じた国民参加の森林づくりの普及啓発の推進
- イ 企業・NPO等の広範な主体による植樹などの森林整備・保全活動や、企業等による森林づくり活動への支援や緑の募金活動の推進
- ウ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- エ 森林環境教育の推進
- オ 地域住民、森林所有者等が協力して行う、森林の保全管理や森林資源の利用等の取組の推進
- カ 森林空間を総合的に活用する森林サービス産業の創出・推進
- キ 国立公園等における森林生態系の保全のために行うシカ等に係る生態系維持回復事業、グリーンワーカー事業等の推進
- ク 国民の暮らしが豊かな森里川海に支えられていることについて、国民の意識の涵養

(木材及び木質バイオマス利用の推進)

- ア 住宅等への地域材利用の推進
- イ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進

1 に関する法律（平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。）を
2 踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等の木造化・木質化などによる都市等
3 における木材利用の一層の促進や、それに資するCLT（直交集成板）や木質
4 耐火部材等の製品・技術の開発・普及等

5 ウ 林産物の新たな利用技術、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の普及、プラスチック代替となる木質新素材等の研究・
6 用途開発、実用化

7 エ 効率的な木材加工・流通施設の整備など需要に応じた国産材の安定供給体制の構築

8 オ 森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの効率的かつ低コスト
9 な収集・運搬システムの確立を通じた発電及び熱利用の推進

10 カ 木材利用に対する国民の理解を醸成し、木材を持続的に利用する企業等への
11 ESG投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等の発信、木材の利用
12 促進を図る「木づかい運動」や「木育」、企業等のネットワーク化等の取組
13 の推進

14

16 ② 農地土壤炭素吸收源対策

17 ○農地土壤炭素吸收源対策

21 我が国の農地及び草地土壤における炭素貯留は、土づくりの一環として行う
22 土壤への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用等により増
23 大することが確認されていることから、これらを推進することにより、農地及
24 び草地土壤における炭素貯留に貢献する。

25 ③ 都市緑化等の推進

26 ○都市緑化等の推進

30 都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸收源対策であり、そ
31 の推進は、実際の吸收源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨
32 の普及啓発にも大きな効果を發揮するものである。

33 このため、「緑の政策大綱」（平成6年7月28日建設省決定）や市町村が策
34 定する「緑の基本計画」など、国及び地方公共団体における緑の保全・創出に

1 係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、
2 港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋
3 上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

4 この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発
5 するとともに、市民、企業、NPOなどの幅広い主体の参画による都市緑化や市
6 民緑地認定制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街
7 地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

8 また、都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的
9 に推進する。

④ ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組

ブルーカーボンは、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素を指し、その吸収源としては、浅海域に分布する藻場や干潟などがある。ブルーカーボンによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法は、一部を除き確定していないことから、これらの算定方法を確立し、温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）のためのIPCCガイドラインに追記できるよう研究を進めるとともに、効果的な藻場・干潟の保全・創造対策、回復等を推進する。あわせて、水生植物を原料とした機能性食品、バイオマスプラスチックなどの新素材開発・イノベーションによる海洋資源による新産業の創出を進める。

CO₂吸収効率を高め、藻の増殖を加速する技術（藻の製造プロセス技術）及び藻の耐性を高める品種改良に係る研究開発を進める。それにより、大規模実証を実施し、他国に先駆けて 2030 年頃には、コストを現在の 1,600 円/L から既製品と同等の 100 円台/L まで低減し、実用化を達成する。

多くの炭素を固定している森林、草原、炭泥湿地などの湿原や土壌、沿岸域などの生態系の保全・再生を進めることにより、健全な生態系による二酸化炭素の吸収能力を高める。森林等の生態系に大きな影響を与える鳥獣被害を軽減し、健全な生態系による吸収量を確保していくことに資するよう、被害防除や個体群管理などの適正な鳥獣管理を推進する。さらに、生態系の気候変動への順応力を高めるために、生物が移動・分散する経路である生態系ネットワークの形成と併せて、気候変動以外のストレス（開発、環境汚染、過剰利用、外来種の侵入等）を低減する。

また、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラや、森林をはじ

1 めとした生態系を基盤とするアプローチ (EbA³⁶及びEco-DRR³⁷) は、防災・減災と
2 いった気候変動への適応に加え、炭素貯蔵を通じた気候変動の緩和、里地里山の地
3 上資源の有効活用、地域社会における多様な社会・経済・文化の互恵関係の創出、生
4 物多様性の保全と持続可能な利用への貢献など様々な効果が期待できる。より包括
5 的には自然を活用した解決策 (NbS) と呼ばれるこうした取組について、必要に応じ
6 て保護地域やその他の生物多様性保全に資する地域を設定することと併せて、その
7 取組を推進する。

8 CO₂吸収型コンクリートについて、公共調達による販路拡大により、コスト目標
9 として2030年には、既存コンクリートと同価格 (=30円/kg) を目指す。そのため、
10 新技術に関する国土交通省データベース (NETIS) にCO₂吸収型コンクリートを登
11 録するとともに、地方公共団体に広く周知する。また、2025年日本国際博覧会等で
12 も導入することで、国・地方公共団体による公共調達を拡大することを目指す。

14 2. 分野横断的な施策

16 (1) 目標達成のための分野横断的な施策

18 (a) Jークレジット制度の活性化

20 ○Jークレジット制度の活性化

22 Jークレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、
23 2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度である。2030年度以
24 降も活用可能な制度として継続性を確保するとともに、今後も、国内の多様な主体
25 による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策
26 及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カー
27 ボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証
28 するJークレジット制度の更なる活性化を図る。

29 具体的には、カーボンニュートラルの実現に向けて、ますますその重要性が高ま
30 っている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管
31 理主体への制度活用の働きかけやモニタリング簡素化等の見直しを進め、森林経営
32 活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る。

³⁶生態系を活用した適応策 (Ecosystem-based Adaptation)。

³⁷生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)。

1 また、個人や中小企業等の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に伴い
2 生じる環境価値のクレジット化を進めるため、国等の補助事業の更なる活用や、省
3 エネルギー機器等を導入する様々な中小企業や個人の温室効果ガス削減活動を省エ
4 ネルギー機器メーカー・リース会社・商社等が主体となって一つのプロジェクトと
5 して取りまとめることを促進する。さらに、水素・アンモニア・CCUS等新たな技術
6 によるクレジット創出の検討等を通じ、質を確保しながら供給を拡大する。こうし
7 た供給面の拡大と併せて、企業、政府、自治体でのオフセットでの活用による需要拡
8 大を行う。具体的には、国際航空業界のオフセットスキーム（CORSIA）での活用を
9 検討するとともに、ゼロカーボンシティや「地域循環共生圏」の実現を目指す自治体
10 と連携し、需要を拡大する。あわせて、技術や事業環境の進展等を踏まえ、方法論の
11 改訂や新規策定等、制度の信頼性を維持した範囲での認証対象の見直しを進めると
12 ともに、利便性確保のためのデジタル化推進、非化石証書等の他の類似制度との連
13 携、制度の周知活動強化等の制度環境整備の検討を進める。さらに、炭素削減価値に
14 着目した市場ベースでの自主的な取引の活性化に向けた枠組みを検討する。

15

16 (b) 二国間クレジット制度（JCM）

17

18 ○二国間クレジット制度（JCM）の推進

19

20 相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて
21 排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の脱
22 炭素社会への移行、経済と環境の好循環に貢献することができる。

23 このため、脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対
24 策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量
25 的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実
26 施していく。これにより、官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の
27 国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が
28 国のNDC達成のために適切にカウントする。

29 引き続き、JCMプロジェクトの登録及びクレジット発行等の測定、報告及び
30 検証（MRV：Measurement, Reporting, and Verification）の適切な運用を行っ
31 ていくとともに、都市間連携や地域的な連携の強化、民間を含めた多様な資金
32 の活用によるビジネス主導の国際展開、様々な側面から脱炭素化に貢献するた
33 めのプロジェクトの多様化・大規模化等を通じて本制度を促進していく。また、

1 国内制度の適切な運用、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国
2 際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、アジア
3 開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、国
4 際農林水産業研究センター（JIRCAS）などの関係機関・国際機関との連携も含
5 めた更なる技術実証支援及びプロジェクト形成のための支援等を行う。また、
6 パリ協定及び関連する決定文書並びにJCMに係る二国間文書及び同文書に基
7 づき設置される合同委員会において採択される規則及びガイドライン類を踏ま
8 えた我が国におけるJCMの実施のため、JCM実施担当省においてJCM推進・活
9 用会議を立ち上げる。JCM推進・活用会議は、JCMクレジットに係るパリ協定
10 締約国としての承認、二重計上防止のための相当調整の適用方法の決定及び
11 JCM実施要綱の改訂等に関する業務を遂行する。

12

13 (c) 脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

14

15 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換（後掲）

16

17 (d) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

18

19 都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、
20 中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、従来の拡散型のま
21 ちづくりからの転換を目指し、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築（コ
22 ンパクト・プラス・ネットワーク）、人中心の「まちなか」づくり、都市のエ
23 ネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを推進す
24 る必要がある。

25 このため、立地適正化計画や低炭素まちづくり計画に基づく都市のコンパク
26 ト化や歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域の併用等によ
27 る「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進、都市・地域総合交通戦略
28 に基づく施策・事業の推進を図るとともに、都市内のエリア単位の脱炭素化に
29 ついて、エネルギーの面的利用、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備
30 や緑地の保全・創出、デジタル技術の活用、環境に配慮した優良な民間都市開
31 発事業への支援等による都市再生等、民間資金の活用等を含めた包括的な取組
32 及びスマートシティの社会実装を強力に推進する。また、都市公園への再生可
33 能エネルギーの導入を推進する。

34 地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画に関して、都市計画、立地

1 適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画その他施策との連
2 携を図りながら、取組を進める。また、所有者不明土地を活用した再エネの地
3 産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの充実等を図るとともに、土
4 地利用施策と連携した公共交通機関の利用促進、店舗等の床面積の適正化に向
5 けた検討を行う。あわせて、住宅・建築物の省エネルギー化・省CO₂化を推進
6 するとともに、上下水道や廃棄物処理施設も含めた公共施設、交通インフラ、
7 エネルギーインフラなどの既存のインフラにおいては、広域化・集約化、長寿
8 命化、防災機能の向上と合わせ、省エネルギー化・地域のエネルギーセンター
9 化を推進する。加えて、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンイ
10 ンフラ」の社会実装を官民連携・分野横断により推進する。

11 さらに、環境未来都市や環境モデル都市の取組など先導的な低炭素型の都市・
12 地域づくりを進め、そこで得られた知見やノウハウの横展開を図り、全国的な
13 展開につなげていく。

14

15 ○国立公園における脱炭素化の取組

16

17 また、国立公園や温泉地では、自然環境の保全に配慮しつつ、宿泊・利用施
18 設への自家消費型再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入、温泉
19 を活用した熱供給や発電事業、モビリティの脱炭素化等、需要側の脱炭素化を
20 図るサステナブルな観光地づくりを推進し、地域の魅力とレジリエンスを高め
21 ることによって自然保護と利用の好循環を創出する。

22

23 (分散型エネルギー資源の有効活用に向けた取組)

24

25 分散型エネルギー資源の活用促進に向けては、蓄電池や再生可能エネルギー
26 といった各種分散型リソースを束ね、適切に市場で分散型リソースの価値を取引す
27 ることができるアグリゲーターの一層の活躍が必要である。現在のアグリゲーター
28 の主な事業である工場等の大口需要家に対する需要抑制（下げDR）に加え、需給調
29 整市場や卸電力市場等において分散型エネルギー資源が調整力や供給力として
30 評価されるよう市場環境整備を進める。また、FIP制度を見据え、再生可能エネルギ
31 ーのアグリゲーション事業の実証の推進、分散型リソースを用いた電力需要のシフ
32 ト（上げDR）による出力制御の回避や系統混雑緩和を図る取組を進める。

1 また、分散型エネルギー資源のうち、特に重要な蓄電池については、他国
2 と比しても蓄電システムコストが高止まりしていることが課題である。更なるコス
3 ト低減のため、蓄電システムから得られる収益により投資回収できる水準として、
4 家庭用蓄電システムは7万円/kWh、業務・産業用蓄電システムは6万円/kWhを2030
5 年度の目標価格として設定し、政府における導入支援における価格目標として活用
6 する等により、価格低減を促進し、その普及拡大を図る。

7

8 ○エネルギーの地産地消、面的利用の促進（再掲）

9 ○ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化（再掲）

10

11 （2）その他の関連する分野横断的な施策

12

13 （a）水素社会の実現

14

15 水素は、カーボンニュートラル時代を見据え、電源のゼロエミッション化、
16 運輸、産業部門の脱炭素化、合成燃料や合成メタンの製造、再エネの効率的な
17 活用など多様な貢献が期待できるため、その役割は今後一層拡大することが期
18 待されている。

19 水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の実現に向け
20 ては、水素の供給コスト削減と、多様な分野における需要の創出を一体的に進
21 める必要がある。そのため、水素の供給コストを、2030年に30円/Nm³（CIF価
22 格³⁸）、2050年には20円/Nm³以下に低減すること等を目指す。

23 長期的に安価な水素を安定的かつ大量に供給するためには、海外で製造され
24 た安価な水素の活用と国内の資源を活用した水素の製造基盤の確立を同時に進
25 めていくことが重要である。そのため、2030年までに国際水素サプライチェー
26 ン及び、余剰再エネ等を活用した水電解装置による水素製造の商用化の実現を
27 目指し、水素運搬船を含む各種輸送・供給設備の大型化や、水電解装置の大型
28 化・モジュール化等に関する技術開発の支援等を行う。

29 水素需要量の拡大を実現するためには、水素の利活用が見込まれる各部門に
30 おける取組を加速化する必要がある。運輸部門は、FCVの導入支援と水素ステ
31 レーションの戦略的整備に加えて、トラック、船舶等への用途拡大や大規模ステ
32 レーションへのインフラ整備等を支援する。発電部門は、専焼用燃焼器の技術開

³⁸ CIF（Cost, Insurance and Freight）価格：貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格

1 発や大型器による発電の実機実証を支援しつつ、非化石価値を適切に評価する
2 制度整備を実施する。産業部門は、水素還元製鉄をはじめとする製造プロセス
3 の大規模転換や、水素等の燃焼特性に合わせた大型ボイラー等の技術開発・実
4 証を行う。

5 加えて、既存インフラや需要と供給の隣接する地域特性を最大限活用した水
6 素社会モデルの構築や、再エネ等の地域資源を活用した自立分散型エネルギー
7 システムの実証等を実施し、それらが全国に拡大することを目指す。

8 水素に関する規制改革については、これまで燃料電池自動車・水素ステーションの導入を目的としたものを着実に実施してきたが、今後も燃料電池自動車
9 に関する規制の一元化などの検討を着実に進めるとともに、運輸部門に加えて、
10 各分野における水素の社会実装の進捗に併せて、その検討対象を拡大し、安全
11 の確保を前提に規制の合理化を検討する。
12

13 14 (b) 温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組 15

16 地球温暖化対策推進法に基づく排出削減等指針について、BAT等の技術動向
17 等を踏まえ、エネルギーの脱炭素化に向けた選択を行うことなどの取組を含む
18 対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早
19 期に策定・公表する。また、一人一人のライフスタイルの脱炭素化に資するよ
20 う、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造・提供等に当たって、
21 事業者が講すべき措置について、更なる拡充を図る。さらに、同指針に盛
22 り込まれた措置の実施を促すための各種支援策や情報提供の実施等を通じ、事
23 業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。
24

25 (c) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 26

27 排出者自らが排出量を算定することにより自主的な排出削減の取組の基盤を
28 確立するとともに、排出量情報の可視化による国民・事業者全般の自主的取組
29 の促進・機運醸成の観点から、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス
30 を一定量以上排出する事業者に、毎年度、自らの排出量を算定し国に報告する
31 ことを義務付け、報告された情報を国が集計・公表している。改正地球温暖化
32 対策推進法も踏まえ、報告者の利便性向上等に資する電子報告システムを構築
33 し、これを活用した報告を原則とすること等により集計・公表の迅速化を図る

とともに、報告された情報の公表に当たっては、事業所ごとの情報も含め、当該システムを活用し、利便性の高い形で情報提供を行うことで、情報の活用可能性向上を図る。その際、事業所単位での単純比較は有意でない可能性もあるといった情報の活用上の注意事項も併せて情報提供する。

また、IPCCガイドライン等の最新の知見に基づき算定ルールの見直しを行うほか、例えば、森林整備による森林吸収やCCS等の扱いも検討する。さらに、排出量情報に加えて、削減取組等に関する情報の積極的な報告を促し、報告情報の活用可能性向上を図るとともに、脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価される方策等についても事業者等の意見も踏まえ検討し、事業者の温室効果ガスの排出削減を促進する。

(d) 事業活動における環境への配慮の促進

温室効果ガスの排出削減に向け、環境配慮の視点を経済活動に適切に織り込むとともに、事業活動における投資や技術開発を促進する。

具体的には、①商品・サービス、金融市場において環境の価値が認められ、事業者に対し環境配慮を求める意識が浸透する、②供給者が環境配慮型の事業活動を行うとともに、需要者側に分かりやすい情報を提供する、③消費者等にその情報が正確に届くことにより、環境配慮型の事業者や商品・サービスが評価・選択される、といった一連の取組により、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備を推進する。

このため、排出削減等指針等に基づき、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づく事業者の環境情報の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動や環境配慮型製品が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。そのために、サプライチェーン全体における情報の開示との比較可能性や信頼性の向上推進のための取組などを進めていく。

さらに、ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における

1 更なる環境配慮の促進を図る。

2

3 (e) 成長に資するカーボンプライシング

4

5 事業活動や消費活動から排出される二酸化炭素に価格を付ける政策手法で
6 ある「カーボンプライシング」には、炭素税やキャップアンドトレード型の国
7 内排出量取引だけでなく、非化石価値取引市場、J-クレジット制度やJCMと
8 いった自主的なものも含むクレジット取引、企業内で独自に二酸化炭素排出量
9 に価格を付け投資判断等に活用するインターナル・カーボンプライシングなど、
10 様々な種類の仕組みが存在する。また、気候変動対策が不十分な国からの輸入
11 品に対して調整措置を講ずる政策手法として、炭素国境調整措置がEU等の一部
12 の国・地域で検討されている。

13 カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の
14 競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものに
15 ついて躊躇なく取り組む。この点、2020年12月の菅内閣総理大臣の指示の下、
16 現在、環境省及び経済産業省において、成長に資するカーボンプライシングの
17 検討に連携して取り組んでいるところである。今後も、成長戦略の趣旨にのっ
18 とった制度を設計し得るかについて、マクロ経済・気候変動対策の状況や脱炭
19 素に向けた代替技術の開発状況等を考慮した適切な時間軸を設定する観点や、
20 国際的な動向や多くの企業が脱炭素化に意欲的に取り組んでいることも含めた
21 我が国の事情、企業の研究開発や設備投資への影響も含めた産業の国際競争力
22 への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論を進める。

- 23
- 24 ○ J-クレジット制度の活性化（再掲）
25 ○二国間クレジット制度（JCM）の推進（再掲）

26

27 **（非化石価値取引市場）**

28

29 高度化法に基づき、対象となる小売電気事業者には自社の小売供給に占める
30 非化石電源調達比率の目標を定めている。非化石価値取引市場は、非化石電源
31 由来の電気が有する環境価値を顕在化して、「非化石証書」として取引可能と
32 することで、小売電気事業者の非化石電源へのアクセス環境を改善させるもの
33 であり、当該市場等を通じて「非化石証書」を調達することにより調達目標を
34 達成できる。現行制度上、非化石証書の購入主体は小売電気事業者に限定され

1 ており、需要家は小売電気事業者から非化石証書付きの電力メニューを購入す
2 ることにより、カーボンフリーな電力の調達が可能となっている。

3 他方、2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や、世界的な環境配慮
4 への取組として製造業を中心に企業のライフサイクル全体における消費電力の
5 再生可能エネルギー化・脱炭素化への機運も高まっている。このため、カーボ
6 ンフリー電力の需要家の調達環境をより円滑にするため、高度化法に伴う小売
7 電気事業者の調達目標環境は維持した上で、需要家の証書の直接購入を可能に
8 する環境整備や、RE100に活用可能なトラッキング付証書の大幅な増加などを
9 通じた利便性の向上に向け、グローバルに通用する形で取引できる再エネ価値
10 取引市場の創設を含めた非化石価値取引市場の制度全体の見直しを行う。

11

12 (炭素税)

13

14 炭素税は、価格が一律に定まるため、事業活動への影響等について予見可能
15 性が高いといった利点がある一方、企業の現預金を活用した投資を促すという
16 今回の成長戦略の趣旨との関係や、排出削減効果の不確実性などの課題が存在
17 している。我が国が既に導入済みである「地球温暖化対策のための税」や、そ
18 の他のエネルギー諸税、FIT賦課金等の負担も踏まえつつ、引き続き専門的・技
19 術的に議論を進める。

20

21 (キャップアンドトレード型の国内排出量取引制度)

22

23 政府が上限を定める排出量取引は、制度設計次第では確実性をもって二酸化
24 炭素排出総量削減を実現できること等の利点がある一方で、経済成長を踏まえ
25 た排出量の割当方法の在り方等の課題が存在していることを踏まえつつ、引き
26 続き、専門的・技術的に議論を進める。

27

28 (炭素国境調整措置)

29

30 諸外国の検討状況や議論の動向を注視しつつ、国内の成長に資するカーボン
31 プライシングの検討と並行しながら、以下の対応を進める。

- 32 ① 炭素国境調整措置は、WTOルールと整合的な制度設計であることが前提
33 であり、諸外国の検討状況も注視しながら対応について検討する。
- 34 ② 製品単位当たりの炭素排出量について、正確性と実施可能性の観点から

バランスのとれた、国際的に信頼性の高い計測・評価手法の国際的なルール策定・適用を主導する（例：ISOの策定）。

- ③ また、各國が有する関連するデータの透明性を確保することを促す。
- ④ 我が国及び炭素国境調整措置を導入する国において、対象となる製品に生じている炭素コストを検証する。
- ⑤ 炭素国境調整措置導入の妥当性やその制度の在り方について、カーボンリーケージ防止や公平な競争条件確保の観点から立場を同じくする国々と連携して対応する。

(f) 税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用

環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。

2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。

(g) サステナブルファイナンスの推進

パリ協定の目指す社会の実現に向けては、気候変動対策やイノベーションを取り組む企業に対して民間投資を一層促す必要があり、ファイナンスの役割の重要性が高まっている。世界では、中長期的な投資リスクの低減及び投資リターンの向上の観点から環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）要素を投融資判断に組み込む「ESG金融」をはじめとしたサステナブルファイナンスが普及・拡大しており、国際的に金融市場では気候変動リスク等を投融資判断に加えることがスタンダードとなりつつある。また、我が国においても、近年ESG投資規模は大きく拡大している。

同時に、気候関連財務情報に関する情報開示に関する要請も高まっており、

1 TCFDへの賛同機関数は我が国が世界一となっている。一方で、欧州を中心に、
2 金融商品のラベリングへの規制やサステナビリティに関する開示の義務化を進
3 める動きがある。また、金融機関も、自らのポートフォリオ全体での気候変動
4 対応を進めていくに当たり、投融資先の温室効果ガス排出量（ファイナンスド・
5 エミッション）の算定及び削減方策の検討が必要となっている。

6 我が国として、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に資する事業等に
7 対して国内外の環境関連投資を呼び込むためにも、国際的な動向を踏まえ、ESG
8 金融を推進する。

9 具体的には、「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」（令
10 和2年9月16日経済産業省策定）を踏まえ、関係府省庁の連携の下、再生可能
11 エネルギー等（グリーン）に加えて、省エネルギー等の着実な低炭素化の取組
12 などの脱炭素への移行（トランジション）、脱炭素化に向けた革新的技術（イ
13 ノベーション）へのファイナンスを一体的に進めていく。グリーンに関しては、
14 発行体制の構築促進や市場整備などを通じて、グリーンボンドをはじめとする
15 グリーンファイナンスの推進を進めていく。また、脱炭素社会の実現に向け、
16 長期的な戦略にのっとった温室効果ガス排出削減の取組に対して資金供給する
17 トランジション・ファイナンスに関し、「クライメート・トランジション・フ
18 アイナンスに関する基本指針」（令和3年5月7日金融庁、経済産業省、環境
19 省策定）に基づき、一足飛びには脱炭素化できない多排出産業向けの分野別ロ
20 ードマップの策定等を通じて、脱炭素への移行（トランジション）やイノベー
21 ションに取り組む企業に対する投資を促進するとともに、世界のカーボンニュ
22 ートラル実現に向け、アジアのトランジションを支援していく。イノベーショ
23 ンの推進に向けては、2020年9月に脱炭素社会の実現に向けたイノベーション
24 に果敢に挑戦する企業を「ゼロエミ・チャレンジ企業」と位置づけて国内外に
25 発信しているが、これを拡充するほか、これら企業と投資家等の対話によりイ
26 ノベーションへの市場の理解が深まるような取組を実施する。

27 また、企業の積極的な情報開示とそれを踏まえた建設的な対話は、企業の脱
28 炭素化を通した企業価値向上に向けた取組にファイナンスを促す共通基盤である。
29 我が国では、2019年に民間主導のTCFDコンソーシアムが設立され、同年
30 よりTCFDサミットを主催するなど、TCFDの活用・発展を牽引^{けん}している。2021
31 年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、プライム市場上場企
32 業に対して、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充

1 実を促す。また、国際会計基準（IFRS）財団等におけるサステナビリティに関する開示の枠組みを策定する国際的な議論に対し、我が国としても積極的に参画する。さらに、TCFDガイダンスやグリーン投資ガイダンス、シナリオ分析ガイドの策定・改訂・普及、企業や金融機関によるシナリオ分析の支援等を通じ、開示及び対話の促進や質の向上を図る。

6 地域の脱炭素化を進める観点からは、地域金融の役割が重要である。地域の脱炭素化を地域における経済と環境の好循環の創出につなげるため、国としての明確なビジョンを示すとともに、地方公共団体等と連携する先進的な地域金融機関と連携しによる、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決のモデルづくりを推進することで、環境・経済・社会へのインパクトを重視したESG地域金融の取組を促進する。

12 また、民間資金が十分に供給されていない脱炭素化プロジェクトへの出資等による支援や、リース手法を活用した先端的な設備への投資促進など、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための取組を推進する。

15 さらに、金融・投資分野の各業界トップが一堂に会する「ESG金融ハイレベル・パネル」の開催を通じ、ESG金融へのモメンタムの醸成を行い、金融を通じて環境や社会にポジティブなインパクトを生み出すための議論を進める。

3. 基盤的施策

(1) 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備

24 これまで、国連気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量を算定し、排出・吸収目録（インベントリ）を作成して国連気候変動枠組条約事務局に提出するため、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、排出・吸収量の算定・公表を行う国内体制の整備や品質保証・管理、国連気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき派遣される専門家審査チームの審査への対応等を行ってきたところである。パリ協定の下での透明性枠組みにおける報告の開始や世界全体の実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）を見据えつつ、引き続き、排出・吸収量の算定に係る排出係数や活動量の算定方法・過程の更なる精緻化などの改善を図る。

33 また、排出実態をより正確に把握するとともに、対策の実施状況の評価手法

1 を精査するため、活動量として用いる統計の整備や、エネルギー消費原単位や
2 温室効果ガス排出原単位の算定、温室効果ガスの計測方法、CCUに関する排
3 出・吸収量の算定・計上方法等に係る調査・研究を進め、温室効果ガス排出・
4 吸収量の算定の更なる精緻化を図る。具体的には、家庭部門の二酸化炭素排出
5 実態を詳細に把握するために必要となる統計等を整備する。

6 加えて、国連気候変動枠組条約及びCOP17決定等を踏まえて定期的に求めら
7 れる国別報告書、隔年報告書等の提出や国際的評価・審査等の対応を行う。

8 一方、吸収源による吸收（又は排出）量の測定・監視・報告に当たっては、
9 IPCCガイドラインや京都議定書補足的方法論ガイダンス等を用いて排出・吸収
10 量の算定・計上を行っている。データの精度を向上させるため、MRVに必要な
11 活動量及び土地利用変化に係る情報を継続的に整備していくとともに、森林等
12 における温室効果ガスの吸収・排出メカニズムに関する調査・研究を推進する。

13 14 (2) 地球温暖化対策技術開発と社会実装

15

16 地球温暖化対策技術の開発・実証は、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コ
17 ストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大き
18 な温室効果ガス排出量の削減を実現する取組である。科学技術・イノベーション
19 基本計画等を踏まえつつ、省エネルギーの徹底、電化の促進と電力の脱炭素
20 化（再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた技術の加速度的普及、安全最
21 優先での原子力利用、核融合技術の開発）を進めるとともに、次世代型太陽電
22 池、CCUS／カーボンリサイクル、水素等の革新的イノベーションを強力に推
23 進する。その際、技術導入、社会実装を促すべく、国民のライフスタイルの脱
24 炭素化の促進、ゼロカーボンシティの実現・拡大と国民理解の醸成を図るとと
25 もに、必要な制度・基準などの仕組みも検討する。

26 また、工業化以降、累積した二酸化炭素の量を減少させる「ビヨンド・ゼロ」
27 を可能とする革新的技術の確立を目指した「革新的環境イノベーション戦略」
28 に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。また、カ
29 ーボンニュートラルを目指す上で成長が期待される分野について、①年限を明
30 確化した目標、②研究開発・実証、③規制改革や標準化などの制度整備、④国
31 際連携などを盛り込んだ「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦

1 略」（令和3年6月18日関係府省庁³⁹決定）を策定し、その重点分野のうち、特
2 に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域
3 においては、新たに造成したグリーンイノベーション基金を活用し、具体的な
4 目標とその達成に向けた取組へのコミットメントを示す企業等に対して、革新
5 的技術の研究開発から社会実装まで一貫した支援を実施する。

6 例えば、輸送コスト低減に資する輸送関連設備の大型化等を通じた大規模水
7 素サプライチェーンの構築等によるエネルギー供給源の転換や、エネルギー効
8 率に優れる次世代自動車や再生可能エネルギーの導入加速に不可欠な中核技術
9 である次世代蓄電池等の需要側のエネルギー消費をより効率的にする技術の研
10 究開発・実証・社会実装を進めることを想定している。

11 さらには、ムーンショット型研究開発制度の2050年目標（「地球環境再生に向
12 けた持続可能な資源循環を実現」及び「未利用の生物機能等のフル活用により、
13 地球規模でムリ・ムダのない持続的な食糧供給産業を創出」）の達成に向け、必
14 要な研究開発を加速するとともに、社会実装に向けた道筋を明確化する。

15 そのほか、新たな発想に基づく革新的な脱炭素化技術シーズが絶えず創出さ
16 れるよう、大学等において基礎研究を着実に実施していくとともに、脱炭素社
17 会構築に貢献するイノベーションのアイデアと、その社会実装が期待できる実
18 績等を有する者を表彰し、イノベーションの発掘及び社会実装を加速化する取
19 組等を進めていく。

20 国及び地方の脱炭素化等への対応を加速するため、総合知や多様なネットワ
21 ークを有する大学等の力を結集し、大学等の研究成果を国や地方の具体的政策
22 や技術の社会実装に結び付けるための分野融合的な研究を推進するとともに、
23 大学等間及び产学官の連携強化のための体制を整備し、地域における大学の「知
24 の拠点」としての機能を一層強化する。

25 26 （3）気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

27 今後、長期的かつ世界的な観点から地球温暖化対策を推進するためには、国

³⁹ 関係府省庁とは、内閣官房、経済産業省、内閣府、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省を指す。なお、本戦略は、上記に掲げた府省庁が、各担当分の記載等を行っている。内閣府は、所掌が多岐にわたるが、経済社会総合研究所及び科学技術・イノベーション推進事務局が、統計・指標や革新的環境イノベーション戦略関連の箇所を担当している。

1 内外の最新の科学的知見を継続的に集積していくことが不可欠であり、気候変
2 動に関する研究、観測・監視は、これらの知見の基盤をなす極めて重要な施策
3 である。地球温暖化に係る研究については、従前からの取組を踏まえ、気候変
4 動メカニズムの解明や地球温暖化の現状把握と予測精度の向上及びそのために
5 必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、
6 温室効果ガス排出量の削減及び適応策との統合などの研究を、国際協力を図り
7 つつ、戦略的・集中的に推進する。

8 気候変動に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年）
9 において承認された地球観測に関するGEOSS10年実施計画の後継としてGEO
10 閣僚級会合（2015年11月、メキシコシティ）において承認された「GEO戦略計
11 画2016-2025」及び「今後10年の我が国の地球観測の実施方針のフォローアッ
12 プ報告書」等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するた
13 めの総合的な観測・監視体制を強化する。

14 特に、我が国においては、アジア・オセアニア域の航空機・船舶・地上観測
15 を用いた包括的な大気観測、アジア地域の陸域炭素循環観測拠点での生態系モ
16 ニタリング体制の構築、海洋の二酸化炭素の観測網の整備、雪氷圏・沿岸域等
17 の気候変動に脆弱な地域での地球温暖化影響モニタリング、観測データと社会
18 経済データ等の地球環境ビッグデータの利活用を推進するためのデータ統合・
19 解析システム（DIAS）の基盤を強化する。なかでも、北極域においては、海氷
20 の急激な減少をはじめ地球温暖化の影響が最も顕著に現れており、我が国を含
21 めた非北極圏国にも影響を与える全球的な課題となっていること等を踏まえ、
22 北極域の国際研究プラットフォームとなる北極域研究船を整備し、観測データ
23 の空白域となっている北極域における科学的知見の充実を図る。また、2015年
24 7月から運用を開始した静止気象衛星「ひまわり」8号及び9号により、海面
25 の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の観測・監視を行
26 う。

27 さらに、世界初の温室効果ガス観測専用衛星として2009年1月に打ち上げた
28 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び2018年10月に打ち上げ
29 た「いぶき2号」（GOSAT-2）による宇宙からの温室効果ガス観測は我が国が
30 世界をリードしている技術であり、GOSATの観測データにおいては、メタンに
31 ついてある程度の規模以上の国毎の排出量の推定が行われるようになった。そ
32 の強みをいかした観測成果は、気候変動予測の精緻化への貢献に加えて、国内

1 及び国際的な温室効果ガス削減努力をモニタリングするための透明性の高い基
2 盤情報となる。さらに近年では大都市の排出量推定に関する研究も実施されて
3 いる。

4 我が国は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニ
5 ュートラル」の実現を目指すとともに、各国の取組の促進並びに削減効果測定
6 に向け、3号機となる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）を
7 2023年度に打ち上げることを目指し、開発を進める。さらに、将来を見据えて
8 温室効果ガスの国際的な観測ミッション構想の検討を引き続き行う。GOSAT-
9 GWでは、GOSAT-2のミッションを発展的に継続するとともに大都市単位ある
10 いは大規模排出源単位での二酸化炭素排出量の把握や、JCM等の効果検証につ
11 なげる。このようにMRV技術の高度化を行い、JCM対象事業の推進を後押しす
12 る。また、地球環境の観測・監視や防災をはじめとした気候変動対策を推進す
13 るため、「ひまわり」後継衛星に係る最新技術の調査等を実施し、後継衛星の
14 製造・打上げ・運用に向けた検討を進め、2029年度をめどに運用開始する。

15 国際的な地球温暖化に関する共同研究ネットワーク活動等を支援することに
16 より、アジア太平洋地域における情報・知識・経験の共有を行い、地域の脱炭
17 素社会の推進に貢献する。

18

1 **第3節 公的機関における取組**

2 ○国の率先的取組

5 政府は、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画、及び同計画に基づく
6 各府省実施計画に基づき、再生可能エネルギーの最大限の活用、建築物の建築・
7 管理、財・サービスの購入・使用その他の事務及び事業に関し、率先的な取組
8 を実施する。

9 特に、以下の事項等を推進していく。

10 <再生可能エネルギーの最大限の活用・有効利用、建築物の建築・管理>

- 11 • 政府保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入徹底
- 12 • 新築建築物におけるZEBの実現（平均でZEB Ready相当を目指す）
- 13 • 断熱性の向上、計画的な省エネルギー改修の実施、庁舎等における木材利用
14 の促進、省エネルギー診断やBEMSの活用等
- 15 • 2050年カーボンニュートラルを見据えた、燃料を使用する設備における脱
16 炭素化の具体的検討

18 <財・サービスの購入・使用>

- 19 • 電動車の導入徹底
- 20 • LED照明の導入徹底
- 21 • 再生可能エネルギー電力の率先調達
- 22 • 省エネルギー性能の高い機器の率先導入
- 23 • 再生紙等の再生品や木材の活用
- 24 • その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの購入・使用

26 <その他の事務事業>

- 27 • 廃棄物の3R+Renewableの徹底
- 28 • 超過勤務の縮減やテレワーク等のワークライフバランスの確保

31 政府実行計画は、政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することに
32 より、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に
33 排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに●50%削減することを

1 目標とする。

2 政府実行計画の進捗状況については、中央環境審議会において評価・検証を
3 実施した後、毎年地球温暖化対策推進本部幹事会において点検し、その点検結
4 果を公表することとする。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、
5 中央環境審議会での評価・検証は各府省庁の参加の下で行うとともに、点検結
6 果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定める
7 各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値などと
8 の比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を
9 行い、これを併せて公表する。

10 また、国は、その事務及び事業に関し、国等における温室効果ガス等の排出
11 の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境
12 配慮契約法」という。）及び同法に規定する基本方針に基づき、電力、自動車、
13 船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の7分野を中心に
14 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）
15 を実施し、政府実行計画に定める目標をより確実に達成し、更なる削減に努め
16 るものとする。

17 国の庁舎について、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設
18 の整備等、エネルギー消費の見える化と適切な運用管理の徹底、空気調和設備
19 のライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法の活用を引き続き推
20 進する。また、カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資す
21 る製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法
22 に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う。さらに、木材利用促進法に基
23 づき庁舎等における木材の利用に努める。

24 ○地方公共団体の率先的取組と国による促進

25 地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共團
26 体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、
27 区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

28 その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業
29 の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運
30 営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めること

1 とする。

2 策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

4 <地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

5 ①計画の期間等の基本的事項

6 ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

7 ③具体的な取組項目及びその目標

8 ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。

9 ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。

10 ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

11 ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

12 ・定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年1回公表する。

13 ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと併せて可能な限り詳細に公表する。

14 ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

こうした取組を促進するため、国は、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の7分野を中心に、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、木材利用促進法に基づく公共建築物における木材利用に努めるものとする。

(国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進)

国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、独立行政法人等が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減に努めるものとする。

1 第4節 地方公共団体が講すべき措置等に関する基本的事項

2 ○地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進）

3 地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の
4 削減等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の
5 確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と併せて、再生
6 可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）
7 の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。
8 また、地域の多様な課題に応える脱炭素に資する都市・地域づくりや、
9 循環型社会の形成の推進に取り組む。施策の推進に当たっては、第5次環境基
10 本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方
11 を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づ
12 くりを推進する。

13 1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行

14 都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組む
15 べきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室
16 効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制を構築し、運営するべきである。

17 特に、エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況（使用している
18 エネルギーの種類及び量、エネルギー利用設備の稼働状況等）を恒常的かつ網
19 羅的に把握し、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積
20 極的に追求する。その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設
21 備投資の検討を行うべきである。

22 加えて、事業の用に供する設備については、排出削減等指針に基づき、技術
23 の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の削減等に資するものを選
24 択するよう努めなければならない。特に都道府県及び指定都市等は、BATの積
25 極的な導入を検討するべきである。

26 また、事業の用に供する設備は、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくす
27 る方法で使用するよう努めなければならない。

28 2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

1 都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現
2 に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推
3 進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再
4 生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、
5 地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭
6 素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業
7 に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団
8 体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネル
9 ギーを推進する。

10 都道府県及び市町村が再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目
11 標を設定する場合には、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限い
12 かしつつ、地域の自然的・社会的条件に応じて、設定すべきである。また、市町
13 村の取組を促進するため、国としても、市町村ごとの再生可能エネルギーのポ
14 テンシャル情報や導入状況等を公表する他、再生可能エネルギーによる地域経
15 済循環への効果を分析できるツールの提供等を行う。さらに、データ入手の効
16 率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガスの使用
17 量について地方公共団体が把握し、域内の排出量をより精緻に推計するための
18 仕組みについて検討する。

19 また、市町村が、促進区域を設定する場合には、各自治体が設定した再生可
20 能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を踏まえ、市町村内の再生可能
21 エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電に
22 ついては公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒
23 廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、陸上風力
24 発電については一定以上の風況をベースとしつつ、また、地熱発電については
25 地熱ポテンシャルを参考にして、区域内で再生可能エネルギーの導入を促進し
26 得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきである。その上で、
27 例えば、市町村が促進区域内で事業者を一括で募集するような施策も有効であ
28 る。一方、再生可能エネルギーを巡っては景観の悪化や野生生物への悪影響、
29 生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等
30 の災害、レーダーへの影響といった様々な懸念や問題が生じていることも踏ま
31 え、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地
32 利用の在り方、国家安全保障その他の公益への配慮が必要であることから、国

1 として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域自治体の観点から促進
2 区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要である。また、市町村は、
3 土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等
4 も考慮しつつ、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避
5 するなどの留意が必要である。

6 また、管理者等が存在する施設又は区域において促進区域を設定しようとする
7 場合には、当該施設又は区域の管理に係る運用等に支障を生じさせないよう、
8 事前に当該管理者等と調整することが必要である。ただし、促進区域が設定さ
9 れた場合であっても、当該区域における事業化が保証されるものではないこと、
10 また、当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではないことに
11 留意が必要である。

12 都道府県及び市町村は、地域脱炭素化促進事業の計画立案より早期の段階に
13 おいて、地方公共団体実行計画協議会の活用等により、促進区域等について、
14 住民や関係地方公共団体を含む地域の合意形成を図ることが重要である。地域
15 協議会を設置・運用するときは、関連施設の周辺住民の理解を醸成するととも
16 に、関係行政機関（例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、
17 地方農政局、森林管理局、防衛省・自衛隊等）、関係事業者（例えば、農林漁
18 業者及びその組織する団体、農業委員、温泉業者等の先行利用者、地域金融の
19 関係者、一般送配電事業者や再生可能エネルギー発電事業者などエネルギー関
20 係事業者、自然保護団体、観光事業者）等の理解や協力が得られるよう、構成
21 員のバランスなど、協議会が地域の合意形成プロセスとして効果的に機能する
22 ように留意すべきである。

23 市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編に適合する事業については、そ
24 の円滑な事業化に向け、行政手続面から協力をを行うものとする。また、国や都
25 道府県は、当該事業の円滑化のため、エネルギー施策と連携しつつ、行政手続
26 の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努
27 めるものとする。

28 上記のほか、地域脱炭素化促進事業に関する事項を含む地方公共団体実行計
29 画区域施策編の運用に当たっては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・
30 実施マニュアルにのっとって行うべきである。その際、促進区域に農林地を含
31 めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー
32 電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第

1 5条第5項の農林水産省令で定める基準にものつとて行うべきである。また、
2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23
3 年法律第108号）における事業計画認定等の業務との連携を図る必要があるこ
4 とも留意すべきである。

5 再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給
6 体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達か
7 ら需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市
8 町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市の
9 コンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と併せて、分散型エ
10 ネルギーシステムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期
11 待される。

12 加えて、都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低
13 減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の
14 租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資
15 などの金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。

16
17 また、地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する地域新電力等
18 の事業体により、民間の創意工夫の下、地域における面的な脱炭素化が事業と
19 して持続的に展開することが可能となる。このため、地域の実情に応じ、地域
20 の脱炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成を推進する。

21 また、事業者が事業の用に供する設備について、排出削減等指針に基づく
22 BATの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コーチェネ
23 レーションの導入、エネルギー管理システムの整備等を促進する。都
24 道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出
25 量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計
26 画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り
27 組む。

28 さらに、公共交通機関の利用促進に加えて、温室効果ガス排出量がより少ない製
29 品（木材製品を含む。）・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコドライブの推
30 進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援や「COOL CHOICE」の促進等を通じ
31 て、住民による温室効果ガスの排出削減も図るべきである。

32

3. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、当該地域の社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化（ロックイン）することを防ぐべく、脱炭素に資する都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。また、こうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化、生物多様性保全などの多様な地域課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要である。特に、地域における再生可能エネルギーの活用は、地域分散電源等により、災害時の停電等のリスクを低減させることにもつながることから、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の観点からも望ましい。

このため、都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画、森林計画、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画などの温室効果ガスの排出の量の削減等と関係を有する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮する。例えば、業務中心地区や工業団地等における地域全体のエネルギー管理システム（CEMS）や地域熱供給の導入などの面的な取組から、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成、スマートコミュニティの構築、グリーンインフラの社会実装、Eco-DRRの活用を通じて人工構造物の設置を回避することによる排出抑制などの広域的な取組まで、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待される。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援などの地域に密着した施策を進めることが期待される。

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用すること

1 により、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的
2 な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

3 また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資す
4 る施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高
5 度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的・社会的条件の類似
6 する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共
7 有や共同事業の実施の他、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市
8 が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可
9 能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業
10 の実施等、多様な形態の連携が考えられる。地方公共団体実行計画について、複数の
11 地方公共団体が共同して事務・事業における排出削減等のための措置や域内の排出
12 削減等の施策を立案し実行することで、より効果的な温室効果ガス排出量の削減等
13 が可能となる場合があることから、地域の実情に応じて共同策定に取り組む。

14 さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携に
15 より、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまち
16 づくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献する
17 ことが期待される。

18

第5節 特に排出量の多い事業者に期待される事項

温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者にあっては、温室効果ガスの種別、発生源及び排出削減対策の態様も多様であることを踏まえて効果的な対策を推進するため、単独に又は共同して、排出削減等のための措置に関する定量的な目標を含む計画を策定することが期待される。

計画の内容については、事業者の自主性に委ねられるものの、創意工夫を凝らした最善の努力を目指したものとするため、次の点に留意することが期待される。

- ・具体的な努力の対象として、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善を進めることを通じて排出量の削減を行うとともに、実績の分析を行うこと。また、電力の排出原単位の小さい電気の調達に努めること。
- ・業種ごとの特性を踏まえながら原単位の国際比較を行うとともに、設備の新設・更新時におけるBATの最大限の導入などを前提とした目標を設定し、それが自ら行い得る最大限の目標水準であることを対外的に説明するよう努めること。
- ・サプライチェーンを構成する他の主体と共同した温室効果ガスの排出削減のための措置や、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量化など、他の主体の温室効果ガス排出量の削減等に寄与するための措置についても可能な範囲で計画に盛り込むとともに、業務その他・家庭・運輸部門など他部門の排出削減に寄与する効果について、定量的な評価を行うこと。
- ・計画を策定した事業者は、当該計画を公表するとともに、当該計画に基づき講じた措置の実施状況についても公表するよう努めること。
- ・政府の関係審議会や第三者機関による客観的な評価を受けるなどして、計画の透明性、信頼性が向上するよう努めることとし、そうした評価を踏まえ、計画遂行の蓋然性向上に向けて取り組むよう努めること。

第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換

○脱炭素型ライフスタイルへの転換

(国民一人一人の理解と行動変容の促進)

我が国の温室効果ガス排出量を生産ベースで見ると、家計に関する排出量は、冷暖房・給湯、家電の使用等の家庭におけるエネルギー消費によるものが中心で、約2割を占めるが、消費ベース（カーボンフットプリント）で見ると、全体の約6割⁴⁰が家計によるものという報告もあり、2030年度の目標の達成や脱炭素社会の実現のためには、国民一人一人が地球温暖化対策に取り組んでいく必要がある。

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について、IPCC評価報告書や気候変動影響評価報告書などで示された最新の科学的知見に基づく内外の信頼性の高い情報等を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識変革と危機意識浸透を図る。

具体的には、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている地球温暖化対策を強化しなければ将来、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まること、脱炭素社会の実現に向けて一人一人に求められる取組や地球温暖化対策はより快適で健康なライフスタイル等に資すること等を、多種多様なメディア媒体や手法・ツール等を通じて継続的に発信することで、地球温暖化問題の一層の理解や自発的な地球温暖化対策の実践につなげる。

また、関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」を推進するとともに、ナッジ等の行動経済学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことで、脱炭素型の製

⁴⁰ 南斉規介「産業連関表による環境負荷原単位データブック」(国立環境研究所提供)、Keisuke Nansai, Jacob Fry, Arunima Malik, Wataru Takayanagi, Naoki Kondo 「Carbon footprint of Japanese health care services from 2011 to 2015」、総務省「平成27年産業連関表」より公益財団法人地球環境戦略機関(IGES) 試算。

1 品・サービスの市場創出や拡大をはじめ、脱炭素社会にふさわしい社会経済シ
2 ステムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。

3 具体的には、各分野において影響力・発信力のある者等によるきめ細やかな
4 働きかけ、自らより良い選択を自発的に取れるように手助けするナッジ等の活
5 用、インターネットやSNSなどの積極的な活用をはじめ、多様なアプローチ手
6 法・ツールによる効果的な情報提供を通じて国民の意識に働きかけ、共感を得
7 て、自分ごと化を図りつつ、地球温暖化防止対策のための国民一人一人の自主
8 的な行動や積極的な選択に結びつけていく。また、各地域の課題・ニーズを踏
9 まえて、地域住民のライフスタイルの脱炭素化を図っていく。

10 また、将来を担う若者の声をすくい上げていくため、行政が若者世代の意見
11 を受け止める場を設け、脱炭素を踏まえた社会経済の在り方等をはじめ、政策
12 への反映及び若者世代の当事者意識の向上と取組促進の好循環につなげていく。
13

14 (環境教育及び持続可能な開発のための教育(ESD)の推進)

16 地球温暖化問題の解決には、国民一人一人による日々の生活における取組が
17 非常に重要であり、ライフスタイルの転換が必要である。その推進のためには、
18 知識を伝えるだけでは足らず、学習者が、地球温暖化について現状や人間活動
19 との関係を理解し、自らの課題として身近なところから行動することを目指し
20 た学習支援が重要である。

21 我が国が提唱したESDについては、国際的には、持続可能な社会の創り手の
22 育成を通じてSDGsの全てのゴールの実現にESDが寄与すること等を示した新
23 たな国際枠組み「ESD for 2030」が、2019年12月の国連総会において採択され、
24 2021年5月に開催された「ESD世界会議」を契機に本格始動している。国内に
25 おいても、「ESD for 2030」の理念を踏まえつつ、オールジャパンで我が国の
26 ESDを推進するため、環境省と文部科学省が中心となり、2021年5月に「ESD
27 国内実施計画」を策定したところである。

28 世界の潮流も踏まえて策定したこのESD国内実施計画等により、環境教育の
29 政策的位置付けを明確にしつつ、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者
30 の育成、ユースや地域に着目した活動促進について、教育機関・地方公共団体、
31 NPO・NGO、企業、研究機関、住民・個人等の多様な関係者の協力も得ながら
32 具体的な取組を推進する。

これらを踏まえ国民一人一人の理解と行動変容の促進及び環境教育の推進のため以下の取組を実施する。

ア 「COOL CHOICE」として、関係府省庁が一丸となって関係業界、事業者の協力を得て家庭や職場における以下の取組を促す。その際、特に、住まいや移動などライフスタイルに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に、省エネルギーによる経済的なメリットに加え、快適性や健康性などのメリットも伝達するとともに、再生可能エネルギー発電・脱炭素電力の利用拡大を訴求する。

- ・ LED照明、省エネルギー家電、高効率給湯器、電動車など省エネルギー・脱炭素製品への買換えや、新築住宅のZEH化・既存住宅の断熱リフォーム
- ・ 家庭における再生可能エネルギー発電設備の導入や脱炭素電力契約への切り替え
- ・ 再生可能エネルギー電力とEV/PHEV/FCVを活用する「ゼロカーボン・ドライブ」の普及
- ・ そのほか、地域の実態に応じた徒歩・自転車・公共交通機関の利用促進、エコドライブの実践、カーシェアリングの利用、テレワークや各種オンラインサービスの活用、再配達の抑制など移動・輸送の脱炭素化
- ・ サステナブルファッショնへの切り替え、多様で柔軟な働き方働き方改革にも資するクールビズ・ウォームビズの実施、生産や輸送に係る二酸化炭素排出量の削減に資する旬の食材の地産地消、食品ロス対策、脱炭素に資する製品・サービスの選択をはじめとする身近な場面での取組を通じた脱炭素なライフスタイル・ワークスタイルへの転換

イ 各地域において、それぞれの事情を勘案しながら地域住民の意識醸成や行動変容を促進できるよう、人材、技術情報、資金の面での支援を含めて各種施策を講ずる（詳しくは第7節参照）。

ウ 様々な分野で影響力のあるアンバサダー等が率先行動するとともに、積極的に発信することで、より多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、アンバサダー等の発信力向上や継続的な発信を図るため、関係府省庁が連携しながら、最新の情報を整理・共有するなど、実効性を担保する（詳しくは第7節参照）。

- 1 エ AI・IoTを活用して、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量を収集、解析し、
2 パーソナライズして情報をフィードバックする取組、環境に配慮した行動
3 の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組等により、自発的な
4 脱炭素型の行動変容を促す。（詳しくは第7節参照）。
- 5 オ 幅広い層を対象に、各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、
6 上記の各取組とも連動させながら効果的に提供する。
- 7 カ 各家庭におけるエネルギーの使用状況や個人の脱炭素行動による二酸化炭
8 素排出削減量の見える化により、個々のライフスタイルに合わせたきめ細
9 やかな省CO₂対策の提案を行う家庭エコ診断制度の推進を図る。
- 10 キ 民間事業者・業界団体等と連携した脱炭素社会実現に向けたイベントやキ
11 ャンペーンを実施する。
- 12 ク 全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進セン
13 ター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会その他地球温
14 暖化対策活動を促す各種団体・民間事業者等の連携を強化する。
- 15 ケ 学校教育現場や体験の場における環境教育の指導者・候補者を対象に、研修
16 を実施して、指導者を育成する。
- 17 コ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130
18 号）による人材認定等事業登録制度等を活用し、環境教育の指導者の育成、
19 確保を図る。
- 20 サ 学習者が五感を通じて実感を伴う理解を得るよう、上記の法に定める「体験
21 の機会の場」認定制度の活用を促進する。
- 22 シ 全国ユース環境活動発表大会、Green Blue Education Forum等表彰制度を
23 運用し、実践活動の奨励及び優れた活動事例の周知等を行う。
- 24 ス 環境教育を含むESDの推進拠点であるユネスコスクール（＊）における取組
25 を活性化する。（＊ユネスコスクール：ユネスコの理念を実現するため、平
26 和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定している）
- 27 セ 環境教育の実施者を支援する「ESD推進ネットワーク」を整備・運用する。
- 28 ソ 地域における実践活動を促進するため、地方環境パートナーシップオフィ
29 斯等を活用して、地域における、協働取組の形成、環境保全活動を行う者へ
30 の支援を行う。
- 31 タ 環境物品等に関する情報を整理し、その結果を提供することによって、事業
32 者や国民によるグリーン購入の取組を促進する。

- 1 チ J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとと
2 もに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。
- 3 ツ 国民の祝日「山の日」などの機会に、森里川海の豊かな自然にふれあうこと
4 で、脱炭素で自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起する。
- 5 テ 全国植樹祭などの全国規模の緑化行事等を通じた国民参加の森林づくりの
6 普及啓発を推進する。
- 7 ト 企業・NPO等の広範な主体による植樹などの森林整備・保全活動や、企業
8 等による森林づくりへの支援や緑の募金活動を推進する。
- 9 ナ 木材の良さや木材利用の意義に対する国民の理解を醸成し、木材利用の促
10 進を図るために「木づかい運動」などの取組を推進する。
- 11 ニ ①消費者教育推進会議における議論をもとに、消費者市民社会の形成への
12 参画という概念を普及させるための「消費者市民社会を目指す消費者教育」
13 のウェブページにおいて、消費者市民社会の形成に関わる実践事例や教材
14 資料について情報発信することや、②持続可能な社会の形成に向け、「倫理
15 的消費」調査研究会の取りまとめを踏まえ、啓発事業を関係府省庁と連携し
16 て開催することなどを通じて、地球温暖化対策等に資する消費行動を選好
17 するなどの消費者行動の活性化を図る。
- 18 ヌ まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、関係府省庁の
19 連携の下、消費者への普及啓発や事業者の商慣習見直しなどの取組を推進
20 する。

21

第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

脱炭素が経済競争と結びつく時代、地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みを生かした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会である。また、暮らしの脱炭素は一人一人が主体となって今ある技術で取り組めることや、寿命の長い地域の公共インフラや構造物、エネルギー供給インフラは脱炭素型へと移行するのに時間がかかり、今から進める必要があることも踏まえ、地域脱炭素は、国全体の脱炭素への移行を足元から先導する。

このため、2020年12月から2021年6月にかけて開催した国・地方脱炭素実現会議では、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）を策定した。

本ロードマップに基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく。

1. 脱炭素先行地域づくり

地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、国も積極的に支援しながら、広く住民の理解を得て、脱炭素先行地域づくりを進める。少なくとも100か所の地域で、2025年度までに以下に示すような脱炭素に向かう先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出については実質ゼロ又はマイナスを実現し、その他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度削減目標と照らして十分なレベルの削減を実現することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる。この際、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」、国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向けた分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略

1 的に推進する「国土交通グリーンチャレンジ」~~（令和3年7月6日国土交通省~~
2 ~~決定）~~、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の各分野
3 における政策プログラムや関係省庁の進める地域づくりと連携し、デジタル社
4 会の構築や防災・減災、国土強靭化等の複数の課題の同時解決を図る。（スマ
5 ートシティ・スーパーシティや、バイオマス産業都市、SDGs 未来都市、コン
6 パクト・プラス・ネットワーク、ウォーカブルな空間形成、分散型エネルギー
7 インフラプロジェクト、3D 都市モデル（PLATEAU）の活用等）
8 ・ 再生可能エネルギーポテンシャルの最大活用による追加導入
9 ・ 住宅・建築物の省エネルギー推進、再生可能エネルギー導入及び蓄電池等
10 として活用可能な EV/PHEV/FCV の活用
11 ・ 再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用
12 ・ 地域特性に応じたデジタル技術も活用した脱炭素化の取組
13 ・ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
14 ・ 二酸化炭素排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通
15 ・ 地域の自然資源等をいかした吸収源対策等

2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

19 2030 年度目標及び 2050 年カーボンニュートラルに向けては、脱炭素先行地域だ
20 けでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組
21 を進めることが必要である。そのためには、あらゆる対策・施策を脱炭素の視点をも
22 って取り組むことが肝要であるが、特に、以下の重点対策について、国も積極的に支
23 援しながら各地の創意工夫を凝らした取組を横展開し、全国津々浦々の全ての地域
24 で実施していく。

- 25 ・ 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入
- 26 ・ 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進
- 27 ・ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー
28 一電気調達の推進や、更新や改修時の ZEB 化誘導
- 29 ・ 住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上
- 30 ・ ゼロカーボン・ドライブの普及
- 31 ・ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
- 32 ・ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- 33 ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

1

2 3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策

3

4 (1) 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

5

6 地域の脱炭素は、地域のあらゆる主体が携わることにより実現する。特に、それぞ
7 れの地域において、地方公共団体、金融機関、中核企業等を核にした体制を構築し、
8 ここに多様な地域企業や公共機関が参画することにより、それぞれの持つインフラ
9 や人脈、ノウハウ等を用いて連携協力し、地域の強みをいかした地域課題の解決に
10 つながる事業や政策を企画する。

11 地域の取組に対して、国は、人材・情報・技術・資金の面から積極的に支援する。

12

13 **(人材)**

14

15 地方公共団体への人材派遣の枠組みを活用し、ニーズに合わせてエネルギー・金
16 融等の知見・経験を持つ人材の派遣を強化する。地方創生人材支援制度についても、
17 グリーン分野の専門人材の派遣等に取り組む。首長や地方公共団体の職員等に対す
18 る研修制度を充実させる。

19

20 **(情報・技術)**

21

22 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の機能等を拡充するとともに、
23 地域向けの利用研修や発信を強化する。脱炭素先行地域や重点施策の実施状況等を
24 地図上で可視化するなどわかりやすく発信する。地方公共団体や事業者の職員がノ
25 ウハウや課題を共有できるようネットワークを構築する。

26

27 **(資金)**

28

29 脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体や事業者等を集中的、重点的に支援
30 するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括
31 的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層
32 促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な
33 形で実施する。

34 その際、ESG 金融を推進する観点から、ESG 地域金融の案件形成や体制構築等

1 を支援することで、地方公共団体と地域企業、地域金融機関等、幅広いプレイヤーの
2 連携による地域の脱炭素移行と経済活性化の同時達成につなげるとともに、TCFD
3 シナリオ分析支援等により気候変動をはじめとした ESG 要素に係るリスク・機会
4 の把握と開示を促し、市場のコミュニケーションを促進する。また、ESG 金融の案
5 件形成や体制構築等を支援することで、地域経済の活性化と地域の脱炭素移行を支
6 援する。出資等の金融手段の活用を含めた効果的で継続的・包括的な支援を行う。

7

8 国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の方
9 方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所
10 等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を
11 実施する。具体的には、各支分部局が持つ支援ツールと支援実績実例等の情報を共
12 有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行う。

13 また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各支分部局のツールを
14 組み合わせて支援等に取り組む。さらに、脱炭素先行地域づくりに当たっては、地方
15 公共団体が身近に相談できる窓口体制を各地方支分部局に確保し、相談対応や案件
16 の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応する。

17 (2) グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション

20 国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、以下のとおり、ブロックチェーンな
21 どのデジタル技術を活用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づ
22 き、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよ
23 う、ポイント制度、ナッジ、アンバサダー等により後押しする。

26 (製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化)

28 2030 年までに、例えば食品のカロリー表示等を参考に、企業等が提供する製品等
29 のライフサイクル二酸化炭素排出を客観的な形で見える化し、この情報を商品の包
30 装や IC タグ、電子レシート等に盛り込むことにより、生産者・販売者・消費者間の
31 コミュニケーションや位置情報・購買履歴と組み合わせた在庫・販売管理に活用す
32 ることができる環境を整備する。

1 (二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大)

2
3 企業の自主的削減 (RE100、SBT 等)、J-クレジット等の環境価値の流通と連携
4 し、脱炭素な製品・サービスの購入や移動などへのポイント付与の取組を広げるた
5 め、優良事例等の共有や地域・企業間連携を進める。また、企業が発行する各種ポイ
6 ントサービスに環境配慮行動時の上乗せ等の推奨や、地方公共団体や地域企業など
7 が環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する仕組みを全国的に広
8 げるための支援を行う。さらに、ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電され
9 た再生可能エネルギー電気を取り扱うに際し、必要な条件について明確化し、地方
10 公共団体の取組を応援する。また、個人のエネルギー使用や環境配慮行動の実施状
11 況等の解析結果を下に、一人一人に合った快適でエコなライフスタイルを提案する
12 ことで気付きを与えて自分ごと化してもらうとともに、上記ポイント制度と連携し
13 てインセンティブを付与するなど、ナッジの活用促進を図る。このようなライフス
14 タイルイノベーションにより、一層デジタルの活用が増えることから、再生可能エ
15 ネルギーを活用したデータセンターの立地など、デジタルの脱炭素化を進める。

16 (脱炭素の意識と行動変容の発信・展開)

17 脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理
18 し、様々な分野で影響力のあるインフルエンサーや脱炭素への関心の高い学生が脱
19 炭素アンバサダーとなり、脱炭素の行動を率先して実施するとともに、様々な形で
20 発信することで、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につな
21 げる。

22 (3) 社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーション

23 導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・
24 インフラの更新の推進に当たっては、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を
25 確保する。

26 (地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・^ひ裨益型再生可能エネルギー促進)

27 太陽光発電等の地域の未利用再エネのポテンシャルを最大限いかす観点から、再
28 エネ導入の数値目標とそれを踏まえた事業者の予見可能性向上にも資する具体的な

1 促進区域の設定（ポジティブゾーニング）を行う。その際には、適切な地域環境の保
2 全や地域の経済・社会的課題の解決に資する取組と併せて検討することにより円滑
3 な地域合意形成を図りつつ、国と地方自治体が連携して積極的に進める。なお、促進
4 区域等の設定にあたり地方自治体の参考となるよう、令和3年2021年度中に国が基本
5 的な考え方を示す。

6 促進区域では、営農型太陽光発電など一次産業との組合せ、遊休地や公有地内の
7 低未利用地等の有効活用、地域企業による施工、地域金融機関の出資など再エネ事
8 業による収益の地域への還流、災害時の電力供給等により地域と共生し、地益に裨
9 裔益し、経済活性化や防災など地域の課題解決にも資する再エネ事業を普及させる。
10 その際、複数の適地をまとめた事業化、設備機器の共同購入、初期費用ゼロの屋根置
11 きの自家消費型太陽光発電など、費用対効果が高く、効率の良い手法を活用する。国
12 は、再エネポテンシャル、事業の経済的效果、区域におけるCO₂排出量等の把握に
13 役立つツールの提供や、事業計画の策定や体制の整備、合意形成等に関する推進等
14 を行う。

15 (風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進)

16 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏
17 まえた最適な在り方を、関係省庁、地方公共団体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。

18 また、洋上風力発電の導入促進のため、国等による海域における鳥類等の環境情
19 報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性に合った環境保全措置の手法を
20 検討し、考え方を示す。

21 (地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化)

22 温泉事業者等の地域の不安を解消するための科学データの収集・調査を実施し、
23 円滑な地域調整による案件開発を加速化する（データ収集・調査：熱源探査を含めた
24 自然環境の詳細調査、地産地消型・地元裨益型の地熱の在り方検討、温泉モニタリン
25 グ）。

26 なお、これらの取組を含む「地熱開発加速化プラン」（令和3年4月27日環境省
27 発表）において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年短縮し、最短8年
28 まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含

1 む。) を現在の約 60 施設から倍増させることを目指す。

2

3 (住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応)

4

5 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネルギー対策等の在り方検討会の検討状
6 況を踏まえて、住宅を含む省エネルギー基準義務付け等の規制措置の強化、ZEH・
7 ZEB の普及拡大、既存ストック対策の充実等の対策強化に関するロードマップを策
8 定するとともに、その実行を図る。

9 木材利用促進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等を含む建築物における
10 木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度の運用、地域材利用のモ
11 デルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT
12 (直交集成板) や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、建築基準の合理化、先
13 導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備、非住宅・中高層の木造建築物
14 の設計支援情報の集約一元化、設計者等の育成等を行う。

15

第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

気候変動問題の解決のためのあらゆる行動は、一国だけでなく国際的な協調により効果的、効率的に進めていくことが極めて重要である。こうした考え方から、我が国は、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していく。

1. パリ協定に関する対応

主要排出国を含む全ての国が地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要である。

このため、我が国としてもパリ協定で盛り込まれた目標の5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビュー等への着実な対応を行う。その際、各国の目標の実施・達成に資するGOSATシリーズや陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)等の最新の科学的データや知見を提供する。さらに、パリ協定のルールブックの構築に向けて、引き続き積極的に貢献していく。また、国際的レビューへの参加、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)等への参加・協力などを通じた貢献も積極的に行う。

2. 我が国の貢献による海外における削減

気候変動問題は、我が国における温室効果ガスの排出削減だけで解決できる問題ではなく、世界全体で排出削減を行っていくことが必要不可欠である。

インフラシステムの海外展開の場面においても、パリ協定の目指すカーボンニュートラルへの貢献が期待されており、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮する。

今後も、これまで築いてきた信頼関係を基礎として、相手国との協働に基づく協力を拡大するとともに、我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構築・ファイナンスの促進等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、世界の排出削減に最大限貢献する。この観点から、相手国のニーズを深く理解した上で、二酸化炭素排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向

1 けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、「脱炭素移行政策
2 誘導型インフラ輸出支援」を推進していく。この際、官民連携でJCMプロジェ
3 クトの想定温室効果ガス排出削減量累計1億t-CO₂程度の実現に向け、「環境省
4 脱炭素インフライニシアティブ」（令和3年6月15日環境省策定）に基づき、
5 JCMを通じた環境インフラの海外展開を一層強力に促進する。

6 また、2019年のASEAN+3エネルギー大臣プロセスにおいて設立された
7 CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）等の取組を通じて、官民
8 連携によるエネルギー分野での低炭素技術導入及び関連する制度構築、トラン
9 ジションファイナンスの推進等を促進する。加えて、「環境インフラ海外展開
10 プラットフォーム」を通じて、官民連携の下、ビジネスマッチングの機会創出、
11 個別プロジェクトへの資金アクセス支援等を実施する。

12 海外企業との共同開発・実証、海外市場の獲得等を通じ、新たなイノベーシ
13 ョンの機会も創出し、我が国の排出削減にも寄与する「コ・イノベーション」
14 を生み出すとともに、その成果を国内に還元することで、我が国のカーボンニ
15 ュートラルも促進する。

(1) 相手国の政策・制度構築

19 相手国において環境性能の高い技術・製品等が導入され排出削減を進めるためには、導入を後押しする政策・制度、相手国においてそれらを適切に評価されるための仕組みと透明性向上が必要である。このため、我が国は、相手国への政策提言を行う他、相手国への政策への関与を強化し、アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援、NDC改訂支援、民間企業の制度構築及び実施能力向上を支援する。また、相手国の自立した行動・取組を促す観点から、相手国の様々な主体が自らの課題として持続可能に取り組むことができるよう、必要な組織や人材育成の協力を進める。

(2) 二国間クレジット制度（JCM）（再掲）

(3) 国際ルール作りの主導

32 世界全体で脱炭素に向けた技術・製品を普及するための国際標準の策定など国際
33 ルールづくり等を主導的に進める。

34 具体的には、世界規模での省エネルギーの加速に向け、各国・地域の産業別エネ

1 ルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備や、鉄鋼のエネルギー使用
2 量評価やグリーン建材の省エネルギー性能、一般的な温室効果ガス排出測定などの
3 評価方法等の国際標準化を進める。

4 我が国が主導して構築してきたJCMについては、パリ協定を含む国際ルールに沿
5 って環境十全性の確保及び二重計上の防止を行うものとする。JCMの経験を踏まえ、
6 国際的な議論を主導することにより、市場メカニズムを活用するための適切な国際
7 ルールの構築に貢献する。

8 さらに、海運・造船主要国である我が国として、国際海事機関（IMO）において
9 世界的に合意された国際海運分野の温室効果ガス削減目標に貢献するために、我が
10 国における技術開発とIMOにおける国際的な枠組みの策定を通じて、国際海運の脱
11 炭素化に貢献する。また、国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減
12 の議論を主導し、国際航空からの排出削減へ貢献する。

(4) 都市の取組の推進

16 コミュニティに直結する活動を行う地方公共団体及び都市の関係主体が主導して
17 様々なセクターにおいて連携することは、地球規模の脱炭素社会を構築する上で非
18 常に有効なアプローチである。今後、多様な主体が参加する会議等による対話の機
19 会を一層拡大し、都市間の連携に積極的に参加する都市を増やすとともに、これら
20 の主体が都市の課題解決に主体的に参画する機会を増やす。これにより、我が国の
21 国・地方脱炭素実現会議における国と地方の連携した取組を1つのモデルとして、
22 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた都市の先進的な取組を世界に広げて、世界
23 で「脱炭素ドミノ」の輪を広げていくことに貢献する。

(5) 二酸化炭素排出削減に貢献するエネルギーインフラの海外展開

27 世界のエネルギーアクセス改善と脱炭素社会の実現という、世界規模の2つの大
28 きな課題への対応を真に両立させるためには、再生可能エネルギーや水素等に加え、
29 CCUS／カーボンリサイクルなど化石燃料の脱炭素化に必要なイノベーションを実
30 現することが不可欠であり、我が国として、そのための技術の開発と普及、知見の共
31 有等を国際的な連携の中でリーダーシップをとって進めていくことで、世界に貢献
32 する。

33 あわせて、脱炭素社会の実現に向けて、相手国のニーズに応じ、二酸化炭素排出
34 削減に資するあらゆる選択肢を提示し、イノベーションの成果の普及に積極的に取

1 り組む。

2 以上を念頭に、海外におけるエネルギーインフラ輸出を、パリ協定の長期目標と
3 整合的に世界の二酸化炭素排出削減に貢献するために推進する。特に、再生可能エ
4 ネルギーについては、世界における再生可能エネルギーに対する需要拡大も踏まえ、
5 相手国の状況に合った再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、再生可能エ
6 ネルギー水素の導入及びその流通等を支援することで、各国における再生可能エネ
7 ルギーの導入ポテンシャル向上に貢献する。

8 石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットに
9 おける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支
10 援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規
11 の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。

(6) グリーン冷媒技術・製品等の国際展開

15 国際的にフロン類のライフサイクル全体に係る対策を有する国は数少なく、我が
16 国のフロン対策に関する知見は途上国等においても有用である。我が国は、モント
17 リオール議定書多数国間基金への拠出を通じて資金協力及び技術協力支援を行うと
18 ともに、フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ
19 (IFL) を中心に、フロン管理の重要性を国際的に啓発し、途上国の行政官等に具体
20 的な知見を共有する研修を継続的に開催することで、各国においてフロン類の大気
21 放出を防止する仕組みの導入を目指す活動を行う。

22 JCMを利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業を活用し、制度が
23 未整備な途上国におけるフロン類の回収・破壊に係るモデル事業を実施し、当該国
24 における制度構築に裨益する。

(7) 農林水産分野における気候変動対策の国際展開

28 農林業・その他の土地利用部門からの温室効果ガス排出量は、世界における人為
29 起源の排出量全体の約4分の1を占めており、特に途上国で排出削減を進める上で
30 高いポテンシャルを有している。このため、農地土壤炭素貯留技術や森林減少・劣化
31 対策、植林活動の推進に資する技術をはじめ、我が国の中でも優れた農林水産分野におけ
32 る脱炭素技術を、国際機関との連携や、JCM等を通じて海外に展開し、温室効果ガ
33 スの世界全体での排出削減に貢献する。

1

2 (8) 公的資金の効果的な活用と民間資金の動員拡大

3

4 資金については、政府開発援助（ODA）、ODA 以外の政府資金（OOF）等に限
5 らず、気候変動支援のための資金（気候資金）の拡大に取り組む。我が国は、世界全
6 体での抜本的な排出削減に貢献するため、2015 年の COP21 首脳会合に合わせて発
7 表した途上国支援、イノベーションからなる貢献策「美しい星への行動（ACE 2.0）」
8 の実施に向けて取り組んでおり、さらに、2021 年 6 月の G7 コーンウォール・サミ
9 ットにおいて、2021 年から 2025 年までの 5 年間で官民合わせて 6.5 兆円相当の気
10 候変動支援を実施することを表明した。引き続き、パリ協定の下で求められている
11 気候資金の供与を誠実に行う。

12 インフラシステム海外展開戦略 2025 の下のインフラ海外展開に当たっては、分
13 野別アクションプランに基づく取組を通じ、主要分野の案件のステージ毎に、脱炭
14 素化に向けた取組を把握し、脱炭素化を促進する。

15 JICA の ODA プロジェクトの実施に当たっては、環境社会配慮ガイドライン等に
16 基づき、温室効果ガス排出量及び排出削減量の評価を行う。また、緑の気候基金
17 （GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）の効果的・効率的運営に積極的に関与
18 し、相手国の資金へのアクセスを向上させるとともに、我が国や相手国の企業が GCF
19 や GEF のプロジェクトに参加し、コ・イノベーションの創出につながるよう、資金
20 メカニズムやプロジェクトサイクル等に係る理解の促進や実施機関とのネットワー
21 ク構築を進める。

22 さらに、世界銀行、アジア開発銀行等とも連携して、世界の民間資金の相手国に
23 おける脱炭素プロジェクト形成への活用を促進する。

24 これらの公的資金を効果的にレバレッジとして活用し、民間資金の活用を促すリ
25 スク低減のファイナンスやグリーンボンドのサムライ債等の活用など、民間投資を
26 促進する。

27

28 (9) 森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応

29

30 農地の拡大、燃料採取や違法伐採等による森林減少・劣化に由来する温室効
31 果ガス排出への対策が喫緊の課題となっていることから、我が国の知見や技術
32 をいかしつつ、官民連携も含め、森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄
33 積の強化を含めた途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等

1 (REDD+) をJCM-REDD+の取組などを通じて積極的に推進し、森林分野に
2 おける排出の削減及び吸収の確保に貢献する。さらに、「だいち2号」を用い
3 て世界77か国の熱帯林の伐採・変化の状況をモニタリングし、データを無償公
4 開している「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム」(JJ-FAST: JICA-JAXA Forest
5 Early Warning System in the Tropics) サービス等を通じて、途上国の中止可能
6 な森林経営を支援し、森林減少の抑制に貢献する。

7 また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第
8 48号）に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進する
9 とともにことにより、国際熱帯木材機関（ITTO）持続可能な森林経営を通じて
10 持続可能な森林経営の促進に向けた取組を支援した世界の森林減少・劣化の抑止
11 に貢献する。

3. 世界各国及び国際機関との協調的施策

15 地球温暖化問題の解決に向けて、我が国を含む先進国における温室効果ガス
16 の排出削減も重要であるが、排出量が増大している新興国・途上国での排出を
17 削減又は抑制していくこと及び気候変動の影響に対処していくことも喫緊の課
18 題である。この観点から、我が国がこれまで積極的に取り組んできている途
19 上国支援、特に、COP21と合わせて発表した貢献策「美しい星への行動2.0
20 （ACE2.0）」を着実に実施しており、今般G7コーンウォール・サミットにおいて、
21 2025年にかけて、官民の資金源から年間1,000億ドルを共同で動員するとい
22 う先進国共同の目標を再確認し、2021年から2025年までの5年間においても、
23 2020年までと同様の高い水準、すなわち5年間で官民合わせて6.5兆円相当の
24 支援を実施し、そのうち適応分野の支援を強化していくことを表明した。

25 また、これまで我が国が最大30億ドルの拠出を決定しているGCFについても、
26 拠出した資金の効果的な活用を引き続き図っていく。二国間の環境協力につい
27 ては、アジア太平洋地域を中心に環境協力覚書の締結や専門家の派遣等も含め、
28 我が国が蓄えてきた経験、知見、教訓や対策技術に立脚したものを一層推進す
29 る。

30 日中韓三カ国環境大臣会合やASEAN+3、EAS環境大臣会合等をはじめ、地
31 域の政策的な枠組みを通じた環境協力も積極的に実施する。

32 さらに、地域等の壁を越えた国際的なネットワークや国際機関等を巻き込ん

1 だ様々な主体との連携は、世界全体における温室効果ガスの排出削減のために
2 不可欠である。その取組の一環として、地球温暖化問題解決に貢献するイノベ
3 ーションの加速のために世界の産官学を集めたInnovation for Cool Earth
4 Forum (ICEF) を主催する。

5 また、メタン、ブラックカーボンなどの短期寿命気候汚染物質については、
6 2012年2月に米国等のイニシアティブにより短期寿命気候汚染物質削減のた
7 めの気候と大気浄化のコアリション（CCAC）が立ち上がった。我が国もメン
8 バー国として、短期寿命気候汚染物質削減対策について積極的に貢献していく。

9 加えて、G7・G20サミット等での多国間での議論を通じた気候変動問題に関する国際的な世論喚起や合意事項の国内実施の積極的推進、経済協力開発機構（OECD）での地球温暖化対策に関する検討、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）を通じた再生可能エネルギー導入拡大・水素利活用促進への貢献及びICAO・IMOを通じた国際交通からの排出削減への貢献、生物多様性条約でのポスト2020生物多様性枠組を契機として気候変動対策と生物多様性保全のシナジーを図るなど、国際機関との連携を一層推進する。

16

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理

1. 進捗管理方法

地球温暖化対策推進本部は、関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行う。正確な点検のためには最新の状況を把握することが必要であることから、各府省庁は、対策評価指標等の点検を行うために必要な実績値の算出等の早期化に努める。

具体的には、毎年1回、地球温暖化対策推進本部又は地球温暖化対策推進本部幹事会において、全ての対策評価指標等について、点検の前年度の実績値（前年度の実績値を示すことが難しいものについては前々年度の実績値）を明らかにするとともに、進捗状況の点検を行う年度以降の2030年度までの個々の対策の対策評価指標等の見通し（データ入手が可能な限り各年度の見通し）等を示し、併せて対策評価指標等の見通しを裏付ける前年度に実施した施策の実施状況、当該年度に実施中の施策内容等を明示するとともに、次年度以降に実施予定の予算案・税制改正案、法案等を含む対策・施策を明示する。

また、これらにより、個々の対策・施策項目について評価を行い、進捗が遅れている項目を確認し、それらの項目について充実強化等の検討を進めることとする。その際には、既に本計画に位置付けられている対策・施策の強化に留まらず、新規の対策・施策を含めて検討する。なお、進捗状況の点検の際には、個々の対策の対策評価指標と、当該対策の費用対効果について、必要に応じて精査を行うとともに、社会経済システムの変革につながる対策・施策など、現時点で対策評価指標等の評価方法が必ずしも十分に確立していない分野については、適切な評価方法を早期に確立する。

また、各対策の排出削減見込量の根拠や進捗状況点検の結果については、インターネット等を通じて公開し、国民が対策の内容や進捗状況について適切に情報を得られるようにする。

こうした毎年の進捗状況の点検に加え、毎年度の温室効果ガス排出量、隔年報告書、国別報告書等、国連気候変動枠組条約事務局に日本国政府が提出する

1 報告書のレビュー結果も踏まえつつ、少なくとも3年ごとに我が国における温
2 室効果ガスの排出・吸収量の状況その他の事情を勘案して本計画に定められた
3 目標及び施策について検討を加えるものとし、検討の結果に基づき、必要に応
4 じて本計画を見直し、変更の閣議決定を行うこととする。

5

6 また、かかる見直しに当たっては、パリ協定・COP21決定における5年ごと
7 の目標の提出・更新のサイクル等の規定を踏まえる。将来的に、パリ協定に基
8 づく透明性の仕組みに従い、取組の状況等について国際的に報告し点検を受け
9 る。

10

11 2. 定量的評価・見直し方法の概略

12 (1) 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標に関する評価方法

13 ① 温室効果ガス排出量の目標に関する評価方法

14

15 温室効果ガス排出量は、原則として、生産量、鉱工業生産指数、世帯数、床
16 面積、輸送量などの「活動量」と、「活動量当たりの温室効果ガス排出量」の
17 積として要因分解される。

18 本計画の評価においては、排出量・吸収量見通しを、原則として、活動量と
19 活動量当たりの温室効果ガス排出量の要因に分解して評価することとし、必要
20 に応じて更に要因分解を行って評価することとする。

21 この評価結果に基づき、中期目標の達成に向け、必要に応じて、温室効果ガ
22 ス別その他の区分ごとの目標、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況、個々
23 の対策、当該対策についての対策評価指標、排出削減見込量、各主体の役割及
24 び対策を推進するための施策等を見直すものとする。

25

26 A. エネルギー起源二酸化炭素の排出量見通し

27

28 エネルギー起源二酸化炭素の排出量見通しは、原則として、

- 29 i) 生産量、鉱工業生産指数、世帯数、床面積、輸送量などの「活動量」
- 30 ii) 自動車の燃費性能などの「単位活動量当たりのエネルギー消費量」
- 31 iii) ガソリン、石炭、電力などの「エネルギー種類ごとの単位エネルギー当た
32 りの二酸化炭素排出量」

1 　という3つの要因に分解される。排出量見通しの評価に当たっては、こうした
2 点を踏まえ、本計画策定時から、計画の見直し時点に至る我が国の経済情勢の
3 推移やその影響、対策効果の積算の前提として用いた各種指標の実績値の推移、
4 需要側・供給側における各対策の進捗状況や効果・影響等を勘案し、総合的に
5 行うものとする。

6

7 **B. 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量見通し**

8

9 工業過程部門については、排出区分ごとに、製品製造量、原料消費量等の想
10 定に基づいて排出量を推計する。廃棄物部門については、関連施策を踏まえて、
11 廃棄物の種類ごとの将来焼却量、埋立量等を推計し、これに排出係数を乗じて
12 算定する。

13 以上のはか、燃料の消費量、家畜飼養頭数、水田面積等を踏まえて、非エネ
14 ルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素に分けて、将来の排出量を推
15 計し、排出量見通しを評価する。

16

17 **C. 代替フロン等4ガスの排出量見通し**

18

19 代替フロン等4ガスは、オゾン層破壊物質の代替物質であり、多種多様な産
20 業・家庭・業務その他・運輸部門で幅広く使用されている。その排出量見通し
21 の評価については、活動量の推計に加え、キガリ改正に基づく代替フロンの段
22 階的削減の進捗状況、産業界の自主行動計画に基づく排出量実績や動向、代替
23 物質や代替技術の開発状況、用途別の原単位や排出削減、回収率向上等の対策・
24 施策の効果を踏まえて行うものとする。

25

26 **② 吸收源の活用の評価方法**

27

28 2013年度以降における吸収量について、毎年度、適切に整備された育成林や
29 保安林など保護・保全措置が講じられた天然生林ごとの森林面積、各種森林施
30 業の面積、公共公益施設における高木植栽面積、農地面積、農地土壌への有機
31 物の施用量、気温や降水量の気象データ等から、吸収量に関する最新の科学的
32 知見を基に推計し、評価する。

1 (2) JCM 及びその他の国際貢献に関する評価方法

2
3 JCMについては、実現した排出削減・吸収量、我が国として獲得したクレジ
4 ットに加え、登録プロジェクト数、採択済みMRV方法論数・技術の内容、持続
5 可能な開発への貢献等を含む制度の実施状況を把握し、総合的に評価する。

6 また、国際貢献として、JCMの他、産業界による積極的な取組を行うことが
7 重要であり、こうした取組を促していく観点から、その取組状況について可能
8 な限り定量的に把握する。

9
10 (3) 温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する対策の評価方法

11
12 本計画において講ずることとしている温室効果ガスの排出の量の削減等に
13 関する各種対策については、対策ごとに評価の対象とする指標を定めることとし、
14 本評価時には、当該指標に基づいて評価することを徹底していくこととする。

15 また、個別の対策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対
16 策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、こうした取組を
17 促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する主体の取組の状況に
18 について可能な限り定量的に把握する。

19 対策による温室効果ガス排出削減見込量（二酸化炭素換算）については、本
20 計画策定期点での積算の前提を明らかにすることにより、事後的な検証を可能
21 としておく。

1 **第2節 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法**

3 **1. 国民・各主体の取組の評価方法**

5 脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るために、国民一人一人や各主体の
6 理解と協力が不可欠である。

7 各主体の取組による排出削減効果については、結果として温室効果ガスの排
8 出削減効果として現れてくるものであり、省エネルギー機器の普及等定量的な
9 評価が可能なものについては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」
10 等を踏まえ、適切な対策評価指標等を活用しつつ推進状況を点検することとす
11 る。

12 また、少子高齢化、デジタル化、サーキュラーエコノミー・シェアリング、働き方
13 改革など、今後も生じてくる社会経済の変革によって、脱炭素社会への移行が加速
14 化する可能性について、分析を行う。

15 普及啓発・教育活動等を通じた国民の意識変革や行動変容ライフスタイル・
16 ワークスタイルの変革など人間の行動や物の使い方に関する取組については、
17 継続性・連続性を確保しつつ、アンケート調査等の活用を通じ、地球温暖化対
18 策の重要性や国民一人一人や各主体の取組に関する理解度や実践度の把握など
19 により関連施策の定量的な評価を実施し、PDCAサイクルによる施策の強化に
20 つなげることとする。

22 **2. 研究開発及び技術開発の評価方法**

24 省エネルギー技術などの環境・エネルギー技術の研究開発や技術開発の効果
25 は温室効果ガス排出削減対策の中で、他の施策の効果とともに具現化されるも
26 のと考えられる。

27 このため、より適切な施策の評価を実施していく観点から、環境・エネルギー
28 技術の研究開発や技術開発の強化による効果については、独立して定量的に
29 評価するのではなく、温室効果ガス排出削減対策の中で一体的にその効果を見
30 ていくこととし、適切なフォローアップを実施する。

第3節 推進体制の整備

各主体が継続的に対策・施策を進め、持続可能な脱炭素社会を構築していくためには、体系的な推進体制を整備することが重要である。

政府においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする地球温暖化対策推進本部、各省の局長級の会議である地球温暖化対策推進本部幹事会を中心に、関係府省庁が緊密に連携して取り組むこととする。その際には、関係の審議会において有識者等の意見を適時適切に聴取するとともに、関係機関との連携を図ることとする。

地域においては、関係府省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップするため、各地域ブロックに設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を、地方公共団体、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、活用する。